

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定に基づき、別冊のとおり公表する。

平成29年3月31日

静岡県監査委員 青 木 清 高

静岡県監査委員 城 塚 浩

静岡県監査委員 鈴 木 利 幸

静岡県監査委員 落 合 慎 悟

平成 28 年度

包括外部監査結果報告書

静岡県包括外部監査人

目次

第1	監査の概要		
A	外部監査の種類	1
B	選定した特定の事件	1
C	特定の事件を選定した理由	1
D	外部監査の方法	1
1	監査の対象		
2	監査の対象とする部局		
3	監査の要点		
4	監査手続の概要		
5	監査対象期間		
E	監査の実施期間	3
F	監査実施者	3
1	外部監査人		
2	補助者		
第2	利害関係	3
第3	監査の手続	4
A	日程	4
B	包括外部監査実施説明会	4
C	事前アンケート	4
D	実地監査	5
1	確認事項		
2	日程		
E	意見交換会	7
F	監査結果の提示	7
第4	監査の結果	8
A	県税	8
B	税外未収金	33
1	総論	33
2	退職手当返納命令債権	44
3	土地貸付料	47
4	産業廃棄物原状回復事業代執行費用返納金	58

5	生活保護費返還金等	63
6	看護職員修学資金返還金	79
7	中小企業高度化資金	86
8	中小企業近代化資金（設備資金）	90
9	河川占用料	94
10	地域改善対策大学等進学奨励費	109
11	教育奨学金返還金	114
12	放置違反金	119
第5 結び		124
監査結果一覧		127

第1 監査の概要

A 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに静岡県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

B 選定した特定の事件

債権管理の財務に関する事務の執行について

C 特定の事件を選定した理由

静岡県の平成26年度決算における一般会計歳入総額は1兆1,967億円、歳出総額は1兆1,801億円で、実質収支額は58億円余りとなっている。

この収入規模において、県税及び加算金を加えた実収入未済額は、102億円余りであり、前年度に比べて15.8%、19億円余りの減少となっている。これは、平成24年度から市町と協働で進めてきた特別徴収の取組、滞納処分や搜索等のスキル向上に努めてきた成果が現れてきたものと考えられる。

しかしながら、個人県民税の収入率は前年度より上昇しているものの、全国順位では、平成26年度は41位と下位グループに位置している。県の自主財源である県税の確保は重要事項であり、更なる徴収強化が必要である。

また、税外関係の平成26年度の実収入未済額は一般会計と特別会計を合わせて41億円余りで、前年と比べて微減となっている。

税外未収金については、全庁的な観点から部局を横断して対策に取り組む「税外収入債権管理調整会議」を設置し、平成23年度から過年度未収金について、回収目標や整理目標を立て、縮減に向けた各種の取り組みを行っているが、更なる徴収体制の充実が必要であると思われる。

これらの県税及び税外収入の債権管理及び徴収体制について、管理体制が適正に整備され、効率的に運用されているかという監査をすることは、今後の債権回収に対する方向性を決定する点でも極めて重要なことであると考えられる。

以上の観点から、当該テーマを選定した。

D 外部監査の方法

1 監査の対象

県税及び税外未収金の債権管理を監査の対象とした。

なお、税外未収金については、「収入未済額が多額であること」「債務者が多いこと」「現年分の収入未済額が多額であること」等に加え、整理・回

収実績や事業の属性、債権の性質等を総合的に勘案して、次の債権を対象とした。

(強制徴収公債権)

- ・ 産業廃棄物現状回復事業代執行費用返納金
- ・ 河川占用料
- ・ 放置違反金

(非強制徴収公債権)

- ・ 生活保護費返還金等

(私債権)

- ・ 退職手当返納命令債権
- ・ 土地貸付料
- ・ 看護職員修学資金返還金
- ・ 中小企業高度化資金貸付金
- ・ 中小企業近代化資金貸付金 (設備資金)
- ・ 地域改善対策大学等進学奨励費
- ・ 教育奨学金返還金

2 監査の対象とする部局

監査対象とした部局は、県税及び各税外未収金の管理並びにこれらに係る制度等を所管する部局で次のとおりである。

経営管理部、くらし・環境部、健康福祉部、経済産業部、交通基盤部、出納局、教育委員会、警察本部

3 監査の要点

- ・ 債権の発生を確実に把握し、適切に請求行為が行われているか。
- ・ 債権の回収時における手続きが、法律及び条例等に従い適正に行われているか。
- ・ 債権の収入未済額を適時に把握し、適切に対応しているか。
- ・ 長期延滞債権に対して、適切に回収対応策を講じているか。
- ・ 不納欠損処分は、法律及び条例等に従い適正に行われているか。
- ・ 債権管理体制は適正に整備され、効率的に運用されているか。

4 監査手続の概要（詳細は4ページ「第3 監査の手続」）

主要な監査手続は、次のとおりである。

- ・税務課（県税所管所属）、管財課（財産管理所管所属）から県全体の債権管理体制の概要をヒアリング。
- ・個別債権の管理担当所属にアンケートを実施し、個別債権の管理体制の概要を把握。
- ・上記の結果等を踏まえ、担当所属のヒアリング、関係書類の閲覧。
- ・関係出先機関の調査（沼津財務事務所、静岡財務事務所、浜松財務事務所、賀茂健康福祉センター、中部健康福祉センター、東部健康福祉センター、静岡土木事務所、島田土木事務所）
- ・監査結果の取りまとめに当たって、事実誤認の発生防止に配慮し、必要に応じて監査対象所属と意見交換会を実施。

5 監査対象期間

原則として平成27年度を対象とする。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

E 監査の実施期間

平成28年6月15日から平成29年3月16日まで

F 監査実施者

1 外部監査人

公認会計士 村松淳旨

2 補助者

公認会計士 加山秀剛

公認会計士 柴田 剛

公認会計士 松本次郎

公認会計士 原田俊輔

公認会計士 山本博生

公認会計士 齋藤英貴

第2 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第3 監査の手続

A 日程

時 期	内 容	備 考
平成 28 年 5 月	・ 監査テーマの決定	
平成 28 年 6 月	・ 監査実施計画策定	
平成 28 年 7 月	・ 包括外部監査実施説明会 ・ 事前アンケート	
平成 28 年 8 月～10 月	・ 実地監査の実施	
平成 28 年 10 月～ 平成 29 年 2 月	・ 追加調査 (実地監査の補完) ・ 報告書の内容調整	必要に応じて、監査対象部局からの申し出に基づき、監査対象所属との意見交換会を実施
平成 29 年 3 月	・ 監査結果の報告	知事、議会、監査委員宛て

B 包括外部監査実施説明会

日時	平成 28 年 7 月 26 日
説明者	外部監査人 村松 淳旨
出席者	・ 経営管理部総務課 ・ 監査対象所属 ・ 監査対象部局（監査対象所属が属する部局）の監査とりまとめ担当課（経理監等） ・ 監査委員事務局
説明事項	平成 28 年度包括外部監査実施計画の説明 ・ 特定事件（テーマ）の選定理由 ・ 監査の観点 ・ 監査対象所属及び対象債権 ・ 監査日程概要及び事前準備書類 ・ 事前アンケートの依頼

C 事前アンケート

各債権の管理体制の概要を把握し、実地監査の対象（閲覧書類、調査年度等）を絞り込むため、個別債権の管理担当所属にアンケートを実施。

<主な設問>

区 分	設 問
債権概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠法令 ・ 平成 27 年度の収入未済額 ・ 債務者数
債権把握と請求行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権管理簿による管理状況 ・ 督促の実施状況 ・ 貸付審査マニュアル等の有無（貸付金のみ） ・ 担保徴収の有無（貸付金のみ）
債権の回収手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権管理マニュアル等の有無 ・ 催告の実施状況 ・ 債権の収納方法 ・ 債権回収に係る体制 ・ 滞納処分の実施状況
不納欠損処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不納欠損処分の実施基準に係るマニュアル等の有無 ・ 不納欠損処分の過去実績
長期延滞債権の回収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 催告、財産調査等の実施状況 ・ 対象事案に係る進行管理表の作成の有無
債権管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回収計画の策定状況
運用の効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回収コストの算定
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権管理・徴収に係る独自取組の実施状況

D 実地監査

各個別債権を所管する所属等に対して、担当者ヒアリング及び関係書類の閲覧による実地監査を実施。

1 確認事項

観 点	内 容	閲覧書類
発生債権の把握及び請求行為の適切性	債権の実在性及び関連する内部手続きの確認・検証を行った。	根拠法令、調定票、納入通知書、債権管理簿、債権管理マニュアル等
債権の回収手続及び不納欠損処分の適切性		
債権管理体制の整備の適切性及び運用の効率性		
長期延滞債権に係る対応の適切性	債務者の財産調査の状況、回収計画等の実施状況の把握・検証を行った。	

2 日 程

	対象所属	対象債権等	実施日
経 営 管理部	人事課	・退職手当返納命令債権	平成 28 年 8 月 22 日
	税務課	・ 県税	平成 28 年 9 月 30 日
	管財課	・ 土地貸付料 ・ 税外未収金全般	平成 28 年 8 月 22 日、 23 日 平成 28 年 10 月 3 日
	沼津財務事務所	・ 県税	平成 28 年 9 月 14 日
	静岡財務事務所		平成 28 年 8 月 29 日
	浜松財務事務所		平成 28 年 9 月 26 日
くらし・ 環境部	廃棄物リサイクル課	・ 産業廃棄物原状回復事 業代執行費用返納金	平成 28 年 9 月 9 日
健 康 福祉部	地域福祉課	・ 生活保護費返還金等	平成 28 年 8 月 25 日
	地域医療課	・ 看護職員修学資金 返還金	平成 28 年 8 月 25 日
	賀茂健康福祉センター	・ 生活保護費返還金等	平成 28 年 9 月 28 日
	中部健康福祉センター		平成 28 年 8 月 30 日
	東部健康福祉センター		平成 28 年 9 月 13 日
経 済 産業部	商工金融課	・ 中小企業高度化資金 ・ 中小企業近代化資金 (設備資金)	平成 28 年 9 月 6 日
交 通 基盤部	河川砂防管理課	・ 河川占用料	平成 28 年 8 月 30 日
	静岡土木事務所		平成 28 年 8 月 30 日
	島田土木事務所		平成 28 年 9 月 21 日
出納局	会計指導課	・ 税外未収金における口 座振替 (引き落とし) 制 度の導入について	平成 28 年 11 月 24 日
教 育 委員会	教育政策課	・ 地域改善対策大学等 進学奨励費	平成 28 年 9 月 16 日
	高校教育課	・ 教育奨学金返還金	平成 28 年 9 月 16 日
警 察 本 部	交通指導課	・ 放置違反金	平成 28 年 9 月 12 日

E 意見交換会

監査対象所属からの申し出に基づいて、以下のとおり外部監査人と監査対象所属との意見交換会を実施し、報告書の記載事項に事実誤認等がないよう、相互の認識を確認・調整を行った。

対象所属		対象債権	実施日
経営管理部	人事課	退職手当返納命令債権	平成 28 年 11 月 22 日
健康福祉部	地域福祉課	生活保護費返還金等	平成 28 年 11 月 8 日

F 監査結果の提示

監査の結果は、次表に基づき「指摘」又は「意見」に整理して提示する。

区 分	内 容
指 摘	次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他重大な事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
意 見	組織及び運営の合理化など多様な観点から必要があると認める事項

第4 監査の結果

A 県税

1 債権概要

項目		内容
事業開始年度		—
所管部局・所属		経営管理部財務局税務課 県下8財務事務所
根拠法令		地方税法 静岡県税賦課徴収条例 国税徴収法
事業目的		県税の賦課徴収
平成27年度 決算状況	収入未済額(円)	9,416,337,855
	債務者数(件)	(個人住民税を除く) 27,984

2 制度概要

県税に係る各税目の概要等については以下のとおりである。

平成27年度の決算状況において、最も多くの割合を占めているのが、個人県民税で、151,566,522千円(全体の31.04%)、次いで、法人事業税が107,991,101千円(全体の22.12%)となり、合わせて全体の50%超となる。これらの税目は個人の所得や法人の売上に応じて課税されるものであり、一定以上の所得を有する個人や事業を営んでいる法人が課税対象となっている。

その他、自動車の所有に対して課税される自動車税や財貨・サービスの提供等に対して課税される地方消費税など様々な税目が存在する。

県税は、地方税法第4条により普通税及び目的税として課すことができる税目が原則定められている。普通税は、使用用途が特定されていないもので、主に、個人・法人県民税、個人・法人事業税や自動車税などが該当する。目的税は、使用用途が特定され、鳥獣の保護等に充てられる狩猟税などがある。

(単位：千円、%)

分類		税目	納税義務者	平成 27 年度 収入決算額	割合
用途	納付 (納入)				
普通	直接	個人県民税	県内に住所を有し、一定以上の所得がある個人等	151,566,522	31.04
		法人県民税	県内に事務所・事業所のある法人	19,980,408	4.09
		個人事業税	事業を営んでいる個人	5,520,467	1.13
		法人事業税	事業を営んでいる法人	107,991,101	22.12
		不動産取得税	土地、家屋を取得した者	10,502,191	2.15
		自動車取得税	自動車を取得した者	4,487,346	0.92
		自動車税	自動車の所有者	54,358,275	11.13
		鉱区税	鉱業権の所有者	3,876	0.00
		固定資産税	一定限度以上の償却資産の所有者	0	0.00
		核燃料税	発電用原子炉の設置者	930,312	0.19
	間接	地方消費税	課税業者等	89,917,402	18.42
		県たばこ税	たばこの製造業者など	4,272,296	0.87
		ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用者	2,618,554	0.54
		軽油引取税	軽油の取引をした者 (引き取り手)	36,074,120	7.39
普通	間接	特別地方消費税	旧法による地方消費税	0	0.00
		軽油引取税	旧法による軽油引取税	1,200	0.00
目的	直接	狩猟税	狩猟者の登録を受ける者	43,705	0.01
計				488,267,775	100.00

3 収入未済額の状況

過去5年間の税目別収入未済額の推移については、以下のとおりである。

平成23年度に17,545,371千円であった県税全体の収入未済額が、平成27年度には9,416,338千円となり、4年間で8,129,033千円（減少率46.3%）減少した。また、平成23年度に95.3%であった収入率についても、平成27年度には97.9%となり、4年間で2.6ポイント改善している。

特に、個人県民税については、平成23年度には14,195,173千円であった収入未済額が、平成27年度には7,977,885千円と6,217,288千円（減少率43.8%）減少しており、収入率についても、平成23年度には89.0%と全国最下位の水準であったが、平成27年度には93.9%と4年間で4.9ポイント改善している。

具体的には、平成24年度以降、滞納を未然に防ぐため、県内全市町で取組を開始した特別徴収義務者の指定推進、滞納事案に係る執行方針の策定や滞納整理のノウハウが不足している市町への県職員の短期派遣による徴収対策の支援、地方税法第48条の県の直接徴収の拡大実施など、様々な取組を市町と連携して進めた成果が表れたものと考えられる。

○県税の収入未済額の推移

（単位：千円）

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
個人県民税	14,195,173	12,251,456	10,674,961	9,083,982	7,977,885
法人県民税	124,327	105,020	91,820	72,124	62,415
県民税 計	14,319,500	12,356,476	10,766,781	9,156,106	8,040,300
個人事業税	499,939	403,467	317,435	218,504	178,942
法人事業税	208,109	170,550	129,730	87,764	94,520
不動産取得税	507,614	433,297	421,096	397,152	314,465
県たばこ税	6	6	6	0	0
ゴルフ場利用税	5,081	6,342	6,342	7,292	6,342
自動車取得税	0	0	0	0	0
軽油引取税	186,102	158,759	0	0	1,895
自動車税	1,655,668	1,394,495	1,100,504	878,327	693,669
鉦区税	57	0	0	0	0
固定資産税	0	0	0	0	0
核燃料税	0	0	0	0	0
狩猟税	0	0	0	0	0
特別地方消費税（旧法）	71	71	71	0	0
軽油引取税（旧法）	163,225	162,806	89,104	87,404	86,204
県税計	17,545,371	15,086,270	12,831,069	10,832,549	9,416,338
収入率（県税計）	95.3%	96.0%	96.6%	97.3%	97.9%

4 監査内容

県の税債権は、各財務事務所において、賦課徴収及び管理業務を行っている。

納期限までに県税が納付されない場合、各財務事務所において督促状を発付し納付を促している。督促を行っても県税が納付されない場合は、債務者に対し、自主的な納付を催告するとともに、債務者の財産状況について調査を行い、換価できる財産を発見した場合は、これを差押え、換価・配当することにより強制的に滞納税金への充当を行っている。

また、財産や生活状況の調査を行った結果、差押えできる財産がなかったり、生活が困窮しているような場合は、滞納処分の執行を停止し、徴収を猶予することとなる。

徴収業務のおおまかな流れについては以下のとおりである。

(1) 滞納としての管理開始

督促状を発付した日から起算して 10 日以内に債務者がその滞納金を完納しない場合、その翌日から滞納処分の対象となる。

(2) 納税の催告

督促状により、税金が納付されない場合、各財務事務所では、債務者の自主的な納付を促すために催告書を送付している。

催告書は、財務事務所の各担当者が随時に印刷・発送しているが、自動車税（現年課税）については、他の税目と比べ債務者数が多いため、税務課で外注した印刷業者が一括して印刷・封かんの上、各財務事務所に分配し発送している。

ただし、常習債務者や高額債務者等については、催告書を送付せず、直ちに滞納処分を実施することもある。

(3) 官公署への照会

今後、差押等を実施する上で必要となる、債務者に関する情報について官公署に照会している。この場合、郵送による照会又は直接訪問して閲覧などを行っている。

関係官公署及び調査事項は、概ね次のとおりである。

① 市町村役場

債務者の生年月日、所得の状況、市町村税の滞納状況・滞納処分の有無、固定資産の有無等を調査する。

② 裁判所等

債務者の死亡による相続の状況について、家庭裁判所で相続人の相続放棄や限定承認の事実を確認する。

また、競売又は破産事件の場合は、必要に応じて、その進捗状況の確認を管轄裁判所や破産管財人に対して行う。

③ 入国管理局

行方不明となっている外国人債務者の出入国の状況等を確認するため、外国人出入国記録、外国人登録記録等を調査する。

(4) 財産調査

差押等を実施するための財産調査を行う。この場合、関係機関等から郵送により資料を入手する方法又は直接訪問して関係資料の閲覧や関係者から聴取を行っている。

関係機関及び調査事項については、概ね次のとおりである。

① 金融機関調査

金融機関に対し、債務者の預金取引の有無、預金残高、入出金の状況等を調査する。

② 自宅・事業所

債務者の居住地や勤務先、会社所在地などに臨宅し、債務者の生活状況や経営状況の聴取、関係帳簿類の閲覧、近隣への聞き込みなどを行い、債務者の現況や資力等を調査するとともに、給与所得のある債務者については勤務先に給与の支給状況を照会する。

③ 保険会社

債務者の保険契約の有無、契約がある場合の解約返戻金の額等を調査する。

④ 債務者の取引先等

債務者が法人又は個人事業者の場合は、債務者の取引先に対し、売掛金等の債権の有無、取引金融機関名等を調査する。事前の預金調査等の結果に基づき、具体的な取引先を把握した上で、当該取引先に対して照会する。

(5) 納付書の送付

納税相談等により、一括納付が困難であると認められる場合には、債務者に対して、分割納付用の納付書を送付する。

(6) 差押警告書の送付

催告書を送付しても、自主的に納付されない場合や、分割納付の約束が守られない場合は、差押えとなる旨の差押警告書を送付する。ただし、差押警告書を送付しないで、直ちに差押え等を実施することもある。

(7) 差押えの実行・取立て・換価等

差押警告書を送付しても納付がない場合は、原則、徴税吏員の裁量によ

り、滞納額を満足する財産を差押える。差押える財産としては、預金、給与、売掛金など、取立てすればすぐに税に充当できるものと、生命保険や動産、不動産など、解約権の行使や公売などの換価手続きを経なければ、税に充当できないものがある。

(8) 換価代金等の配当

取立てた金銭や差押財産の売却代金等を滞納となっている本税や延滞金へ配当する。差押えの直接の対象となった県税のほか、県税に先行する抵当権等の債権や交付要求を受けた国税、地方税及び公課、また、配当後に残余金がある場合には債務者に金銭を交付する。

(9) 差押えの解除・公売の中止

差押えや公売の手段中に、自主納付等により完納となった場合や滞納額に見合う別の財産を提供してきた場合などは、差押えの解除や公売手続きを中止する。

(10) 滞納処分の執行の停止

債務者に、差押え等により、滞納県税への配当を見込める財産がなかったり、生活が困窮しているなどの一定の理由があり、滞納県税を徴収することができないと認められるときは、職権で滞納処分の執行を停止することができる。

(11) 資力回復調査

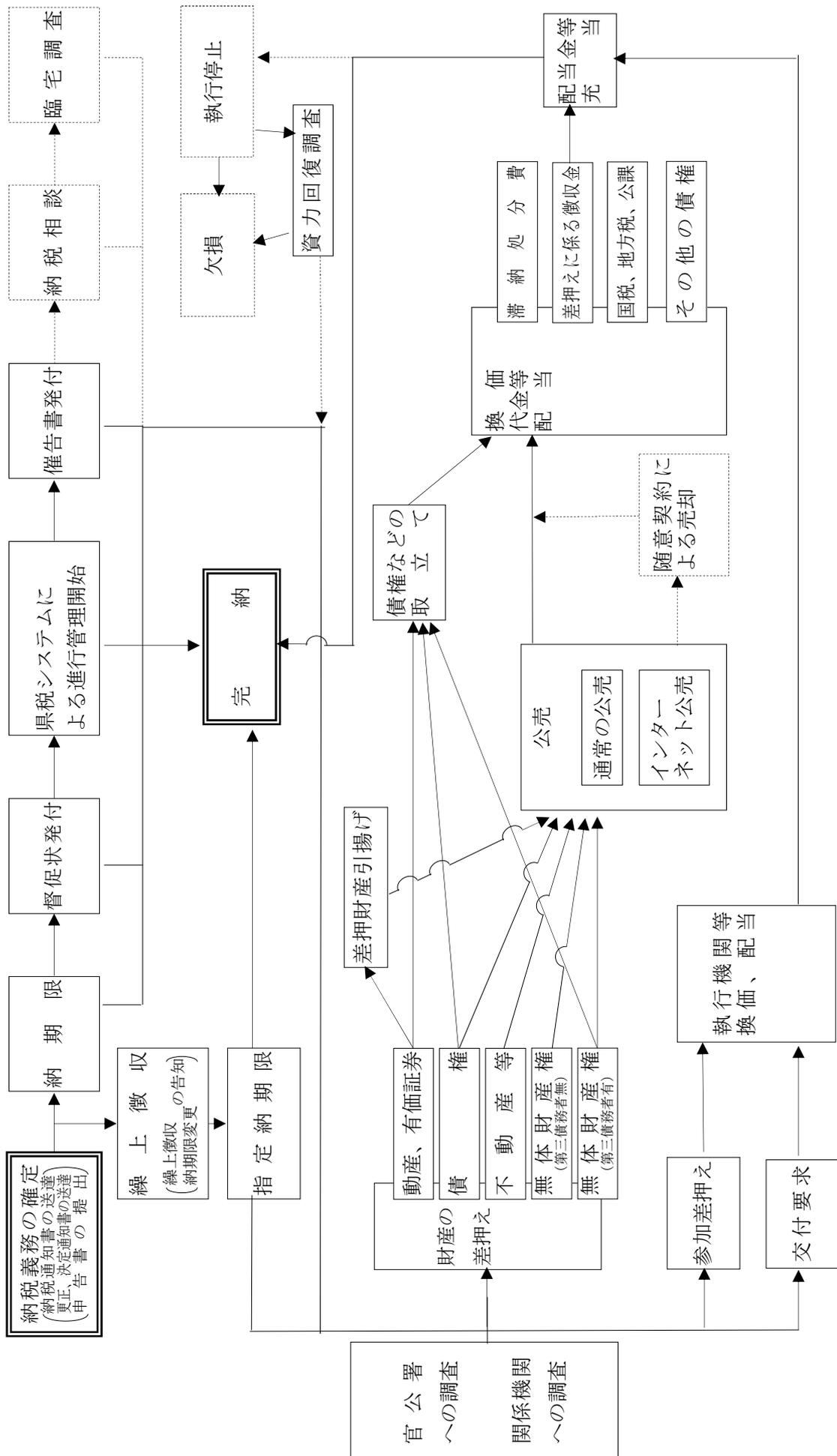
滞納処分の執行を停止した後は、債務者の資力回復調査（上記③及び④による調査）を実施し、債務者の現況が執行の停止の理由に該当しなくなったときは、当該処分を取り消して、まずは自主納付を促し、納付がないときは差押えに着手する。

(12) 納税義務の消滅（不納欠損）

地方税法第15条の7第4項の規定により、滞納処分の執行の停止が3年間継続すると納税義務は消滅する。また、限定承認があった場合や、法人の倒産で残余財産がないときや相続人不存在といった徴収できないことが明らかである場合は、同条第5項の規定により、滞納処分の執行の停止と同時に納税義務を消滅させることができる。いずれの場合も、当該滞納額は不納欠損となる。

上記に記載した徴収事務の系統を図で示すと、次のとおりである。

徴収業務システム



5 徴収対策の状況

平成 26 年度及び平成 27 年度の数値目標とその達成状況は以下のとおりである。

県税については、数値目標を設定した業務の進行管理や、現年分中心の滞納処分の滞納整理徴収強化対策等を通じて、収入未済額の縮減を図り収入率向上に努めることで、平成 27 年度の県税全体の収入未済額は、26 年度比で 1,416,211 千円の縮減、収入率が 0.6 ポイント上昇している状況である。

<数値目標と達成状況>

(単位：百万円、%)

項目		平成 26 年度			平成 27 年度		
		目標	結果	評価	目標	結果	評価
県税全体	収入未済額	11,156	10,833(△323)	○	9,666	9,416(△250)	○
	収入率	97.2	97.3(+0.1P)	○	97.8	97.9(+0.1P)	○
個人県民税	収入未済額	9,220	9,084(△136)	○	8,084	7,978(△106)	○
	収入率	92.9	93.0(+0.1P)	○	93.8	93.9(+0.1P)	○
個人県民税以外(直接徴収分)	収入未済額	1,936	1,749(△187)	○	1,582	1,438(△144)	○
	収入率	99.3	99.3(-)	○	99.5	99.5(-)	○

個人県民税の収入未済額及び収入率の推移は、以下のとおりである。平成 19 年度に地方分権を積極的に進めていく三位一体改革の一環として、地方の自主的な税源を確保するため、国税である所得税から地方税の個人住民税への税源移譲が行われたことに伴い、以降、収入未済額が増加し、平成 22 年度には、過去最も多い 158 億円となるとともに、収入率については平成 21 年度から 2 年連続して全国最下位となった。

このため、賦課徴収を直接行っている市町を含め、抜本的な対策を講じるべく、平成 24 年 2 月、静岡県個人住民税徴収対策本部会議を設置し、県と市町が協働して収入未済額の縮減及び収入率の向上に向けた取組を積極的に進めた結果、平成 24 年度以降については、収入未済額及び収入率ともに改善傾向にある。

県と市町が協働して行っている具体的な徴収対策は以下のとおりである。

(1) 特別徴収義務者の指定推進

地方税法第 321 条の 3 及び県や市町の条例により、所得税の源泉徴収を行う給与支払者(事業主)は、原則として、個人住民税の特別徴収義務者となるが、従来、この特別徴収制度の運用が徹底されていない状況であり、その結果、個人による納付忘れや滞納となる事案が多く見られた。

これらの事案の解消に向けて、平成 24 年度から、法令上対象となるにも関わらず、特別徴収義務者の指定を受けていない事業所等に対して、県内

全市町で指定を促進するための取組を開始した。これにより、特別徴収義務者である事業所を通じて納付が行われることとなり、安定的な収入確保が期待でき、かつ、指定事業所の増加に伴い、収入未済額の縮減及び収入率の向上に寄与している。

(2) 県職員の短期派遣

平成 24 年度から県職員を市町併任職員として、要望があった市町に短期間（3 か月から 8 か月程度）の派遣を行い、市町等職員と一緒に納税交渉や捜索を行うなど、徴収体制が脆弱な市町や滞納処分等のノウハウがない市町の支援を行っている。

(3) 地方税法第 48 条の規定による県直接徴収

地方税法第 48 条に基づき、平成 14 年度から個人住民税の滞納事案を市町から引き受け同税の直接徴収を実施している。また、平成 24 年度には引受件数を増やし、平成 25 年度からは特別徴収義務者の滞納事案を積極的に引き受けている。

(単位：億円、%)

	19 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	19→27
収入未済額 A (b+c)	156	175	151	128	108	94	△62
個人県民税 c	104	142	123	107	91	80	△24
同収入率	92.7	89.0	90.7	91.9	93.0	93.9	+1.2p
収入率全国順位	45 位	47 位	44 位	43 位	41 位	40 位	+5 位
個人県民税の割合 c/a	66.7	81.1	81.2	83.6	84.3	84.7	+18.0p
直接徴収分 b	52	33	28	22	17	14	△38
同収入率	98.6	98.6	98.8	99.1	99.3	99.5	+0.9p
収入率全国順位	20 位	19 位	22 位	16 位	18 位	15 位	+5 位

また、自動車税の収入未済額及び収入率の推移は、以下のとおりである。

個人県民税を除くと全体の約半分を占める自動車税の収入未済額を縮減するため、現年課税分を中心として滞納事案への早期着手及び早期滞納処分を図ることにより、収入未済額の縮減及び収入率の向上に取り組んでいる。

具体的には、平成 19 年度から滞納整理強化期間を設定し、現年課税分の滞納整理を積極的に進めるとともに、平成 26 年度には現年課税分の文書一斉催告の期限を例年の 10 月下旬から 9 月下旬に前倒しで実施するなど、早

期着手を図っている。

加えて、平成 27 年度には、督促状への滞納処分の対象となる旨の警告チラシの同封や、送付した文書催告を確認するよう記載したハガキの送付など、様々な取組により、平成 19 年度末から平成 27 年度末までの 8 年間で、滞納額を 17 億円縮減している。

(単位：億円)

項目	19 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	19→27
収入未済額	24	17	14	11	9	7	△17
収入率	95.9%	96.8%	97.2%	97.7%	98.1%	98.5%	+2.6p
個人県民税を除く滞納額	52	33	28	22	17	14	△38

6 現地調査

【静岡財務事務所】

(1) 概要

項目		内容
所在地		静岡市駿河区有明町2-20
管轄区域		静岡市
債権回収担当者		正規職員 23 名 その他（非常勤・臨時・再任用等） 6 名
平成 27 年度	収入未済額（円）	1,234,585,251
決算状況	債務者数（件）	（個人住民税を除く） 3,682

(2) 調査内容

静岡財務事務所が管理している収入未済額のうち、平成 27 年度末の収入未済額が 1,000 千円以上の債務者及び平成 25 年度以前に課税した収入未済額のうち、金額の大きい上位の債務者を抽出し、管理資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを行った。

① 決算状況の推移

平成 23 年度に 3,124,933 千円だった収入未済額は、平成 27 年度までに 1,890,348 千円減少し 1,234,585 千円（減少率 60.5%）となっている。これにあわせて、収入率も平成 23 年度 96.9%であったものが、平成 27 年度には 98.9%と 2.0 ポイント改善している。平成 24 年度以降、全財務事務所が一体となり、市町等と協働して取り組んでいる徴収対策の効果があらわれているものと考えられる。

（単位：千円、%）

年度	区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率
平成 23 年度	現年分	113,195,679	112,193,794	4,045	997,840	99.1
	滞納繰越分	3,583,011	970,502	485,416	2,127,093	27.1
	合計	116,778,690	113,164,296	489,461	3,124,933	96.9
平成 24 年度	現年分	113,929,777	113,085,451	1,739	842,787	99.3
	滞納繰越分	3,089,910	986,555	390,226	1,713,129	31.9
	合計	117,019,887	114,072,006	391,965	2,555,916	97.5
平成 25 年度	現年分	131,269,100	130,646,675	1,106	621,319	99.5
	滞納繰越分	2,620,595	835,508	426,391	1,358,696	31.9
	合計	133,889,695	131,482,183	427,497	1,980,015	98.2
平成 26 年度	現年分	134,308,207	133,762,418	9,270	536,519	99.6
	滞納繰越分	1,957,061	565,899	383,413	1,007,749	28.9
	合計	136,265,268	134,328,317	392,683	1,544,268	98.6
平成 27 年度	現年分	138,767,253	138,264,992	4,463	497,798	99.6
	滞納繰越分	1,536,642	539,738	260,117	736,787	35.1
	合計	140,303,895	138,804,730	264,580	1,234,585	98.9

② 滞納処分状況の推移

滞納処分状況の推移は以下のとおりである。

過去5年間の換価処分額については、平成23年度から平成26年度までは約1,000件、30,000千円から40,000千円程度で推移しているが、平成27年度には、1,650件、59,430千円と大幅に増加している。その要因は、預金や生命保険などの債権の差押えの増加によるものである。

これら、預金や生命保険などの債権は、金額の多寡はあるが、換価可能な資産の中で、債務者が所有している可能性が最も高く、不動産のように第3債務者との権利関係や換価時における公売などの複雑な手順を踏む必要がないことから、積極的に差押え・換価を行っているため、換価処分額の99%を占めている。

また、不動産や有価証券についても差押え及び換価を行っているが、換価の実績は平成25年度の2,290千円（不動産）のみである。これらは、差押え後、換価に至ることは少なく、滞納税金の納付を促し、納付確認後に差押え解除を行うことがほとんどである。

その他、自動車や家電製品、宝飾品などの動産についても差押え及び換価を行っているが、滞納額に見合う動産の公売が少ないことなどから実績は少額にとどまっている。

○換価処分状況

(単位：千円、件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
換価処分額	43,813	41,279	32,240	33,275	59,430	
換価処分件数	1,134	1,141	965	965	1,650	
金額内訳	不動産	—	—	2,290	—	—
	動産	120	—	51	32	81
	電話加入権	—	—	—	—	—
	債権	43,277	40,659	29,684	32,992	59,164
	その他	416	620	215	251	185
	計	43,813	41,279	32,240	33,275	59,430

(参考) 差押実施状況

(単位：件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
不動産	3	6	8	8	1	
動産	2	2	12	14	25	
債権	預金	1,173	1,096	882	872	1,594
	給与	19	20	11	16	15
	生命保険	60	79	32	63	115
	その他	10	16	24	49	54
	小計	1,262	1,211	949	1,000	1,778
その他	44	65	44	36	24	
計	1,311	1,284	1,013	1,058	1,828	

③ 債権管理の状況

債権管理及び徴収に係る取組として、徴収体制の見直しを平成28年度に実施している。収入率の向上と収入未済額の縮減を図るため、機能分担型の体制（早期着手・早期滞納解消に努める現年班、より緻密な納税交渉・調査・処分を行う中長期班、速やかに債権確保を図る高額班）が最も有効な体制であるとの考えによる見直しである。

具体的には、下記のように納税第1課第1班に自動車税に特化した自動車税現年班を、納税第2課第2班に一般税に特化した一般税現年班を設置し、現年課税分の滞納整理（財産調査、滞納処分）の早期着手に取り組んでいる。

(平成27年度)

納税第1課	第1班（6人）	現年（自動車税・一般税）
	第2班（5人）	高額（25万円以上の事案）
納税第2課	第1班（8人）	現年・中長期（葵区、駿河区）
	第2班（4人）	現年・中長期（清水区）



(平成28年度)

納税第1課	第1班（7人）	自動車税現年班
	第2班（4人）	高額班（25万円以上の事案）
納税第2課	第1班（7人）	中長期班
	第2班（4人）	一般税現年班

④ 収入未済額の内訳

平成 27 年度末の収入未済額が 1,000 千円以上の高額事案（抽出）等については以下のとおりである。

これらの収入未済額は、主に法人県民税や法人事業税などの滞納によるものである。

静岡財務事務所では、高額事案の全ての債務者（A、B、C）について、電話や臨宅などの催告や折衝により債務者と定期的に接触するとともに、預金や不動産等の財産調査を行い、その結果を踏まえ、個別事案ごとの対応方針を決定の上、滞納整理を行っている。

いずれの債務者についても、課税庁における過年度の申告書類等の調査に基づく更正等によって一度に高額な課税が発生している案件である。現時点では一括納付の資力がなく、加えて、国税等の滞納と重複している状況にあるため、分納不履行による債権の差押え又は納付相談により分納に応じている状況であり、完納までにはかなりの期間が必要であることが推測される。

（単位：円）

債務者	年度	税目	収入未済額			方針
			本税	その他 (確定延滞金等)	計	
A	27	・法人県民税 ・法人事業税 他	9,040,100	2,328,300	11,368,400	差押え
B	27	・個人事業税	1,000,000	0	1,000,000	財産調査
C	26	・法人県民税 ・法人事業税 他	1,213,800	418,600	1,632,400	分納管理
D	15、20 ～23、 26	・法人県民税 ・法人事業税 他	381,268	412,250	793,768	その他
E	24～ 28	・法人県民税 ・法人事業税 ・自動車税 他	248,300	481,900	730,200	分納管理
F	19～ 21、24 ～25、 27～28	・自動車税	589,614	93,700	683,314	差押え

(3) 監査結果

① 指摘

なし

② 意見

ア 徴収可能性による分類について

県税における債務者の管理については県税システムにより進行管理が行われている。県税システムでは、債務者に関する様々な情報（本税や延滞金などの金額、時効完成日や預金等の財産調査実施日などの日付、債務者の概況や納付状況などの特記事項に係るデータなど）を管理して、効率的な滞納整理の進行管理に利用されている。

現状の限られた人員で、更に滞納処分を進め、収入率を向上させるためには、優先順位を設定し高額案件や徴収困難案件について、どのような方針で滞納整理を進めていくのか、納税課全体の課題として共有し、組織的に進行管理を進めていくことが有効であると考えられる。このための手段として、当該システムに徴収可能性による分類、例えば、納税折衝や財産調査の結果に基づき、①徴収可能な案件、②徴収困難な案件、③徴収不能な案件という分類情報を持たせて、活用してはどうだろうか。当該システムから、徴収困難な案件リストを出力して、このうち高額な案件を中心に上位者が集中してヒアリングを実施し、具体的な滞納整理の方針について助言・指導を行うなど積極的にかかわることにより、より効率的な滞納整理に繋がるものとする。

また、現状抱えている滞納案件のうち、今後、実際にどれだけ徴収可能なのか、件数及び金額ベースで全体の状況を一覧で把握することが可能となり、全体の滞納整理方針や計画策定に活用するなどメリットは大きいのではないかと考える。

イ 明確な整理方針の記載について

滞納が発生した場合、担当者は債務者に対して、電話連絡や預金等調査、納税折衝等を行い、県税システムの「経過記事登録メニュー」に、その内容や結果を記載し保存している。

今回、これらの内容が記載されている経過記事一覧を閲覧したところ、各種調査の結果は記載されているものの、その結果を受けて今後どうしていくかなどの結論・方針が記載されていないものが散見された。

担当者に確認したところ、調査結果が判明した都度、上司と相談して今後の滞納整理方針を決め、「滞納整理方針登録メニュー」で分納管理、財産調査、差押えなどの項目を入力しているとのことである。

そのため、経過記事一覧に滞納整理方針の記載がなくても、調査結果を受けて、今後の滞納整理方針の検討、見直しを行っているため、当面

は問題ないと考えられる。

しかし、滞納整理が長期にわたる場合、担当課内での情報共有や正確な引継の観点から、当該経過記事においても、調査結果に対する結論・方針を残し、過去からの経緯や整理方針がわかるようにしておくことが望ましいと考える。

【沼津財務事務所】

(1) 概要

項目		内容
所在地		沼津市高島本町1-3
管轄区域		沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
債権回収担当者		正規職員23名 その他（非常勤・臨時・再任用等）4名
平成27年度	収入未済額(円)	1,938,941,348
決算状況	債務者数(件)	(個人住民税を除く) 7,054

(2) 調査内容

沼津財務事務所が管理している収入未済額のうち、平成27年度末の収入未済額が1,000千円以上の債務者及び平成25年度以前に課税した収入未済額のうち金額の大きい上位の債務者を抽出し、管理資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを行った。

① 決算状況の推移

平成23年度に3,360,827千円だった収入未済額は、平成27年度までに1,421,886千円減少し1,938,941千円（減少率42.3%）となっている。これにあわせて、収入率も平成23年度93.9%であったものが、平成27年度では97.4%と3.5ポイント改善している。平成24年度以降、全財務事務所が一体となり、市町等と協働して取り組んでいる徴収対策の効果があらわれているものと考えられる。

(単位：千円、%)

年度	区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率
平成23年度	現年分	57,298,758	56,376,760	2,895	919,103	98.4
	滞納繰越分	3,591,183	816,988	332,471	2,441,724	22.7
	合計	60,889,941	57,193,748	335,366	3,360,827	93.9
平成24年度	現年分	59,198,580	58,486,955	1,977	709,648	98.8
	滞納繰越分	3,350,068	834,097	330,714	2,185,257	24.9
	合計	62,548,648	59,321,052	332,691	2,894,905	94.8
平成25年度	現年分	74,784,073	74,147,620	2,800	633,653	99.1
	滞納繰越分	3,017,201	766,855	350,583	1,899,733	25.4
	合計	77,801,274	74,914,505	353,383	2,533,386	96.3
平成26年度	現年分	79,770,528	79,150,744	22,099	597,685	99.2
	滞納繰越分	2,509,163	648,453	284,395	1,576,315	25.8
	合計	82,279,691	79,799,197	306,494	2,174,000	97.0
平成27年度	現年分	81,414,577	80,850,410	3,172	560,995	99.3
	滞納繰越分	2,167,241	578,243	211,052	1,377,946	26.7
	合計	83,581,818	81,428,653	214,224	1,938,941	97.4

② 滞納処分状況の推移

滞納処分状況の推移は以下のとおりである。

過去5年間の換価処分の件数及び金額については、約1,000件、55,000千円程度で推移しているが、換価処分量については、平成24年度に79,323千円、平成25年度には64,475千円と大幅に増加している。その要因は、預金や生命保険などの債権の差押えにおいて、差押え件数の増加及び比較的高額な差押え事案が多かったことによるものである。

これら預金や生命保険などの債権は、金額の多寡はあるが、換価可能な財産の中で、債務者が所有している可能性が最も高く、不動産のように第3債務者との権利関係や換価時における公売などの複雑な手順を踏む必要がないことから、積極的に差押え・換価を行っているため、換価処分量の99%を占めている。

また、不動産については過去5年間の換価実績がない。毎年度、差押えの実績はあるが、実際には換価までに至ることはまれであり、滞納税金の納付を促し、納付確認後に差押え解除を行うことがほとんどである。

その他、自動車や家電製品、宝飾品などの動産についても差押えを行っているが、買い手がつかず公売が不調となるなどの理由により、平成25年度以降は換価実績がない。

○換価処分状況

(単位：千円、件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
換価処分量	51,487	79,323	64,475	55,241	55,226	
換価処分件数	1,560	1,202	1,093	1,074	1,163	
金額内訳	不動産	—	—	—	—	—
	動産	58	918	—	—	—
	電話加入権	—	—	—	—	—
	債権	50,461	78,290	63,818	54,839	54,252
	その他	968	115	657	402	974
	計	51,487	79,323	64,475	55,241	55,226

(参考) 差押実施状況

(単位：件)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
不動産		7	5	8	3	0
動産		8	21	21	10	11
電話加入権		0	2	1	—	—
債権	預金	1,387	1,118	980	887	963
	給与	23	22	24	39	75
	生命保険	120	164	247	323	239
	その他	18	19	17	14	22
	小計	1,548	1,323	1,268	1,263	1,299
その他		28	20	25	20	33
計		1,591	1,371	1,323	1,296	1,343

③ 債権管理の状況

債権管理及び徴収に係る取組として、「平成28年度滞納整理実施要領」を定めて、収納率の向上と滞納の縮減を図っている。この中で、徴収事務執行体制については、納税第1課に高額滞納事案（100万円以上の高額滞納事案）及び長期累積滞納事案（平成26年度以前課税の長期滞納事案）を担当する「納税第1班（高額・長期滞納徴収担当）」と長期累積滞納事案のみを担当する「納税第2班（長期及び超長期滞納徴収担当）」を配置し、納税第2課に自動車税現年滞納事案（平成27年度・平成28年度課税）を担当する「納税第1班（自動車税現年徴収担当）」と一般税現年滞納事案（自動車税現年徴収担当の所管分を除く平成27年度・平成28年度課税）を担当する「納税第2班（一般税現年徴収担当）」を配置し、事務の執行を行っている。

課名	班名	担当事案	重点事項
納税第1課	納税第1班 （高額・長期滞納徴収担当）	・高額滞納事案（滞納税額100万円以上の事案） ・長期累積滞納事案（平成22～26年度課税）	・新規発生事案の早期着手 ・滞納処分の実施と執行停止の処理の推進
	納税第2班 （長期及び超長期滞納徴収担当）	・超長期累積滞納事案（平成21年度以前課税） ・長期累積滞納事案（平成22～26年度課税）	・滞納処分の実施と執行停止の処理の推進

納税第2課	納税第1班 (自動車税現年徴収担当)	・自動車税現年滞納事案 (平成27年度、28年度課税)	・現年課税分：一斉催告による自主納付及び早期調査・早期処分 of 推進による現年収納率の向上 ・滞納繰越分：滞納処分の実施と執行停止の処理の推進により2班又は1課への引継(平成27年度課税分を年度途中で実施)件数の縮減。
	納税第2班 (一般税現年徴収担当)	・一般税現年滞納事案(自動車税現年徴収担当の所管分を除く平成27年度、28年度課税)	・現年課税分：一斉催告による自主納付及び早期調査・早期処分 of 推進による現年収納率の向上。 ・滞納繰越分：滞納処分の実施と執行停止の処理の推進により1課への引継件数の縮減。

④ 収入未済額の内訳

平成27年度末の収入未済額が1,000千円以上の高額事案(抽出)等については以下のとおりである。

これらの収入未済額は、他の財務事務所と同様、主に法人県民税や法人事業税などの滞納によるものである。

沼津財務事務所では、これらの全ての債務者(破産管財人を含む。)について、電話や臨宅などの催告や折衝により債務者と定期的に接触するとともに、会計帳簿による資力調査や預金、不動産等の財産調査を行い、その結果を踏まえ、個別事案ごとの対応方針を決定の上、滞納整理を行っている。

現在、分納管理を行っている債務者が多いが、課税庁における過年度の申告書類等の調査に基づく更正や決定の処分等によって、一度に高額な課税が発生している者が多く、加えて、国税等と滞納が重複していることや事業の資金繰りに手一杯の状況などの理由により、現時点では分納計画どおりに納付できていない状況が多く見受けられ、完納までにはかなりの期間が必要であることが推測される。

(単位：円)

債務者	年度	税目	収入未済額			方針
			本税	その他 (確定延滞金等)	計	
A	22～ 23、27	・法人県民税 ・法人事業税 他	4,409,600	7,369,300	11,778,900	分納管理
B	27	・不動産取得税	2,342,600	0	2,342,600	財産調査
C	27～ 28	・法人県民税 ・法人事業税 他	1,604,100	219,800	1,823,900	分納管理
D	21～ 22、25 ～27	・法人県民税 ・法人事業税 他	6,924,793	10,697,400	17,622,193	分納管理
E	26	・法人県民税 ・法人事業税 他	4,164,300	711,200	4,875,500	財産調査
F	22、27	・法人県民税 ・法人事業税 他	2,364,600	1,919,800	4,284,400	分納管理
G	25	・不動産取得税	15,303,100	0	15,303,100	分納管理
H	28	・法人県民税 ・ゴルフ場利用税	7,543,400	56,500	7,599,900	分納管理
I	23～ 25	・法人県民税 ・ゴルフ場利用税	6,345,881	406,300	6,752,181	交付要求
J	26～ 28	・法人県民税 ・法人事業税 ・自動車税 他	1,976,500	208,300	2,184,800	分納管理
K	27	・法人県民税 ・法人事業税 他	5,718,000	1,836,000	7,554,000	分納管理

(3) 監査結果

① 指摘

なし

② 意見

ア 徴収可能性による分類

前述の【静岡財務事務所】と同様であり、そちらを参照されたい。

イ 明確な整理方針の記載

前述の【静岡財務事務所】と同様であり、そちらを参照されたい。

【浜松財務事務所】

(1) 概要

項目		内容
所在地		浜松市中区中央1-12-1
管轄区域		浜松市、湖西市
債権回収担当者		正規職員 23 名 その他（非常勤・臨時・再任用等） 4 名
平成 27 年度 決算状況	収入未済額（円）	2, 224, 053, 526
	債務者数（件）	（個人住民税を除く） 7, 413

(2) 調査内容

浜松財務事務所が管理している収入未済額のうち、平成 27 年度末の収入未済額が 1, 000 千円以上の債務者及び平成 25 年度以前に課税した収入未済額のうち金額の大きい上位の債務者を抽出し、管理資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを行った。

① 決算状況の推移

決算状況の推移は以下のとおりである。

平成 23 年度に 3, 716, 896 千円であった収入未済額は、平成 27 年度までに 1, 492, 843 千円減少し 2, 224, 053 千円（減少率 40.2%）となっている。これにあわせて、収入率も平成 23 年度 94.3%であったものが、平成 27 年度では 97.6%と改善している。平成 24 年度以降、全財務事務所が一体となり、市町等と協働して取り組んでいる徴収対策の効果があらわれているものと考えられる。

（単位：千円、%）

年度	区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率
平成 23 年度	現年分	71, 762, 308	70, 862, 991	7, 884	891, 433	98. 7
	滞納繰越分	4, 320, 765	869, 275	626, 026	2, 825, 463	20. 1
	合計	76, 083, 073	71, 732, 266	633, 910	3, 716, 896	94. 3
平成 24 年度	現年分	75, 411, 738	74, 602, 814	2, 760	806, 164	98. 9
	滞納繰越分	3, 687, 836	816, 137	389, 236	2, 482, 463	22. 1
	合計	79, 099, 574	75, 418, 951	391, 996	3, 288, 627	95. 3
平成 25 年度	現年分	88, 775, 671	88, 025, 413	5, 445	744, 813	99. 2
	滞納繰越分	3, 397, 964	795, 285	395, 616	2, 207, 063	23. 4
	合計	92, 173, 635	88, 820, 698	401, 061	2, 951, 876	96. 4
平成 26 年度	現年分	98, 474, 053	97, 813, 408	1, 123	659, 522	99. 3
	滞納繰越分	2, 909, 728	752, 281	312, 292	1, 845, 155	25. 9
	合計	101, 383, 781	98, 565, 689	313, 415	2, 504, 677	97. 2
平成 27 年度	現年分	98, 150, 011	97, 443, 841	2, 089	704, 081	99. 3
	滞納繰越分	2, 480, 162	745, 913	214, 277	1, 519, 972	30. 1
	合計	100, 630, 173	98, 189, 754	216, 366	2, 224, 053	97. 6

② 滞納処分状況の推移

滞納処分状況の推移は以下のとおりである。

過去5年間の換価処分の件数及び金額については、底をついた平成25年度以降、平成26年度から平成27年度にかけて増加傾向が見られ、平成27年度には、件数、金額ともに大きく増えて、それぞれ、2,239件、117,051千円となっている。

その主な要因は、平成26年度に、現年課税分について、人員増による徴収体制強化を図ったことで、差押え及び換価が増加したことによるものである。

換価処分の状況については、預金や生命保険などの債権の換価が全体の63%で他の事務所と比べると割合が低く、不動産、自動車、家電製品、宝飾品などの動産及びその他（出資金など）の割合が高い傾向にある。

○換価処分状況

(単位：千円、件)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
換価処分類		88,293	95,143	83,719	102,001	117,051
換価処分件数		1,695	1,795	1,629	1,788	2,239
金額内訳	不動産	17,781	15,196	2,035	3,722	1,074
	動産	1,293	1,136	2,346	21,342	464
	電話加入権	—	—	—	—	—
	債権	60,435	63,648	55,737	78,955	75,296
	その他	8,784	15,163	16,571	—	42,368
	計	88,293	95,143	76,689	104,019	119,202

(参考) 差押実施状況

(単位：件)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
不動産		18	22	11	14	1
動産		48	17	19	28	5
電話加入権		—	—	—	—	—
債権	預金	1,505	1,450	1,542	1,577	1,889
	給与	27	6	24	14	23
	生命保険	75	96	55	88	129
	その他	—	48	42	50	35
	小計	1,607	1,600	1,663	1,729	2,076
その他		72	53	53	47	54
計		1,745	1,692	1,746	1,818	2,136

③ 債権管理の状況

債権管理及び徴収に係る取組として、収入率の向上と収入未済額の縮減を図るため、次のような機能分担型の体制で滞納整理にあたっている。

(平成 28 年度)

納税第 1 課	第 1 班 (7 人)	現年担当 (自動車税・一般税)
	第 2 班 (5 人)	高額担当 (30 万円以上の事案)
納税第 2 課	第 1 班 (6 人)	滞納繰越担当
	第 2 班 (6 人)	

また、浜松財務事務所は静岡財務事務所及び沼津財務事務所と比較して、収入未済額及び債務者数がともに多い特徴がある。この要因として、自動車税の外国人債務者が多いことが挙げられる。外国人の場合は、言葉そのものや税制度の理解不足により、滞納となるケースもあるが、日本人と区別することなく、督促状発付後、催告、財産調査、差押処分を実施している。また、必要に応じて、タイヤロックや捜索といった滞納処分を行っている。なお、外国人については、日本語に英語やポルトガル語を併記した文書や通訳者の設置など対応に配慮している。

④ 収入未済額の内訳

平成 27 年度末の収入未済額が 1,000 千円以上の高額事案 (抽出) 等については以下のとおりである。

これらの収入未済額は、主に法人県民税や法人事業税の滞納が多数を占めているが、決定の処分等により軽油引取税の高額滞納案件が発生している。

浜松財務事務所では、預金や生命保険、不動産等の財産調査による差押えや参加差押えを行うとともに、電話や臨宅などの催告や折衝により債務者と定期的に接触し、その結果を踏まえ、個別事案ごとの対応方針を決定の上、徴収を行っているが、他の財務事務所と同様、国税等と滞納が重複している者が大多数を占めている状況である。

下記の債務者のうち、I の収入未済額が高額であるが、当初の税額約 249,000 千円から約 163,000 千円を回収して現在約 85,000 千円まで縮減している。現在は、1 月当たり 50~100 千円が分納されているが、全額回収が難しい状況であるため、さらに財産調査を徹底し、回収可能な財産を調査中である。

また、約半分の債務者は最終納付日から 1 年以上が経過若しくは納付実績がないなどの状況であることから、現在進めている財産調査や債務者の

実態調査の結果を踏まえ、滞納税額に見合う財産がないようであれば、完納を目指すのではなく、滞納処分の執行の停止等の選択肢も視野に入れて対応していくものと思科される。

(単位：円)

債務者	年度	税目	収入未済額			方針
			本税	その他 (確定延滞金等)	計	
A	23、25 ～27	・個人事業税	1,379,000	60,000	1,439,000	財産調査
B	21～28	・法人県民税 ・法人事業税 ・自動車税 他	2,237,900	534,935	2,772,835	差押え
C	20	・不動産取得税	9,820,840	0	9,820,840	財産調査
D	19～28	・法人県民税 ・法人事業税 ・不動産取得税 他	1,919,177	185,700	2,104,877	財産調査
E	24、26	・個人事業税	1,092,907	194,600	1,287,507	分納管理
F	21～24	・法人県民税 ・不動産取得税 ・自動車税	5,884,854	0	5,884,854	財産調査
G	23、26 ～27	・法人県民税 ・法人事業税 他	1,247,680	1,052,600	2,300,280	財産調査
H	17～25	・法人県民税 ・法人事業税他	1,955,878	847,500	2,803,378	差押え
I	16～18、 20、23、 25～26	・軽油取引税	85,753,950	63,855,200	149,609,150	財産調査

(3) 監査結果

① 指摘

なし

② 意見

ア 徴収可能性による分類

前述の【静岡財務事務所】と同様であり、そちらを参照されたい。

イ 明確な整理方針の記載

前述の【静岡財務事務所】と同様であり、そちらを参照されたい。

B 税外未収金

1 総論

(1) 収入未済額の状況

① 収入未済額の推移

平成 22 年度末に 2,001,056 千円であった収入未済額は、平成 27 年度までに 2,105,511 千円（増加率 205.2%）増加し、4,106,567 千円となっている。

その要因として、収入未済額の新規発生は、例年、150,000～200,000 千円で推移しているが、平成 23 年度に中小企業高度化資金貸付金 1,530,007 千円、平成 25 年度に産業廃棄物原状回復代執行費用 663,908 千円と高額な案件が発生したことが挙げられる。

また、平成 27 年度末における収入未済額の主な内訳は、中小企業高度化資金貸付金、産業廃棄物原状回復代執行費用、母子父子寡婦福祉資金貸付金、県営住宅使用料の 4 つの債権で 3,433,975 千円、全体の 83.62%を占めている。

これらの債権は、他の債権と比較すると 1 件当たりの金額が大きい又は、件数が多いなどの特徴があり、収入未済額の増減に大きな影響を与えている。

(単位：千円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現年度分	1,821,817	185,321	828,048	189,933	184,228
滞納繰越分	1,773,235	3,319,763	3,298,952	3,927,677	3,922,339
計	3,595,052	3,504,084	4,127,000	4,117,610	4,106,567

収入未済額の内訳（平成 27 年度末）

(単位：千円、%)

債権名	収入未済額			割合
	現年度	滞納繰越分	計	
中小企業高度化資金貸付金	0	1,919,067	1,919,067	46.73
産業廃棄物原状回復代執行費用	0	746,889	746,889	18.19
母子父子寡婦福祉資金貸付金	59,820	466,564	526,384	12.82
県営住宅使用料	26,623	215,012	241,635	5.88
その他	97,785	574,807	672,592	16.38
計	184,228	3,922,339	4,106,567	100.00

② 収入未済額の縮減に向けた取組

ア 「税外収入債権管理調整会議」の設置

平成 23 年度に税外未収金の縮減に向けて、「税外収入債権管理調整会議」を設置し、全庁的な対策の推進に向けた各種調整等を管財課が中心となって行っている。

項目	内 容
情報の共有	各部局の取組のうち、特に成果が出ている取組について情報交換を実施
縮減目標の設定・実績報告	○26 年度縮減額目標 約 213,000 千円 ○26 年度実績 約 199,000 千円（達成割合：約 94%） ○27 年度縮減額目標 約 212,000 千円
各種取組の実施	毎年度、回収強化期間を設定し、一斉催告（電話、臨宅、文書）を実施 ○27 年度実施期間 現年度分 …12～1 月 滞納繰越分…10～11 月 計 4 か月

イ 研修会の開催

徴収業務に従事する職員の意識改革や徴収技術向上を目的として、平成 23 年度から外部の専門家による私債権中心の研修会を開催している。

また、強制徴収公債権については、平成 27 年度から税務課が主催する税務研修を受講することにより研修体制の整備を行った。

ウ マニュアルの整備

平成 23 年度に債権管理の具体的な取扱いを記載した「債権管理マニュアル」を策定し、各部局に提供した。

また、平成 24 年度には、不良債権処理の推進のために、「回収困難と認められる債権」の判断ポイント等を盛り込んで、より実務に役立つマニュアルに改定した。

エ その他の取組

債権回収の外部委託に関する情報収集及び各部局への情報提供を行うとともに、収納にかかる口座振替の導入を推進するため、出納局との調整及び各種の情報提供を行っている。

(2) 債権の管理方法

静岡県では、地方自治法、同施行令等の関係法令に基づくほか、債権管理事務の専決区分や債権管理簿の整備について定めた「静岡県財産規則」、督促の方法や延滞金について定めた「静岡県税外収入の督促等に関する条例」等に基づき、債権管理を実施しているところであるが、更に、債権の発生から消滅に至るまでの事務処理上の一般的な基準及び手続を統一・整理した「債権管理事務取扱要領」（昭和40年10月1日制定、平成25年3月29日最終改正）を制定して、事務の円滑な実施を図っている。

各部局では、当該要領のほか、必要に応じて、各債権の特性や事情に即した債権取扱の方針等を、マニュアル等として整備し、運用している。

債権管理の基本的な流れは次ページ図のとおりである。

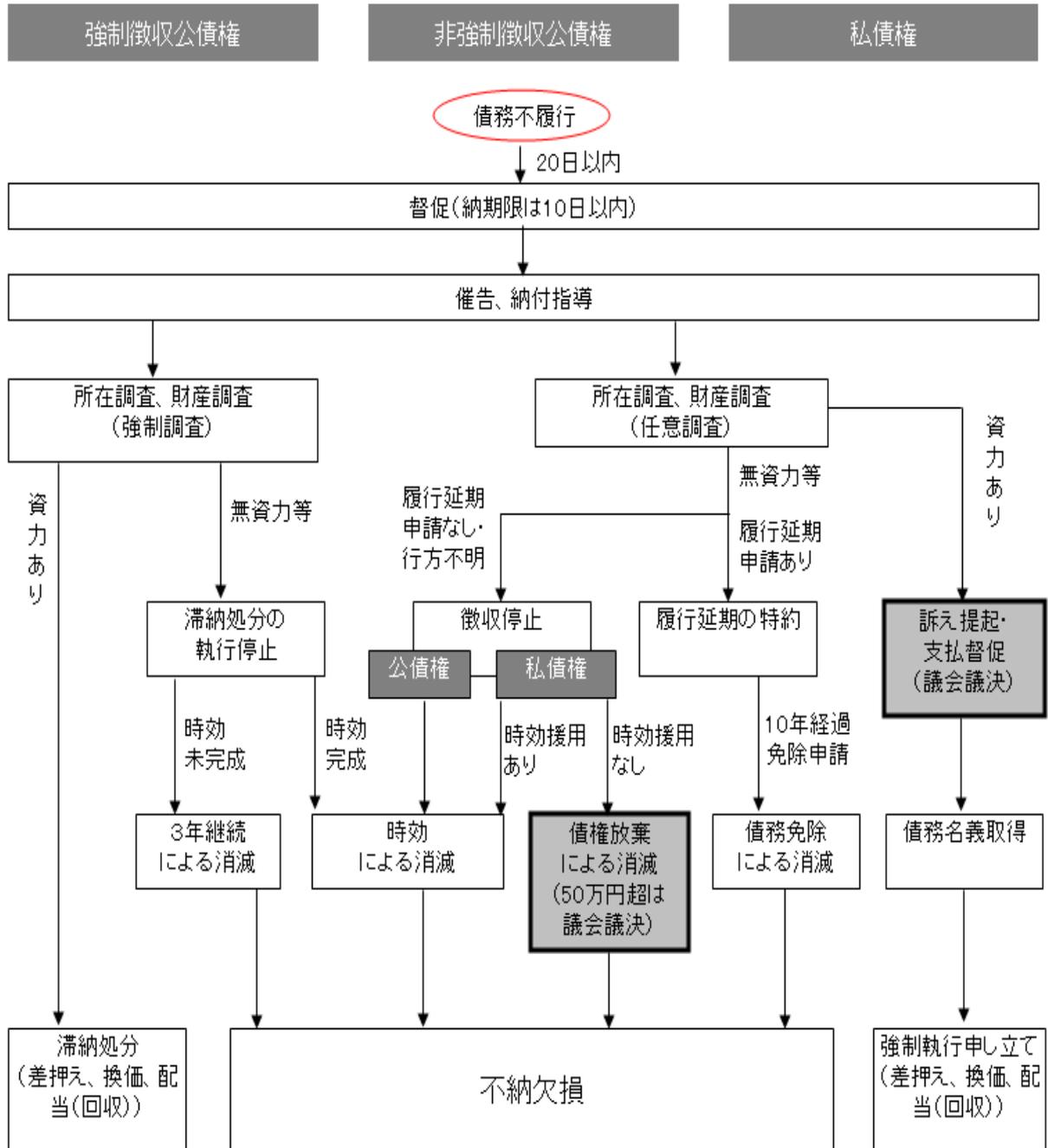
① 債権管理簿への登載

静岡県財産規則において、債権管理簿及び様式と備え付けの義務が定められ、登載事項及び登載する債権が次のとおり定められている。

登載事項	「債務者住所及び氏名」「債権金額及び履行期限」「債権の発生原因及び発生年度」「債権の種類」「利率その他利息に関する事項」「延滞金に関する事項」「債務者の資産又は業務の状況に関する事項」「担保（保証人の保証を含む。）に関する事項」「その他債権管理の状況に関する事項」「債権の保全又は取立て等の措置のてん末」
登載する債権	<ul style="list-style-type: none">・貸付金（利息を含む。）に係る債権・売買代金に係る債権で、その履行が分割の方法によるもの・督促状に指定する期限までにその全額が履行されなかったもの

実際の債権管理においては、財産規則に定められた登載事項に加えて、債務者との接触記録や財産調査の状況などの事項を更に付加した債権管理簿を作成している所属や、データ化して表形式の債権管理簿としている所属があるなど、各現場において使い勝手の良い方法により作成している。

＜債権管理事務の基本的な流れ＞



は議決又は議会議決を要する手続

② 財産調査

滞納者との交渉に進展がない場合等、法的措置等の滞納整理の方針を決定するために、滞納者の納付能力を調査する。

ア 強制徴収公債権

個別法により定められた調査権に基づき調査を行うことができる。

イ 非強制徴収公債権及び私債権

調査をするための根拠法令がないため、任意調査と位置づけて実施している。

(調査先から根拠法令についての問合せや回答拒否の連絡があった場合は、債権回収という行政の目的に沿ったものであることを説明し、協力を依頼している。)

③ 法的措置・執行停止（徴収停止）等

ア 強制徴収公債権

強制徴収公債権については、地方税法等の例により、債権者である県に自力強制執行の権限が認められているため、財産がある場合には、滞納処分（差押え）を行い、差押え財産の換価、配当により債権を回収する。

財産がない場合には、滞納処分の執行停止を行い、執行停止の状態が3年経過した場合には、債権は消滅する。

イ 非強制徴収公債権・私債権

非強制徴収公債権及び私債権については、債権者である県は、民事契約の一当事者に過ぎず、強制執行の権限が認められていないため、次の3つの方法により債権の回収を図る。

- ・担保権の実行（物的担保を有している場合）
- ・債務名義がある債権についての強制執行の申し立て
- ・債務名義がない債権についての訴訟手続

④ 徴収体制

ア 人員配置の状況

債権管理事務取扱要領において、徴収事務を含む一連の債権管理事務は、当該債権に係る事務又は事業を所掌する各所属が実施することとされている。

これらの体制について、事前アンケートを行った結果、配置されている職員の約6割が正規、残りの4割が非常勤・臨時及び再任用職員とな

っていた。また、正規職員の約3割が専任、残りの7割は他の業務との兼任という状況であった。

一方で、非常勤・臨時及び再任用職員については、ほとんどが専任で電話等による催告や債権者管理簿の整理などの徴収業務に従事している状況である。

また、非常勤・臨時職員のみが徴収業務に従事していることはほとんどなく、基本的には正規職員の指示のもと、徴収業務に従事している又は補助的役割として配置されているケースが多く見受けられた。

(参考) 事前アンケート結果 (単位：人、%)

区分	人数			割合	
	専任	兼任	計	専任	兼任
正規職員	17	36	53	32.08	67.92
その他（非常勤・臨時・再任用職員等）	44	1	45	97.78	2.22
計	61	37	98	—	—

※事前アンケートは監査受検対象所属のみを対象に実施

イ 共同管理の試行

平成28年度から、税外未収金の回収促進を目的として、先進県の事例を参考に管財課と税外未収金を所管する一部の所属が共同で債権の調査及び催告等を試行し、司法手続による回収を前提とした債権回収・整理の促進効果を検討するとともに、債権管理に関する知識・経験を蓄積して各部局に還元する取り組みを開始している。

この取り組みは、催告をしても容易に徴収できない一部の滞納債権を対象に、預金などの財産調査や分納相談などを管財課と税外未収金を所管する所属が共同で行うものである。また、法的措置の実施を前提とし、その判断基準として債権の区分を行うものである。

⑤ 不納欠損処分

不納欠損処分とは、調定し納入を告知した歳入が、徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いであり、債権者である地方公共団体の判断の結果として債権を免除又は放棄する場合と、債権者の判断を待たず時効等により債権が消滅する場合に大別される。

また、不納欠損処分の手続きは、徴収できないとする判断や消滅時効適

用の態様が、「強制徴収ができる債権」と「強制徴収ができない債権」とでは大きく異なる。特に、前者は滞納処分の執行停止状態が3年経過したことによる債務の消滅が制度化されている一方で、後者のうち、特に私債権においては、債務の免除要件（最初の履行期限の特約から10年経過かつ無資力）を満たさない債権を放棄する場合に議会の議決が必要とされている。

債権区分毎の不納欠損処分の手続きは、次に示すとおりである。

債権の区分	強制徴収の可否	滞納処分の方法	不納欠損処分を行う場合	
			債権の徴収ができないと判断した場合	時効により債権が消滅した場合
公債権	可	国税の滞納処分の例による	○滞納処分の執行停止による消滅 (地方税法第15条の7第1項、第4項、第5項)	
		地方税の滞納処分の例による	*執行停止3年継続 ほか	
非強制徴収公債権	否	支払督促など法的手続きによる	○債務の免除 (地方自治法施行令第171条の7第1項) *最初の履行期限の特約から10年経過かつ無資力	○債権放棄 (地方自治法第96条第1項第10号) *議会の議決が必要 *債務者、連帯保証人の死亡や破産による免責等を含む。
私債権			*5年時効	○債務者による消滅時効の援用 (民法167条 ほか) *10年時効 ほか

⑥ 延滞金（遅延損害金）

延滞金（遅延損害金）については、公債権及び私債権の利率が次のように定められている。

区分	利率	根拠
公債権 （延滞金）	県税を滞納した場合の例による※	・ 静岡県税外収入の督促等に関する条例第3条 ・ 地方税法（附則第3条の2第1項他） ・ 租税特別措置法第93条第2項
私債権 （遅延損害金）	約定利率 又は 法定利率	・ 民法第419条第1項 ・ 静岡県財務規則第59条第1項に基づき契約で定める（基準：年10.75%） ・ 契約で定めのない場合は法定利率 民法第404条（年5%）又は商法第514条（年6%）

※平成25年3月以前の納期限の債権については年7.3%。平成25年4月以後の納期限の債権については毎年利率が変動しており、平成28年は納期限後1か月以内は年2.8%、1か月経過後は年9.1%。

県では、延滞金（遅延損害金）については、元本が全額納付され徴収すべき金額が確定した時点で調定を行っている。

このため、現地調査において、延滞金（遅延損害金）の発生が予定されているにも関わらず、調定するまでの間、県が延滞金（遅延損害金）の額を算出して債務者と共有していないケースが見受けられた。

⑦ 口座振替（自動引き落とし）による収納

債権の納入に係る県民の利便性及び納期内納付率の向上を目的として、県では昭和45年度から口座振替による収納制度を導入している。従前は、県の会計システムが口座振替制度に対応していなかったため、制度を導入した各債権の個別システム又は手処理により事務に対応する必要があり、制度導入は一部の債権に限られていたが、会計システムを管理している出納局が、平成26年度に会計システムの改修を行い、現在は全ての債権において、システム処理による口座振替が可能となった。

しかしながら、現状、税外未収金の口座振替による収納については、教育奨学金返還金、公営住宅使用料、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、道路占用料など一部の債権のみへの導入にとどまっている。実地監査において確認したところ、現在、全ての債権においてシステム処理による口座振替が可能であることを知らなかったケースや、口座振替制度の利用の是非自体の検

討がされていないケースが見受けられた。

(3) 監査結果

① 指摘

なし

② 意見

ア 財産調査に係る調査事項等の統一について

公債権、私債権のいずれにおいても、法的措置の実施に先立って財産調査を実施する必要があるが、現状では、債権管理簿の様式は定められているが、担当者が任意で必要事項を判断して記録している。このため、担当者や所属によって、財産調査における調査内容やその記録状況にバラツキが見られた。

財産調査は、その後に続く法的措置等の滞納整理の方針を決定するための、重要な調査であることから、所属や担当者に左右されない、効率的かつ的確な財産調査を実施するためには、まず、債権管理簿に記載する財産調査の実施内容について記載事項を定めておくことが必要と考える。

併せて、基本的な調査方法等を示すことにより、更なる調査の質の向上を図ることができると考える。

イ 徴収体制の強化等について

税外未収金を所管する受検対象所属に対して、事前アンケートや実地監査での聞き取り等を行った結果、正規職員の多くが、徴収業務と他の業務を兼任していることが分かった。加えて、徴収業務への従事経験がない職員も見受けられた。

税外未収金は、債権の性質や事業の行政目的等によって、債権回収の様相が様々であり、特に、非強制徴収公債権や私債権については、制度上、税との共通点が少ないため、県内部に制度に習熟した職員が少なく、債務者の連絡先の確認、継続的な納付交渉、時効中断措置など回収に必要な基礎的なノウハウが十分蓄積されておらず、債権管理の水準を十分に確保できていない状況である。

今後、県が収入未済額の縮減を進めるに当たっては、まず、税外未収金全般の実務に通じた専門的な人材を育成することが肝要である。

具体的には、管財課に、県税や他債権の徴収業務の経験がある再任用職員等を配置し、当該職員が専属で各部局の徴収業務の相談や実際の徴収業務への同行、司法手続の共同実施などの支援を行うことで、実際の業務に従事しながらノウハウを蓄積していくことが可能となると考える。

また、平成 28 年度から試行している債権の共同管理について、その範囲を広げていくことでも、上記と同様の効果が得られると思われる。

これらの取り組みにより、実務に即した共通マニュアルの整備、研修、継続的な業務支援等、実際の現場で使える形で、各部局へノウハウを還元することが必要であると考ええる。

ウ 延滞金（遅延損害金）の管理について

延滞金（遅延損害金）は、元本の完納時に金額が確定するため、元本の完納後に調定を行うこととなっている。実地監査において各部局に確認したところ、元本の完納後に調定を行うことを理由に、延滞金（遅延損害金）の発生が予定されているにもかかわらず、元本完納までの間、定期的に算定が行われていないケースが見受けられた。

債権管理は、あくまでも、延滞金（遅延損害金）も含めた債務の完済を目標とするものである。また、元本完済までの間に債務者が延滞金（遅延損害金）の発生を認識することができないことで、実際の徴収時において、トラブルの要因となることも懸念されることから、定期的に延滞金（遅延損害金）を算定し、債権管理簿に登載して管理すること及び通知等の方法により債務者に延滞金（遅延損害金）の存在を認識させることが必要であると考ええる。

エ 不納欠損処分の推進について

私債権については、民法で、債権の性質により 1 年から 10 年間の消滅時効期間が規定されているが、公債権と異なり、消滅時効期間が経過したことのみで債権は消滅せず、債務者が時効の援用を行うことで時効が完成することとなる。

今回の実地監査において、看護師修学資金返還金のほか、複数の債権において、消滅時効期間が既に経過しているが、債務者との連絡が取れず、時効の援用が行われないため、不納欠損処分ができていない状況が見受けられた。

消滅要件を満たすことができない債権の多くは、かなりの長期間にわたり債務者との接触が取れず、所在不明であるケースや、債務者との接触が取れている場合でも資力が乏しいことが多く、債務の完全な履行が困難であり、県が債権を持ち続けても費用対効果が上がらないと推測される。また、これらの債権が積み重なることで、今後も収入未済額が増加していくことが懸念される。

各部局においては、イで述べたとおり、任意回収の場面における債権管理の水準を高めることにより、回収困難な債権についての処理方針を

早期に決定して、徴収停止、履行延期等の具体的な措置を速やかに行い、将来の時効経過、免除又は債権放棄による不納欠損を遅滞なく行えるようにすることが重要であると考えます。

また、現在の債権管理マニュアルでは、徴収停止の判断のポイントが「例示」されているが、具体的な手続きや必要書類等について詳かではない。

今後、管財課において、私債権の不納欠損処理を進めている他県の先行事例を研究する等により、不納欠損に至るまでの実態調査のノウハウや徴収停止の判断基準などについて、より具体的で実践的な内容のマニュアルに改善していくこと、併せて、各所属がマニュアルを運用するに当たっては、実務支援に積極的に取り組んでいくことが必要と考える。

オ 口座振替制度導入の推進について

口座振替制度は、納入者が金融機関に出向く手間を省き、納期限の失念による未納などの人為的なミスを防止することができるなど、債権の納期内納付の推進に当たって極めて有効な制度である。

しかしながら、税外未収金については、教育奨学金返還金、公営住宅使用料、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、道路占用料など一部の債権のみへの導入にとどまっている。

その要因として、平成 26 年度に実施されたシステムの改修により、現在は全ての債権において、システム処理による口座振替が可能となっていることを各部局が知らないなど、周知が十分に行き届いていないことが推測される。

口座振替制度の導入の促進により、納期内納付率の向上が見込めるだけでなく、督促事務等の業務量減による債権管理事務の効率化など多くの効果が見込めることから、各債権の性質と導入効果を精査した上で、全庁的に一層普及させることが望ましいと考える。

このために、まずは、制度の運用及びシステムを所管する出納局が、口座振替制度導入に係る具体的なマニュアルの作成や相談対応などの支援を積極的に行っていくことが必要と考える。

また、管財課においては、出納局に協力して、税外未収金に係る口座振替制度の導入について各部局へ周知していくことでこれらの取り組みが一層推進されるものと考えます。

2 退職手当返納命令債権

(1) 債権概要

項 目		内 容
債権分類		私債権
事業開始年度		平成 15 年度
所管部局・所属		経営管理部職員局人事課
根拠法令		静岡県職員の退職手当に関する条例第 12 条の 3
事業目的		在職中の行為に係る刑事事件に関して禁錮以上の刑に処せられた元職員に対して行った退職手当返納命令に係る債権の返納
平成 27 年度	収入未済額 (円)	26,887,670
決算状況	債務者数 (人)	1

(2) 制度概要

静岡県職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という。）第 12 条の 3において、「退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額を返納させることができる。」と定められている。

(3) 監査内容

① 収入未済額の状況

ア 収入未済額の発生

元職員は平成 14 年 4 月に退職手当の支給を受けたが、業務上預り保管中の現金を横領したことにより、平成 15 年 6 月に懲役 1 年 6 月、執行猶予 3 年の刑事罰に処せられた。県では条例に基づき、平成 16 年 2 月に元職員に対して退職手当の返納命令を行った。

しかし、元職員から、県の返納命令に対する異議申立や審査請求が行われた結果、分割返納が開始されたのは、返納命令から 1 年 6 か月後の平成 17 年 8 月（退職手当の支給から 3 年 4 か月後）となった。

イ 収入未済額の状況

過去 5 年間の収入未済額の推移は、以下のとおりである。

債務者は現在、年金収入から年 231,000 円を分割納付しているが、収入未済額は平成 27 年度末時点で 26,887,670 円であり、全額を返納する

までに 100 年超かかる計算になる。

(単位：円)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収入未済額	27,789,670	27,567,670	27,345,670	27,118,670	26,887,670
返納額(単年)	218,000	222,000	222,000	227,000	231,000
返納額(累計)	3,409,000	3,631,000	3,853,000	4,080,000	4,311,000

② 債権の返納状況

所管課では、当該債権が発生した2か月後の平成16年4月に督促状による督促を実施した後、年に1回以上、債務者と面談を行い、本人の返済意思を確認するとともに、建物及び土地等の不動産については、登記情報を取得するなど、任意の財産調査により資産状況の把握に努めている。

現状、債務者は、年金収入があり、返済意思を持っているため、当該収入から、年231,000円が返納されているが、自宅の土地等の所有資産については、相続財産であり、未分割共有になっているなどの理由により、資産の売却による回収が図れない状況である。

また、退職手当の支給から返納が開始されるまでに3年4か月と時間を要し、その間、不動産名義の変更など、財産移動が行われたため、初期段階で債権を回収することができず、これまでの回収額累計が平成27年度末時点で4,311,000円に留まっていること及び今後の返納見込等を考慮すると、債権全額を返納させることは非常に困難であると考えられる。

③ 不納欠損処分状況

退職手当返納命令債権について、過去5年間において不納欠損処分を実施した実績はない。

④ 遅延損害金の管理状況

退職手当返納命令債権の遅延利息等については、契約書等、特段の定めがないことから、民法第404条及び第419条の規定により、納期限の翌日から法定利率である年5%の延滞金が発生することとなる。

県における遅延損害金の取扱いについては、債権の元本が完納され、金額が確定した段階で、収入調定を実施することとなっているため、平成27年度末時点で退職手当返納命令債権にかかる遅延損害金は収入未済額として計上されていないが、債権管理簿等により平成27年度末時点で17,000

千円程度の遅延損害金が発生していることを把握している。

(4) 監査結果

① 指摘

なし

② 意見

ア 債権の回収に向けた継続的な協議の実施について

当該債権については、退職手当の支給から返納が開始されるまでに判決の確定、異議申立棄却や審査請求棄却の決定を待たなければならなかったため、債務の返納が開始されるまでに3年4か月と時間を要した。その間、不動産名義の変更など、財産移動が行われた結果、初期段階において債権を回収することができず、これまでの回収額累計も平成27年度末時点で4,311,000円に留まっている。

また、自宅の土地等の不動産の所有を確認しているが、相続財産であり、未分割共有になっているなどの理由により、資産の売却等、返納のための具体的な対応が図られていない状況である。

これらの資産等については、引き続き、毎年度、登記簿等を取得し所有状況を確認するとともに、資産売却等により、債務を返納するよう債務者と継続的に協議を行っていくべきである。現在の年金収入による返納だけでは100年を超える返済期間がかかるため、債権全額を回収する手法として現実的ではないと考える。

イ 遅延損害金の管理について

県の債権において遅延損害金が発生した場合、債権の元本を完納したときに、当該事業年度において調定することとなっている。

債権管理簿上、収入未済額は年々減少しているため、順調に返納が行われているように見えるが、遅延損害金は債権発生後から平成27年度までの間、一度も調定が行われていない状況であり、その額（平成27年度末時点で遅延損害金は約17,000千円程度）を含めた場合、実際の返納額は遅延損害金の発生額未満であり、実質的な債権額は年々増えている状況にある。

遅延損害金が発生する以上、本件のような、分割返納させるケースでは、債権管理簿に遅延損害金の額を記載するとともに、毎年度、債務者に対して、書面により通知して遅延損害金の発生について認識させるべきである。

3 土地貸付料

(1) 債権概要

項 目		内 容
債権分類		私債権
事業開始年度		昭和 55 年度
該当部局		経営管理部財務局管財課
根拠法令		・ 民法 ・ 借地借家法 ・ 普通財産の貸付けの取扱いについて
事業目的		県有普通財産の貸付
平成 27 年度 決算状況	収入未済額 (円)	23,684,814
	債務者数 (人)	24

(2) 制度概要

県では、「普通財産の貸付けの取扱いについて(平成 20 年 9 月 1 日制定)」において、「未利用となった財産は売却処分を原則とする」「普通財産の貸付けは、現に貸付中の当該財産を従前の使用者に貸し付ける場合を除き、原則として、国若しくは他の地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用若しくは公益事業の用に供する場合又は県にとって有利である場合であって、売却処分ができない場合に、行うことができる」と定めている。

ただし、一部廃川敷等については、県が国から譲受を受けた普通財産として管理するようになる以前から住宅敷等として占有してきた個人等(戦後の混乱期に河川敷に居住・占有していた者や昭和 33 年の狩野川台風の被災者)に対して、当該財産を適正に管理する見地から土地の貸付を行っている。

(3) 監査内容

① 貸付状況

平成 27 年度末時点での、管財課における普通財産(土地)の貸付の状況は以下のとおりである。

件数ベースでは、貸付件数 103 件のうち、市町等への貸付(公用等)を除く 75 件、約 73%が廃川敷等の貸付である。(これらは、個人等への貸付であり、1 件当たりの貸付規模が小さいため、貸付面積及び貸付料ともに、全体の数%を占めているに過ぎない。)

区分		件数	貸付面積	貸付料	備考
土地全体		103 件	232,674.74 m ²	167,751,441 円	
うち 廃川敷等	安倍川	52 件	3,405.19 m ²	8,746,656 円	個人等への貸付け
	中津川	5 件	596.00 m ²	235,901 円	
	その他 廃川敷等	18 件	1,862.54 m ²	1,609,540 円	
	計	75 件	5,863.73 m ²	10,592,097 円	
その他		28 件	226,811.01 m ²	157,159,344 円	市町等への貸付け

② 債権管理の状況

債権管理については「普通財産貸付料滞納対策実施方針」に基づき債権の回収事務や滞納整理事務を実施している。

債務者ごとに個別に債権管理簿を作成しており、債権管理簿ファイルには、債権管理簿の他に、面談記録、債務承認および納付誓約書、基礎状況調査書（※）などが綴られている。債権管理簿ファイルに、インデックスを付けて、個人別に資料がファイルされているが、複雑な案件については、別途ファイルが作られているものもあった。

債務者の現況をとりまとめるための定まった様式などは存在せず、債権管理簿ファイルではなく、貸付一覧（電子ファイル（エクセル））の備考欄にコメントされている状況であった。（※基礎状況調査書：親族の状況、資産・負債の状況、納付が滞っている事情等を、最初の臨宅時に、債務者に記載させるもの。）

③ 収入未済額の状況

現在収入未済となっている全てが、県が国から譲与を受けた普通財産として管理している廃川敷等の占有者に対する債権である。

管財課では、これら廃川敷等に係る土地貸付の解消を図るため、土地賃貸借の契約年数（30年）が経過した場合に、県が認める借地権控除を適用した売払い（減額売却）等により、契約者への買受勧奨を進めている。（廃川敷等に係る土地賃貸借契約のうち、49.3%が30年を経過している。）

また、収入未済になっている案件の契約を解除して、土地の売却を図っていきたいと考えているが、契約者は、土地上の建物の所有者でもあるため、返還時に契約者が負担する、土地を更地にするための建物除却費用等が、実行上の障壁になっている。

なお、現在、契約者が所在不明になっている案件の一部について、顧問弁護士と相談しながら、不在者財産管理人による建物の所有権放棄により、処分を進めようとしているものがある。

過去5年間の収入未済額の推移は、以下のとおりである。

収納率は平成23年度に91.2%であったのが、平成27年度は88.1%と、若干ではあるが低下傾向にある。さらに現年度分と過年度分の内訳は、現年度分の収納率は平成23年度に98.3%であったのが、平成27年度には98.6%と改善傾向にある一方で、過年度分については、平成23年度に9.1%であったのが、平成27年度には3.8%に低下している。また、過年度分の収納率は、過去5年間の平均で7.5%と低い水準にとどまり、収入未済額も年々増加傾向にある。

(単位：千円)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額 (A)	202,619	213,105	205,188	208,597	201,288
収納額 (B)	183,759	192,409	182,661	183,980	174,910
調定減額 (C) (不納欠損額等)	1,060	1,665	1,917	2,617	2,692
差額 (収入未済額) (D=A - B - C)	17,799	19,030	20,609	21,999	23,684
調定額－調定減額 (E=A - C)	201,558	211,440	203,270	205,980	198,595
収納率 (F=B/E)	91.2%	91.0%	89.9%	89.3%	88.1%

(内訳) 現年度分 (平成27年度末時点)

(単位：千円)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額 (A)	186,507	195,306	186,153	187,987	179,288
収納額 (B)	182,295	190,476	181,288	182,645	174,075
調定減額 (C) (不納欠損額等)	1,060	1,665	1,917	2,617	2,692
差額 (収入未済額) (D=A - B - C)	3,151	3,164	2,951	2,724	2,521
調定額－調定減額 (E=A - C)	185,447	193,641	184,239	185,370	176,596
収納率 (F=B/E)	98.3%	98.4%	98.4%	98.5%	98.6%

(内訳) 過年度分 (平成 27 年度末時点)

(単位：千円)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
調定額 (A)	16,111	17,799	19,030	20,609	21,999
収納額 (B)	1,464	1,932	1,372	1,334	835
調定減額 (C) (不納欠損額等)	0	0	0	0	0
差額 (収入未済額) (D=A - B - C)	14,647	15,866	17,658	19,274	21,163
調定額－調定減額 (E=A - C)	16,111	17,799	19,030	20,609	21,999
収納率 (F=B/E)	9.1%	10.9%	7.2%	6.5%	3.8%

④ 不納欠損処分状況

滞納している収入未済額については、債務承認及び納付誓約書により、納付義務があることを債務者に承認させることで、時効とならないように管理しているため、消滅時効による不納欠損処分を実施した実績はない。平成 24 年度に実施した不納欠損処分は債務者である賃借人の死亡及び相続放棄によるものである。

過去 5 年間の不納欠損処分金額の推移は、以下のとおりである。

(単位：円)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
不納欠損額	—	418,566	—	—	—
件数	—	1	—	—	—

⑤ 遅延損害金の管理状況

土地貸付料は私債権かつ金銭債権であるため、遅延損害金については、原則として民法などの私法秩序が適用される。金銭債権の遅延損害金については、民法第 419 条第 1 項に基づき、契約書等であらかじめ法定利率を上回る約定利率を定めてあればそれにより、そうでなければ法定利率を適用することになる。

県では、「静岡県財務規則」第 59 条第 1 項及び「静岡県財務規則の施行について」(昭和 39 年 4 月 1 日付け財第 61 号、会第 241 号総務部長、出納事務局長通達) 第 30 で、遅延損害金の約定利率の基準を定めており、金銭債権の場合は原則として年 10.75%としている。土地貸付料については、契約書で上記の基準どおりに約定利率を定めているので、年 10.75%の遅延損害金が発生することとなる。

県における遅延損害金の取扱いについては、債権の元本が完納され、金額が確定した段階で収入調定を行い、債権として管理（債権管理簿に登載）している。平成 27 年度末時点までの当該遅延損害金の調定額は 4,235 千円であり、うち、3,922 千円が収入未済額となっている。

⑥ 高額滞納者の状況

平成 27 年度末における土地貸付料の収入未済額の上位 5 名の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

債務者	収入未済額		計	収入未済額 発生年度
	現年度	過年度		
A	425	7,749	8,175	H9～H18、H21～H27
B	276	1,968	2,244	H19～H27
C	—	1,802	1,802	H19～H25
D	118	1,390	1,509	H10～H27
E	124	1,222	1,346	H13～H27
小計	945	14,132	15,078	
収入未済額（全体）			23,684	
収入未済額に占める割合			63.7%	

これら上位 5 名について、債権管理簿、面談記録、債務承認及び納付誓約書、基礎状況調査書等の閲覧により管理状況等の検証を行った。

また、県では、高額滞納の一部について、平成 26 年度に、弁護士への貸付料督促業務委託を検討したが、費用対効果が低いと判断し、実施には至っていない。

(債務者 A)

調査項目	内容
債権金額	8,175,365 円
遅延損害金	470,417 円
滞納状況	最も古い債権では平成 9 年度に調定を実施した債権から滞納している状況にある。平成 19 年度と平成 20 年度に調定した債権については完納されているが、それ以外の年度に発生した債権については滞納している状況である。直近で平成 25 年 4 月に 30,000 円の入金があった以降は入金がなされていない状況である。

滞納理由	貸付地に「契約者が所有する建物」と「内縁関係の夫が所有する建物」があり、契約者が後者の建物の敷地部分の賃貸料の支払を拒否し滞納が発生した。平成 18 年に後者の建物の敷地部分についてのみ契約を解除したが、前者の建物の敷地については、契約者に建物を撤去する資力がないため滞納発生が続いている。
面談記録	督促状の送付、電話催告、臨宅等を実施しているが、連絡が取れないことが多い。面談ができ入金約束等を行うものの、入金がなされないことが多い。
基礎状況調査書	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の徴取：平成 20 年 3 月 ・同居親族：無 ・家計補助相談できる親族：有（不定期な補助） ・資産・負債状況：不明 直近の債務者の財産の状況等については、本人が明らかにしないため不詳。
保証人	保証人の設定はない。
回収計画 (回収方針)	現時点で具体的な回収計画は策定されていない。不定期に面談できた時に入金をお願いする状況である。平成 21 年度に建物の差押え（競売）及び賃料債権の差押えを検討しているが、実行には至っていない。
その他補足情報	平成 7 年 7 月までは土地を住居として使用していたが、その後一部賃貸等を行っていた時期もあった。現在は建物の賃貸を行っておらず、住居として使用もしていない状況である。

(債務者 B)

調査項目	内容
債権金額	2,244,830 円
遅延損害金	1,240,571 円
滞納状況	平成 19 年度に調定した債権から滞納している状況である。直近で平成 25 年 7 月に 30,000 円の入金があった以降は入金が行われていない状況である。
滞納理由	生活困窮
面談記録	督促状の送付、電話催告、臨宅等を実施しているが、平成 25 年 2 月に本人から電話連絡があった以降、直接連絡が取れていない。

基礎状況調査書	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の徴取：平成 22 年 1 月 ・同居親族：無 ▪ 家計補助相談できる親族：有 (実質的な補助はない模様) ・資産・負債状況：市税 300 万から 400 万滞納 直近の債務者の財産の状況等については、面会ができず、把握ができていない
保証人	保証人の設定はない。
回収計画 (回収方針)	現時点で具体的な回収計画は策定されていない。不定期に面談できた時に入金をお願いする状況である。
その他補足情報	当初契約者は母親であったが、相続により平成 14 年度から現債務者に変更となった。

(債務者 C)

調査項目	内容
債権金額	1, 802, 408 円
遅延損害金	41, 678 円
滞納状況	平成 19 年度に調定した債権から滞納している状況である。直近で平成 22 年 1 月に 3, 090 円の入金があった以降は入金がない状況である。
滞納理由	生活困窮
面談記録	督促状の送付、電話催告、臨宅等を実施している。連絡の都度、可能な限りの入金を依頼しており、不定期に入金がある状況であったが、平成 25 年 11 月に本人が死亡した。相続人である長男が相続を放棄したため、本人死亡以後、新たな債権は発生していない状況である。建物については、静岡市が税金滞納を理由に差押えている。
基礎状況調査書	未回答
保証人	保証人の設定はない。
回収計画 (回収方針)	静岡市が建物を競売する予定であり、購入希望者が現れれば県有地も併せて売却する予定である。平成 28 年 12 月時点の延滞金を加算して売買代金を管財人に伝えており、競売の結果次第では債権が回収できる可能性がある。
その他補足情報	無

(債務者 D)

調査項目	内容
債権金額	1,509,273 円
遅延損害金	81,670 円
滞納状況	平成 10 年度に調定した債権より滞納している状況である。直近で平成 24 年 10 月に 5,000 円の入金があった以降は入金がない状況である。
滞納理由	生活困窮
面談記録	この 2 年間は臨宅しても連絡が取れず、不在連絡票を差し置きするのみにとどまっている。
基礎状況調査書	未回答
保証人	保証人の設定はない。
回収計画 (回収方針)	未定
その他補足情報	当初契約者は母親であったが、相続により平成 13 年度から現債務者に変更になった。 就職している長男が同居している状況である。

(債務者 E)

調査項目	内容
債権金額	1,346,241 円
遅延損害金	68,372 円
滞納状況	平成 13 年度に調定した債権より滞納している状況である。直近で平成 27 年 2 月に 10,000 円の入金があった以降は入金がない状況である。
滞納理由	生活困窮、債務者の消息不明
面談記録	この 2 年間は臨宅しても本人と連絡がとれていない。東京に転居後、消息不明となっている。
基礎状況調査書	未回答
保証人	保証人の設定はない。
回収計画 (回収方針)	平成 28 年 8 月に建物の抵当権者である叔父に連絡を取り、抵当権の解除に応じるとの回答を得ている。現在もう 1 名の建物の抵当権者である法人に抵当権の解除を要請し回答待ちの状況である。抵当権者からの合意が得られれば、建物及び土地について処分が可能となり、競売等を通じて債権の回収を図る方針である。
その他補足情報	無

(4) 監査結果

① 指摘

なし

② 意見

ア 債権管理簿のファイリングについて

債務者の債権残高、納付状況、債務者の近況及び債務者の査定情報などは、債務者別に債権管理簿ファイルに綴じ込まれ管理されていたが、債権管理簿ファイルを通覧すると、債務者によって、または、年度によってファイルされていない資料が散見された。これは、そもそも、ファイルすべき資料が明確になっていないため、担当した職員ごとにファイル方法やファイルすべき資料を判断したことに起因している。担当者が誰であるかに関わらず一貫性のある債権管理を行うためには、債権管理簿ファイルに綴るべき資料を明確にし、整理を徹底するべきである。

なお、債権管理に当たり、特に債務者の基礎状況調査書は、債務者本人と面談し、本人に記入させる形になっていて、面談できなかった年度についてファイルされていないケースが多い。しかし、債務者の基礎状況調査書は、将来の貸倒を未然に防止するという観点から、債務者の近況に関する情報や債務者の支払い能力を調査する査定情報として重要な資料であることから、面談ができなくても、県側で把握できる部分できるだけ記入して、毎年更新しておくことが望ましい。

また、担当者が変更になった場合にも一貫性を持った債権管理ができるよう、債権管理簿を活用するに当たり債務者の近況や査定情報を容易に一覧できるような取りまとめ様式を策定し、債務者ごとに每期最新の情報に更新する作業を実施すべきである。

イ 貸付料の納付方法について

土地貸付料については、静岡県財産規則第42条第1項及び第2項に基づき、年1回の前払い納付が基本となっていることから、年一回の納期限を過ぎて納入した分については、貸付年度中に納入された場合についても遅延損害金を徴収している。

更に、生活困窮等を理由に分割納付する場合で、貸付年度中に支払いを完了する場合についても遅延損害金を徴収している。

年額を一括前払いするという制度自体が、資力の乏しい契約者にとって納期内納付が叶わない一因となっていることが推測されることから、収入未済金及び納期後納付に伴う遅延損害金の発生を抑制するためには、年一括納付が困難な契約者にも配慮して、契約上も分納を認めることを検討すべきである。

また、年金生活者については、年金支給月（偶数月）に合わせた分納を認める等の配慮が考えられる。

ウ 滞納者からの分納計画書の徴収について

現状、分割納入を希望する滞納者には、原則として分納計画書を提出させているが、必ずしも徹底されておらず、中には分納計画書の提出なしに分納の納付書を発行されている者が見受けられ、滞納者の納付意識の低下の一因になっていると思われる。分納を確実に履行させるためには、分納計画書の提出及び計画の履行を滞納者に周知徹底し、規則的な納付を意識づけることが重要である。

また、収入未済になっているケースの面談記録などを見ても、時間の経過とともに、契約者側の罪悪感が薄れ、未収金が膨らんでいるように見受けられる。分納計画書の履行状況を確認し、迅速に催告をすることで、収入未済額の増加を抑えることを検討すべきである。

エ 連帯保証人の設定又は担保の提供の検討について

県による廃川敷等に係る土地の賃貸借契約は、一般的な不動産の賃貸借契約とその経済上の実態は同一であり、本来、契約者に対して、連帯保証人を付けること又は担保の提供を要求すべきであると考ええる。

本件については、既存の契約者すべてに対して事後的に連帯保証人や担保を求めるのは負担が大きいため、収入未済となっているケースに限定して、定期的な契約更新時に連帯保証人の設定を要求するか、又は収入未済額に係る債務の履行延期特約を結んで担保を提供させるのが実務的であると考ええる。

収入未済額が多額になっているケースを見ると、元の契約者（親）が病気などで支払できなくなったことが要因になり、次の契約者（子）に引き継がれるときには既に収入未済額がかなり膨らんでしまっていることや、親が県から土地を借りていて、貸付料を支払う義務があることを子が理解していなかったために納得感がない状態で引継が行われたことが、その後の収入未済額をさらに膨らませる一因となっている。高齢化した契約者については、就労している子がいるのであれば、早い段階で、子を連帯保証人にして、子に土地貸付料の支払いを意識づけるとともに、親に支払遅延の兆候があれば、存命中に契約を子に変更させるなどの措置を図っていくことも収入未済額の増加を食い止める手段として有効であると考ええる。

オ 法的措置の実施の検討について

収入未済額が増加している契約者については、督促状の発行、電話催告、個別臨宅等を通じて連絡を取り、債務者の状況を把握し、回収計画を立案することとなっているが、直近の面談記録を見る限り、数年間連絡が取れない状況が続いている債務者や支払意思が見受けられない債務者が散見された。

高額滞納者5名のうち3名が、臨宅して、不在連絡票を差し置いているにもかかわらず、1年以上連絡が取れていない状況にある。生活困窮等の事情があると思われるが、県に連絡をしないで放置することは、返済の意思がない悪質な契約者である可能性を疑わざるを得ない。債務者と面談できなければ、回収計画の立案等ができず、いたずらに滞納額を膨らませてしまうだけである。面談により、真に生活困窮しているのであれば生活保護等の受給も提案することができる。

県では平成26年度に一度弁護士による督促業務委託を検討したが、費用対効果が低いと判断し実行には至っていない経緯がある。

しかし、生活状況等を精査し、弁護士を介入させたとしても費用対効果の面から効果があると見込まれる高額滞納者については、法的措置を前提とした、弁護士による督促等について実施を検討すべきである。

特に「(3) ⑥高額滞納者の状況」に記載した債務者Aについては、過去の面談記録から支払の意思がないことがうかがえる。さらに、過去に静岡県に無断で転貸を行い建物質料を得ていた経緯もあり、この点からも悪質な契約者であることがうかがえる。また、滞納金額も多額であり、今後も回収できる可能性は低いと考えられ、現在、本人は契約している土地に居住もしていないため、契約を締結し続ける理由も希薄であることを踏まえ、早急に法的措置に踏み切るべきである。

4 産業廃棄物原状回復事業代執行費用返納金

(1) 債権概要

項目	内容	
債権分類	強制徴収公債権	
事業開始年度	平成 14 年度	
該当部局	くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課	
根拠法令	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 19 条の 8 第 1 項第 2 項 ・ 行政代執行法 ・ 国税徴収法	
事業目的	生活環境保全上の支障の除去	
平成 27 年度 決算状況	収入未済額 (円)	746,888,959
	案件数 (件)	7
	債務者数 (人)	38

(2) 制度概要

産業廃棄物は、事業活動によって生じた廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 3 条により、産業廃棄物を排出した事業者に対して処理責任が課されている。

また、事業者が自ら処理を行わず、収集運搬業者や処分業者等と委託契約により産業廃棄物の処理を行う場合、産業廃棄物の名称、運搬業者名、処分業者名、取り扱い上の注意を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、産業廃棄物と一緒に流通させることにより、委託した産業廃棄物が適正に処理されていることを確認している。

これらの過程において、指定された処分場以外への廃棄や定められた方法によらない保管などの不適正な処理が行われた場合、通常は、不法投棄の実施者等に対する措置命令により、支障の除去を行うが、これらが履行されず、生活環境保全上、支障が認められる場合において、廃棄物処理法第 19 条の 8 の規定に基づく代執行により、知事が支障の除去等の措置を実施する。

産業廃棄物原状回復事業代執行費用返納金（以下、単に「返納金」という。）は、措置に要した費用について、不法投棄等を行った者に対して負担を命じたことにより発生した債権をいう。

静岡県においては、これまで、以下の産業廃棄物の不法投棄事案が発生している。

事案名	発生場所	年度	代執行の実施内容
富士山麓硫酸ピッチ不法投棄事案	富士宮市根原	H12 H13	不法投棄された硫酸ピッチ入りドラム缶の撤去
	富士宮市上井出 富士市大淵	H15	
富士宮市大中里硫酸ピッチ不適正保管事案	富士宮市大中里	H15	倉庫に不適正保管された硫酸ピッチ入りドラム缶の撤去
三島市沢地大量廃棄物不法投棄事案	三島市沢地	H15	廃棄物不法投棄現場での表面排水路、モニタリング井戸の設置
御前崎市合戸廃溶剤不適正処理事案	御前崎市合戸	H22	放置された有機溶剤廃液等入りドラム缶等の撤去
愛鷹山麓産業廃棄物不法投棄事案	沼津市西野	H24	廃棄物の一部撤去による斜面の崩落防止工事

返納金の債権発生に係る具体的な流れは、以下のとおりである。

	項目	内容
1	不適正処理の発生	不法投棄等が発覚し、生活環境保全上の支障があると認定された場合、不法投棄等を行ったものに対して、行政は支障除去の措置命令を出す。
2	生活環境保全上の支障認定	
3	支障除去の措置命令	
4	命令不履行、不十分	不法投棄等を行ったものが、措置命令の履行を行わない場合又は不十分な場合、行政が代わりに執行し、その代金は、不法投棄等を行ったものから徴収する。
5	行政代執行の実施	
6	代執行費用の徴収	

(3) 監査内容

① 返納金発生実績

過去5年間の返納金発生実績は、以下のとおりである。

平成23年度分は御前崎市合戸の行政代執行によるもの（平成24年度に回収不能により不納欠損処分）であり、平成25年度分は愛鷹山麓における行政代執行によるものである。

(単位：千円、件、人)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
返納金額	59,779	0	663,908	0	0
発生件数	1	0	1	0	0
債務者数	1	0	5	0	0

② 債権管理の状況

産業廃棄物原状回復事業代執行費用の返納を命じられた者(債務者)は、県と合意した取り決めに基づいて、当該費用を返納することになり、納期限までに返済しなかった場合、収入未済額が発生することになる。

これらの収入未済額について、所管課では、債権者ごとに、納付書送付、要注意(要催告・要財産調査)、滞納処分検討の3つの区分により滞納処分に関する今後の対応を整理の上、書面による督促や、電話や臨宅による催告等を定期的に行うとともに、必要に応じて、債務者の財産調査などを行い、滞納処分等につなげている。

③ 収入未済額の状況

ア 収入未済額の推移

過去5年間の収入未済額の推移は、以下のとおりである。

滞納となった要因は、支障の除去等の措置に要した費用が多額である中、不法投棄等を行って納付を命じられた者は、そもそも不動産や預金といった財産を持つものが少なく、また、刑事罰で罰金が生じることもあり、十分な資力が残っていないためである。

また、平成26年度の増加は、愛鷹山麓における行政代執行において発生した返納金が滞留し、収入未済額となったことによる。

(単位：千円、件、人)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収入未済額	144,503	84,764	84,534	747,663	746,889
件数	7	6	6	7	7
債務者数	35	33	33	38	38

イ 収入未済額の内訳(平成27年度末)

上記7つの案件に対し、納付書送付、催告、場合によっては財産の差し押さえなどを行い、継続的に可能な限り徴収していく予定だが、債務者の資力・年齢等を考慮すると、現時点で全額回収は難しい状況である。

A、B、Cについては、事案1件あたりの納付命令額が数百万円以上と高額であるのに対し、1回当たりの分納額は数千円程度と少額であり、分納も毎月行われているとは限らないため、全額回収は困難な状況である。また、Dについては、不法投棄を行った中間処理業者が倒産しており、残りの債務者の資力を考えると、全額回収は困難な状況である。

(単位：人、千円)

案件	債務者数	発生年度	納付命令額	収入未済額	完済見込	
A	A1	13	平成14年度	4,920	0	無
	A2	15	平成14年度	24,900	5,907	
	A3	14	平成16年度	44,218	42,232	
	計 (※)	17		74,038	48,139	
B	B1	2	平成15年度	11,960	11,415	無
	B2	6	平成17年度	22,879	22,672	
	計 (※)	6		34,840	34,087	
C	10	平成16年度	2,453	1,303	無	
D	5	平成26年度	663,908	663,120	無	
合計				746,649		

※各案件において重複あり

表における債務者数は、消滅時効の成立者数を除いた人数

④ 不納欠損処分状況

過去5年間の不納欠損処理金額の推移は、以下のとおりである。

平成24年度の不納欠損処分は、債務者が死亡したのち、その相続人すべてが相続放棄を行った結果、相続財産が消滅し、滞納処分のできる財産は存在しないため、執行停止および納付義務の即時欠損を行ったものである。

(国税徴収法第153条第1項第1号、同法同条第5項)

(単位：円、人)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
不納欠損額	—	59,567,074	—	—	—
債務者数	—	1	—	—	—

(4) 監査結果

① 指摘

なし

② 意見

ア 債務者の区分方法の整理について

現在、債務者ごとの返済計画や返済状況、財産の状況等に応じて、納付書送付、要注意（要催告・要財産調査）、滞納処分検討の3つの区分で整理し、債務者区分から債務者の現況（返済状況や回収見込み等）が分かる仕組みとなっている。

しかし、債務者の区分方法については、口頭により担当者間で申し合わせているに過ぎず、文章化されていないため、課内においても担当者ごとに区分が異なる可能性がある。

特に、担当者の引継が繰り返されることで、前任者と後任者の区分方法にズレが生じ、ひいては課内の担当者間での区分にズレが生じるなど、区分方法が曖昧になる可能性が高い。そのため、債務者の区分方法をその区分に応じた基本的な回収方法（アプローチ方法）と併せて、文章化することが望ましい。

5 生活保護費返還金等

(1) 債権概要

項 目		内 容
債権分類		非強制徴収公債権
事業開始年度		昭和 25 年度（現行制度）
該当部局・所属		健康福祉部福祉長寿局地域福祉課 県下 3 健康福祉センター
根拠法令		<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国憲法第 25 条 ・ 生活保護法 ・ 生活保護法施行令 ・ 生活保護法施行規則
事業目的		生活保護の実施に伴う保護費の過払い等により生じた債権
平成 27 年度 決算状況	収入未済額（円）	92,483,342
	債務件数	242

(2) 制度概要

生活保護制度は、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。

保護の決定及び保護費の支給等については、県内では、郡部を所管する福祉事務所である 3 健康福祉センター（賀茂、東部、中部）、政令市を除く 21 市及び政令市の各区に設置された福祉事務所が、保護の実施機関としてこれらの事務を行っている。

要件及び支給内容等について制度の概要は、以下のとおりである。

項 目	内 容
要 件	生活保護は、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に適用される。保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先する。

支給される 保護費	<ul style="list-style-type: none"> ・最低生活費から収入を差し引いた差額を生活扶助として支給 ・住宅扶助、教育扶助等、世帯の実際の需要に応じて必要な種類の扶助を、それぞれの基準により算定して支給
--------------	--

扶助の種類	支給内容
生活扶助	日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱水費等） 基準額は、 （１）食費等の個人的費用 （２）光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。 個別的な特別の需要を有する者には加算があり。（母子加算等）
住宅扶助	アパート等の家賃 定められた範囲内で実費を支給
教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品費 定められた基準額を支給
医療扶助	医療サービスの費用 費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護扶助	介護サービスの費用 費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産扶助	出産費用 定められた範囲内で実費を支給
生業扶助	就労に必要な技能の修得等にかかる費用 定められた範囲内で実費を支給
葬祭扶助	葬祭費用 定められた範囲内で実費を支給

生活保護費の返還には、生活保護を実施する過程において、被保護者に資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還金や、適切な届出等が行われないなど不正な手段により保護を受けた場合などに被保護者から費用徴収する徴収金があり、これらの返還金及び徴収金（以下「返還金等」という。）が期限内に納付されない場合、収入未済となる。返還金等は、発生原因により次のとおり分類される。

根拠法令	定義
生活保護法第 63 条	急迫の場合等で、資力を有するがこれをすぐに活用できない状況にある者について、一旦は保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった時点で、当該資力を限度として既に支給した保護金品の範囲内の額を返還させるもの。

生活保護法第 77 条	扶養義務者が十分な扶養能力を有する場合に、その扶養義務者の扶養能力の範囲内で、保護のために要した費用の全部又は一部を徴収するもの。
生活保護法第 78 条	不実の申請をしたり、故意に収入の届出を怠った場合など、不正な手段により保護を受け又は受けさせた場合に、保護のために要した費用の全部又は一部を徴収するもの。
民法第 703 条	保護の変更、停止又は廃止に伴い、前渡した保護金品に過支給が生じた場合や、経理上の誤り等により過払いが生じた場合に、民法の不当利得による返還の規定により同一年度内に返納させるもの。

(3) 監査内容

① 保護の状況

過去 5 年間の県内の保護の状況（1 か月平均）は、以下のとおりである。

被保護世帯及び被保護人員が年々増加傾向にあるのは、収入の途が限られる高齢者人口の増加や、親族や隣人の支援が受けにくい単身生活者の増加などの影響によるものである。

(単位：世帯、人)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
被保護世帯数	20,759	21,993	22,947	23,503	23,919
被保護人員	27,795	28,961	29,995	30,455	30,700

② 債権管理の状況

本庁の所管課である地域福祉課では「生活保護債権管理マニュアル」を策定し、生活保護に係る業務を行っている 3 健康福祉センター（賀茂、東部、中部）では、これに基づき債権管理を実施している。

具体的には、調定後、納入通知書を債務者に発行し、納期限までに納付がなかった場合に、督促を行うとともに、債務者ごとに債権管理簿を作成し、納付の状況、督促・催告の状況、滞納整理状況及び面談記録による財産調査の状況等について管理を行っている。督促状は納期限後 20 日以内に発行し、その後、電話や臨宅により催告を行っている。

③ 収入未済額の推移

過去 5 年間の収入未済額の推移は、以下のとおりである。

返還金等が発生した場合、その原因となった収入又は資力の発生の時点まで遡って金額を算定することとなるが、返還金額が高額になりがちで、

債権者に資力が残っていないことが多いため、回収が長期間に渡るケースや回収困難なケースが累積していくことから、収入未済額は増加傾向にある。

(単位：円、件)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収入未済額	55,316,377	72,055,154	87,170,589	81,756,280	92,483,342
件数	148	193	217	218	242

また、平成27年度末における事務所別収入未済額及び件数の状況については以下のとおりであり、賀茂及び東部健康福祉センター所管分が大部分を占めている状況である。実地監査においては、これら3事務所の収入未済額の詳細について調査を行った。

(単位：円、件)

項目	賀茂健康福祉センター	東部健康福祉センター	中部健康福祉センター	合計
収入未済額	42,800,647	48,604,842	1,077,853	92,483,342
件数	111	127	4	242
不納欠損額	191,166	1,241,157	0	1,432,323
件数	2	4	0	6

④ 不納欠損処分状況

過去5年間の不納欠損処分の推移は、以下のとおりである。

不納欠損処分の内容は、時効の完成により当該債権が消滅したものか、債務者が死亡し、全ての相続人が相続放棄をしたもののいずれかである。

(単位：円、件)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
不納欠損額	7,028,529	496,388	478,517	11,199,710	1,432,323
件数	25	6	5	14	6

(4) 現地調査

【賀茂健康福祉センター】

① 概要

項目		内容
所在地		下田市中 531-1
管轄地区		東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
債権回収担当者		班長 1 人、ケースワーカー 7 人、就労支援員 2 人、子ども健全育成支援員 1 人、嘱託医 2 人
平成 27 年度 決算状況	収入未済額 (円)	42,800,647
	債務件数	111

② 調査内容

賀茂健康福祉センターが管理している収入未済額のうち、平成 27 年度末の収入未済額が 1,000 千円以上、かつ返済が定期的には実施されていない債務者を抽出し、管理資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを行った。

③ 収入未済額内訳 (平成 27 年度末)

(単位：件、円)

住所	収入未済額		不納欠損額	
	件数	金額	件数	金額
東伊豆町	74	34,642,343	2	191,166
河津町	5	1,376,388	0	0
南伊豆町	7	1,530,045	0	0
松崎町	6	1,019,655	0	0
西伊豆町	19	4,232,216	0	0
合計	111	42,800,647	2	191,166

④ 独自の取組－債権管理における色別スクリーニングの導入－

平成 27 年 12 月 8 日付けで、厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」が改正され、返還金等の債権が督促や納付指導等の適正な債権管理を行うことなく、時効の完成をもって不納欠損となった場合には、生活保護費について国庫負担金の対象外となることとなった。

こうした返還金等に係る債権管理の厳格化に伴い、賀茂健康福祉センタ

一では、債権管理において色別スクリーニングを導入し、債権の回収可能性及び指導段階に着目して、各債権を分類し、債権の分類に応じた納付指導等の目標設定を行っている。

ア 色別スクリーニングによる分類

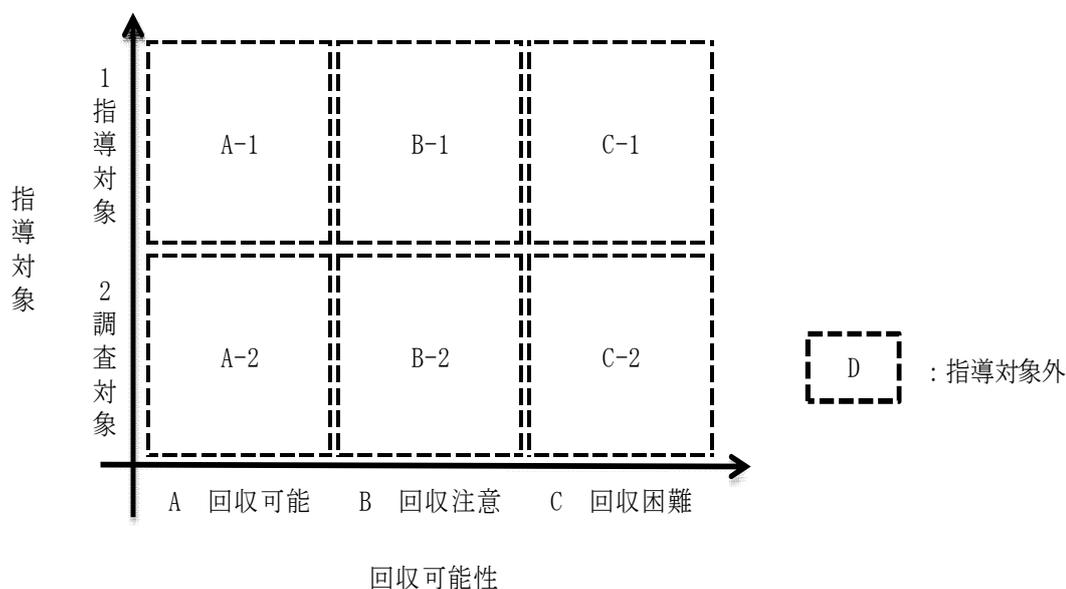
(ア) 回収可能性別分類

分類	定義
回収可能（緑）	・ 1年以内に納付があり継続して納付しているもの
回収注意（黄）	・ 最終納付から1年以上経過したもの ・ 督促から6か月以上経過しても初回納付がないもの
回収困難（赤）	・ 最終納付から2年以上経過したもの ・ 債務者が死亡し、相続人の有無の調査を要するもの
回収不能（黒）	・ 時効完成したもの ・ 債務者が死亡し、相続人が不存在となったもの

(イ) 指導段階別分類

1 指導対象	2 調査対象
・ 債務者の所在が判明しており、納付指導を行うべきもの	・ 債務者の所在が不明であり、戸籍照会等による身元調査を要するもの ・ 債務者が死亡し、相続人の有無の調査を要するもの

(ウ) 回収可能性×指導段階マトリックス



イ 分類別目標設定

(ア) 指導対象

分類	指導の目標
A - 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な納付があるうちは、別段の納付指導は不要とする。 ・ 納付がなくなった場合は、速やかに債務者の状況を確認する。 ・ 最終納付から3か月以上が経過した場合は、電話催告、訪問催告又は文書催告のいずれかにより納付指導を実施する。
B - 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくとも6か月ごとに電話催告、訪問催告又は文書催告のいずれかにより納付指導を実施する。 ・ 少なくとも年に1回は文書催告により納付指導を実施し、同時に「返還誓約書」を徴取し、債務承認による時効中断措置をとる。
C - 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消滅時効の完成日を確実に把握し、以下のとおり納付指導を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 当該債務者が継続するケースである場合は、少なくとも6か月ごとに地区担当者及び返還金担当者により訪問催告を実施する。 ② 当該債務者が保護を廃止したケースで、かつ管内に所在している場合は、少なくとも6か月ごとに返還金担当者又は査察指導員により訪問催告を実施する。管外に所在している場合は、電話催告で可とする。 ③ 少なくとも年に1回は文書催告により納付指導を実施し、同時に「返還誓約書」を徴取し、債務の承認を確認する。 ・ 1年以内に消滅時効が到来する場合は、上記①、②の「6か月」を「3か月」に読み替える。また、③については、消滅時効到来前に文書催告を行って「返還誓約書」を徴取し、債務承認による時効中断措置をとる。

(イ) 調査対象

分類	調査の目標
A - 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者の転出等で所在が不明となった場合は、転出等の事実確認後速やかに戸籍調査等により債務者の所在・状況を確認する。
B - 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者が転出等で所在が不明となった場合は、転出等の事実確認後速やかに戸籍調査等により債務者の所在・状況を確認する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、所在不明の債務者がいる場合は、6か月以内に所在を特定する。
C-2	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者が転出等で所在が不明となった場合は、転出等の事実確認から3か月以内に戸籍調査等により債務者の所在・状況を確認する。 ・債務者が死亡した場合は、死亡後3か月以内に戸籍調査を実施し相続人の有無を確認する。相続人に対しては相続の意思を確認し、相続放棄する場合は「相続放棄申述書」の写しを徴取する。 ・その他、所在不明の債務者がいる場合は、戸籍調査を実施し6か月以内に特定する。1年以内に消滅時効が到来する場合で、かつ所在不明な場合は、速やかに戸籍調査を実施し所在を特定する。 ・再三の調査により債務者又は相続人の所在が特定できない場合は、徴収停止を検討する。

(ウ) 回収不能債権の取扱い

消滅時効の完成により D に分類される場合は、速やかに不納欠損処分を実施する。

当該債権が相続人不存在により D に分類される場合は、相続財産管理人の選任の申立てを検討する。

⑤ 監査結果

ア 指摘

なし

イ 意見

(ア) 債権管理簿の管理方法について

債務者ごとの債権管理簿を通査した結果、ファイルされている資料や順番が統一されていない状況が確認された。

債権管理に必要な情報等を整理した上で、ファイルすべき資料、順番等について統一的なルールを設けることが望ましいと考える。

(イ) 債務者に係る基礎状況調査書の作成について

県担当者が債務者に対する電話や臨宅等を通じて知り得た情報については、その都度、ケース記録票に記録しており、ケース記録票を通覧することで債務者の状況が分かる仕組みになっている。

ここで、債権回収が長期間にわたるケースにおいては、ケース記録票

が数枚にわたるため、債務者の現況が一目で把握しづらい状況になっている。

担当者の交代に伴う引継や、担当者以外が債務者の現況を把握する際に、一目で本人の現況が把握できる資料として、基礎状況調査書を定期的に作成・更新して債権管理簿ファイルの先頭に綴じ込んでおくことが望ましいと考える。

(ウ) 債務者に合わせた返還計画の作成について

ケース記録票を通査したところ、債務者と協議し、月々の返済金額を決定した上で書類により返済の意思を確認しているものの、返還計画どおりに支払が行われていないケースが散見された。返還計画どおりに返済されない理由として、例えば保護の廃止後において医療費の未払等、他の債務の返済があることなどが挙げられていた。また、債務者の状況調査として、資産の状況や扶養者等の情報は入手しているものの、他の債務の状況については実際にどの程度の債務があるかにまで踏み込んだ上で返還計画が作成されていない状況であった。

債務者のほとんどは生活困窮者であり、資力に乏しく返還計画どおりに返済することは難しい状況にあると思料されるが、滞納が長期に及ぶと返還意識が薄れ、より回収が困難になることが予想される。たとえ月に 1,000 円でも返済させることで、債務者に返還意識を持たせ続けることが重要である。

当該観点から、他の債務がどの程度あるかを把握した上で、少額でも毎月返済させるような返還計画を作成し債務者と合意を図るべきであると考ええる。

(エ) 債権管理における回収可能性に応じた債権分類の方法について

賀茂健康福祉センターでは、返還金等の債権管理において、「④独自の取組」に記載した色別スクリーニングを導入し、返還金等の納付状況に応じて指導方針や調査方針を定めることで、早期回収の必要性がより高い債権について、回収管理の更なる重点化を行う債権管理方針をとっている。

現状は回収実績による債権分類のみが検討されているが、債務者の年齢が低いほど将来の回収見込は高く、また債権金額が高いほど、回収費用に対する効果が高いと考えられるため、例えば債務者の年齢による分類や債権金額による分類を実施することも考えられる。

限られた人員の中で対応していることを考えると、このような効率性の観点もスクリーニングの分類判断基準に入れることで、より有効な債

権管理を行うことも可能であり、検討が望まれる。

(オ) 生活保護費の返還に係る初動対応について

債務者のうち生活保護法第63条により保護費の返還を決定した者について、不動産の売却の情報を把握していたものの、受給者から不動産売買契約書等の書類を入手できなかったために返還金の認定に3年以上かかり、かつその後回収が行われていないケースがあった。

書類の入手に3年以上かかった経緯については、受給者が精神疾患により長期入院をしていたことや、退院後の精神状態から書類の提出依頼にもなかなか対応せず、詳細な確認が困難だったことが理由であった。

このようなケースでは、通常、口頭指導により書類の提出を求め、従わない場合には文書により提出を指示し、それでも従わない場合にはケース診断会議等を経た上で保護の停廃止等の措置を取ることとなっている。

これについて、当該ケースでは文書による提出指示やケース診断会議が適時に実施されていなかった。

受給者の健康状態など一定の配慮が必要であった事実はあるものの、売却の情報を把握した早期の段階で、受給者とのコミュニケーションをもっと密に行うべきであったと考えられる。また、書類の入手が困難な状況となった早い段階で、文書催告やケース診断会議を行い、場合によっては保護の停止措置をとることが必要であったと考えられる。

以下、本庁所管課である地域福祉課に対する意見

(カ) 回収可能性に応じた債権管理の導入について

「④独自の取組」に記載した色別スクリーニングの取組については、他の健康福祉センターでは導入されていない。今後、賀茂福祉センターでの取組の効果を検証した上で、有用な管理方法であることが確認できれば、他の健康福祉センターとも連携を図り導入を検討することが望ましい。

(キ) 健康福祉センター間の債権管理方針の統一について

健康福祉センターを往査した結果、債権管理方法が健康福祉センターごとで異なり、統一性が見られなかった。

健康福祉センター間の連携を図り、各健康福祉センターで、他のセンターがどのような管理を実施しているか協議する場を設け、その中で最も有効かつ効率的な管理方法を採用し、これらを取りまとめて県の統一的な債権管理方針を策定するべきである。

【東部健康福祉センター】

① 概要

項目		内容
所在地		沼津市高島本町1-3
管轄地区		函南町、清水町、長泉町、小山町
債権回収担当者		班長1人、ケースワーカー9人、 就労支援員3人、子ども健全育成支援員2人、 危機管理対策員1人、嘱託医2人
平成27年度 決算状況	収入未済額(円)	48,604,842
	債務件数	127

② 調査内容

東部健康福祉センターが管理している収入未済のうち、平成27年度末の収入未済額が1,000千円以上の債務者を抽出し、管理資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを行った。

③ 収入未済額内訳(平成27年度末)

(単位：件、円)

住所	収入未済額		不納欠損額	
	件数	金額	件数	金額
函南町	50	22,657,431	4	1,241,157
清水町	28	8,013,483	0	0
長泉町	33	12,985,950	0	0
小山町	16	4,947,978	0	0
合計	127	48,604,842	4	1,241,157

④ 監査結果

ア 指摘

なし

イ 意見

(ア) 債権管理簿の記載について

分割回収の都度、債権管理簿に、履行期限、納入年月日、納付額、回収累計額、未回収残高を記録している。債権管理簿を閲覧したところ、履行期限は、債権発生当初に設定された日付が記載されており、返還計画表に基づく納入予定日が記載されていなかった。債権管理をより効果的に行うために、納入予定日と実際の納入年月日との乖離を確認できる

よう、債権管理簿の履行期限欄に納入予定日を記載する必要がある。

また、債権管理簿（裏面）には、督促状や催告状の発送など債務者との交渉状況を記録することになっているが、当初の督促状の記録がされているのみで、その後の交渉状況が記載されていないケースがあった。このままでは、各債務者の債権回収に関する情報が、債権管理簿を見ても把握できない状態である。債権管理をより効果的に行うために、債権管理簿に債務者との交渉状況を継続的に記載する必要がある。

(イ) 債権管理簿の管理方法について

東部健康福祉センターでは、債権管理簿を、債務者別ではなく発生年度別でファイルしているため、同一人物に複数年度で発生した債権がある場合、1つのファイルに保管されている債権管理簿を見ても、債務者の全体像（債権残高、回収状況等）が分からない状態である。

実務上は、電子ファイル（エクセル）で作成している「生保債権管理簿」を見れば、債務者の全体像を把握することが可能であるため、現状の管理方法で問題ないとも言える。しかし、債権回収が長期間にわたるようなケースにおいては、「生保債権管理簿」のデータと債権管理簿との照合や債権管理簿の更新を効率的に行うために、債権管理簿を債務者別にファイルする、もしくは参照インデックスを付して同一人物の債権管理簿の所在が速やかに把握できるよう管理することが望ましいと考える。

(ウ) 債務者に係る基礎状況調査書の作成について

県担当者が債務者に対する電話や臨宅等を通じて知り得た情報については、その都度、催告記録として残し、催告記録を通覧することで債務者の状況が分かる仕組みになっている。

ここで、債権回収が長期間にわたるケースにおいては、催告記録が数枚にわたるため、債務者の現況が一目で把握しづらい状況になっている。

担当者の交代に伴う引継や、担当者以外が債務者の現況を把握する際に、一目で本人の現況が把握できる資料として、基礎状況調査書を定期的に作成・更新して債権管理簿ファイルの先頭に綴じ込んでおくことが望ましいと考える。

(エ) 返還予定に応じた返還計画の更新について

生活保護を受けていた債務者は、基本的には資力に乏しいため、返還金等が発生した場合、一括返済ができず少額ずつ分割で回収をせざるを得ない場合がある。この場合、県は分割による返還計画を作成し、債務者と誓約書を取り交わして、債権の回収に取り組んでいくことになる。

今回調査対象となった20件についても、計画どおりの分割返済ができていない状況であったが、随時、返還計画の見直しが行われていなかった。

長期間にわたって着実に債権回収を図るためには、債務者に、今後の返還予定を意識付けることが重要であり、少なくとも、当初の返還予定から大きく乖離する状況になった場合は、返還計画を更新し、債務者に返還誓約書を提出させる必要があると考える。

(オ) 債務者とのコミュニケーションについて

債務者が長期間にわたって分割返済する場合、債務者に返還意識を持たせ続けることが重要である。

そのために、上述した基礎状況調査書、返還計画を、年度の最初の訪問時に債務者に示し、債務の状況を説明するとともに、直近の状況を債務者から聴き取り、返還の進捗状況を返還計画に照らして相互確認していくことが有効であると考えます。

(カ) 生活保護廃止者に対する債権回収手続き等の強化について

生活保護費の不正受給等により、生活保護が廃止になった場合、ケースワーカーの定期的な訪問がなくなり、債権回収手続としては、催告状の送付をするだけになるなど、十分な回収手続を実施することが困難な状況になっている。

生活保護廃止者に対する未収債権は、生活保護費の不正受給によるケースが多く、1件当たりの債権金額も多額になる傾向にあるので、生活保護廃止者に対する債権回収手続を強化する必要があるが、本来債権回収は、ケースワーカーの専門業務ではなく付随的な業務であり、債権回収の専門ノウハウも乏しいため、債権回収に詳しい職員を配置するなど、人的な面で、生活保護廃止者に対する債権回収手続を強化することが望ましい。

【中部健康福祉センター】

① 概要

項目		内容
所在地		藤枝市瀬戸新屋 362-1
管轄地区		吉田町、川根本町、森町
債権回収担当者		班長 1 人、ケースワーカー 2 人、 就労支援員 1 人、嘱託医 2 人
平成 27 年度 決算状況	収入未済額 (円)	1,077,853
	債務件数	4

② 調査内容

中部健康福祉センターが管理している収入未済額全件について、管理資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを行った。

③ 収入未済額内訳 (平成 27 年度末)

(単位：件、円)

住 所	収入未済額		不納欠損額	
	件数	金額	件数	金額
掛川市	1	23,688	—	—
森町	1	179,800	—	—
浜松市	1	512,365	—	—
川根本町	1	362,000	—	—
合 計	4	1,077,853	—	—

④ 監査結果

ア 指摘

なし

イ 意見

(ア) 債権管理簿の記載について

分割回収の都度、債権管理簿に、履行期限、納入年月日、納付額、回収累計額、未回収残高を記録している。

債権管理簿を閲覧したところ、履行期限は、債権発生当初に設定された日付が記載されており、返還計画表に基づく納入予定日が記載されていない。

債権管理をより効果的に行うために、納入予定日と実際の納入年月日との乖離を確認できるよう、債権管理簿の履行期限欄に納入予定日を記

載する必要がある。

(イ) 債務者に係る基礎状況調査書の作成について

県担当者が債務者に対する電話や臨宅等を通じて知り得た情報については、その都度、催告記録として残しており、催告記録を通覧することで債務者の状況が分かる仕組みになっている。

ここで、債権回収が長期間にわたるケースにおいては、催告記録が数枚にわたるため、債務者の現況が一目で把握しづらい状況になっている。

担当者の交代に伴う引継や、担当者以外が債務者の現況を把握する際には、一目で本人の現況が把握できる資料として、基礎状況調査書を定期的に作成・更新して債権管理簿ファイルの先頭に綴じ込んでおくことが望ましいと考える。

(ウ) 債務者に合わせた返還計画の作成について

生活保護の対象者の半分以上は高齢者であり、中部健康福祉センター管内の未収金の債務者も全て65歳以上である。

当該債務者は、毎月一定額を分割返済する計画となっているが、債権回収の確実性を高めるのであれば、年金が支給される偶数月に2か月分を返還する等、収入見込額に応じた返還計画を作成することが望ましいと考える。

(エ) 返還予定に応じた返還計画の更新について

生活保護を受けていた債務者は、基本的には資力に乏しいため、返還金等が発生した場合、一括返済ができず少額ずつ分割で回収をせざるを得ない場合がある。この場合、県は分割による返還計画を作成し、債務者と誓約書を取り交わして、債権の回収に取り組んでいくことになる。

今回調査対象となった4件についても、計画どおりの分割返済ができていない状況であったが、いずれも返還計画の見直しが行われていなかった。

長期間にわたって着実に債権回収を図るためには、債務者に、今後の返還計画を意識付けることが重要であり、少なくとも、当初の返還予定から大きく乖離する状況になった場合は、返還計画を更新し、債務者に返還誓約書を提出させる必要があると考える。

(オ) 債務者とのコミュニケーションについて

債務者が長期間にわたって分割返済する場合、債務者に返還意識を持たせ続けることが重要である。

そのために、上述した基礎状況調査書、返還計画を、年度の最初の訪問時に債務者に示し、債務の状況を説明するとともに、直近の状況を債務者から聴き取り、返還の進捗状況を返還計画に照らして相互確認していくことが有効であると考ええる。

(カ) 債務者情報の共有について

現在、中部健康福祉センターでは、市町合併に伴い所管区域外に居住している2人について、過去に県が支給した生活保護費の返還金等に係る債権管理を行っている。一方、この2人の生活保護については、現在の居住地の市により継続実施され、保護費が市から支給されている。

すなわち、返還金等の債権管理は県が行い、生活保護費の支給は市が行っている。

ここで、2人のうち1人について、県及び市は、県は債権者として、市は保護の実施主体として、別個に、債務者及び債務者に代わってその財産を管理している扶養義務者への連絡を行っているが、知り得た情報をその都度共有していないため、過去、県が扶養義務者の所在を把握できない期間が生じていた。

債権管理と生活保護の管理を一元化すれば、より効率的な債権管理が可能と考える。また、他自治体の債権を一元管理することが難しい場合は、市と定期的に連絡を取って債務者情報の共有を行うことが有効と考える。

6 看護職員修学資金返還金

(1) 債権概要

項 目		内 容
債権分類		私債権
事業開始年度		昭和 37 年度
該当部局		健康福祉部医療健康局地域医療課
根拠法令		静岡県看護職員修学資金貸与規則
事業目的		看護師確保
平成 27 年度 決算状況	収入未済額 (円)	3,258,917
	件数 (件)	120
	債務者数 (人)	17

(2) 制度概要

県では看護師確保及び資質の向上対策として、看護学生及び看護に関する大学院の修士課程に在学する者に修学資金を貸与し、県内医療機関への就業を促進する目的で、看護職員修学資金貸与事業を実施している。

制度の概要は以下のとおりである。

項 目	内 容																			
対象者	貸与対象養成施設に在学している者、ただし、県外に所在する養成施設等に在学する者については、県内に住所を有する者、父若しくは母の住所地が県内にある者又は養成施設等に在学することを理由に住所を県内から県外に移した者																			
貸与対象養成施設	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省所管養成所 ・文部科学省所管養成学校（助産師養成課程に限る。） ・看護に関する大学院の修士課程 																			
貸与月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自治体立</td> <td>保・助・看 (※)</td> <td>32,000</td> </tr> <tr> <td>准看護師</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民間立</td> <td>保・助・看</td> <td>36,000</td> </tr> <tr> <td>准看護師</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大学院の修士課程</td> <td>国内</td> <td>83,000</td> </tr> <tr> <td>国外</td> <td>200,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※保健師、助産師、看護師の略である。</p>		区分		金額 (円)	自治体立	保・助・看 (※)	32,000	准看護師	15,000	民間立	保・助・看	36,000	准看護師	21,000	大学院の修士課程	国内	83,000	国外	200,000
区分		金額 (円)																		
自治体立	保・助・看 (※)	32,000																		
	准看護師	15,000																		
民間立	保・助・看	36,000																		
	准看護師	21,000																		
大学院の修士課程	国内	83,000																		
	国外	200,000																		
貸付利子	無利子																			

返済延滞利息	年 10.75%
返済免除条件	養成施設を卒業後又は修士課程を修了後、引き続き5年間、県の区域内の要件を満たした施設において看護業務又は助産師の業務に従事した場合は、修学資金の返還債務は免除される。

(3) 監査内容

① 貸与実績

過去5年間の貸与実績は以下のとおりである。

貸与実績については、希望者の減少に伴い年々減少傾向にある。これは、一部民間病院等が看護師確保策の一環として実施している奨学金制度等の利用者が増加していること等に起因している。

(単位：人、円)

項目		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
貸与 人員	新規	60	71	84	61	59
	継続	129	98	85	93	92
	計	189	169	169	154	151
貸与額		79,344,000	71,540,000	70,816,000	65,740,000	66,440,000
新規貸与 希望者		91	73	84	80	59
新規希望 者貸与率		65.9%	97.3%	100.0%	76.3%	100.0%

② 債権の管理方法

本制度は、看護師確保が目的であり、通常は養成施設卒業後、県内の施設に従事することにより、返還免除することが前提となる。したがって、在学中及び返還猶予中は調定を起さず、免除条件に該当しないことが明らかになってから、本人と協議して返還方法を決め、返還期に調定を行っている。

また、返還猶予期間中に、貸与者に離職・転居等があった場合は、貸与者が自発的に県へ届け出ることになっているが、必要な手続が実施されないまま放置されるケースが散見されたため、平成23年度から、返還猶予期間中の貸与者に対して、毎年度業務従事届を提出することを義務付けている。

③ 収入未済額の状況

ア 収入未済額の推移

過去5年間の収入未済額の推移は、以下のとおりである。

平成23年度時点で6,420,000円あった収入未済額は、平成27年度末には、3,258,917円に減少（平成23年度比50.7%）している。

これは、所管課において、電話や文書等の催告により、貸与金の返還指導を行ったことが、一定の成果を得たものである。

（単位：円、件）

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収入未済額	6,420,000	4,393,600	4,183,100	3,000,600	3,258,917
件数	208	150	143	103	120

イ 収入未済額の内訳

平成27年度末時点の収入未済額の発生年度別内訳は、以下のとおりであり、滞納金額及び発生割合は他の奨学金等と比べて僅少である。

その要因は、県内中小病院等返還免除対象施設に就業し、5年間継続して勤務することで返還が免除されること、貸与金の返還が生じた場合においても、看護師資格等により就業状況が安定している者が多いため、滞納となるケースが少ないことによる。

（単位：件、円）

発生年度	件数	金額
平成21年度以前	52	1,564,600
平成22年度	0	0
平成23年度	2	44,000
平成24年度	6	216,000
平成25年度	0	0
平成26年度	13	208,000
平成27年度	47	1,226,317
計	120	3,258,917

④ 不納欠損処分の状況

過去5年間の不納欠損処分金額の推移は、以下のとおりである。不納欠損処分の事由については、全て時効到来により、相手方が時効の援用を行ったものである。

(単位：円、件)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
不納欠損額	96,000	696,000	0	106,100	0
件数	1	1	0	6	0

⑤ 債権管理の状況

担当部局では、「静岡県看護職員修学資金に係る返還金徴収管理について」を策定し、これに基づき債権管理を実施している。

具体的には、調定実施後、納入通知書を債務者に発行するとともに、債務者ごとに債権管理簿を作成し、納付の状況、督促・催告の状況、滞納整理状況、面談記録による財産調査の状況等について管理を行っている。

また、期限までに納付がない者については、納付期限後、20 日以内に督促状を交付、その後、電話や臨宅による催告及び滞納者に対する資力調査を実施することとしているが、資力調査については、事務手続や報告様式等が整備されていないため、面談記録等を通じて、就労状況や返済に回せる資力の有無を必要に応じ担当者が確認するにとどまっているのが現状である。

実地監査では、債権管理の状況について、滞納が発生している債務者から任意で以下の 10 件を抽出し、債権管理簿等の閲覧により管理状況等の検証を行った。

(単位：円、件)

債務者	A	B	C	D	E
発生年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 14 年度	平成 14 年度	平成 19 年度
件数	2	21	2	16	2
収入未済額	64,000	441,000	84,000	464,000	42,000
最終納入日	H25. 10. 9	H14. 12. 2	H26. 12. 12	H14. 10. 9	H24. 11. 14
滞納理由	不明	支払拒否	早期退職	早期退職	生活困窮
督促・催告等の状況	・督促状の送付 ・年数回の電話催告	・督促状の送付 ・年数回の電話催告	・電話催告	・督促状の送付 ・年数回の電話催告	・督促状の送付 ・年数回の電話催告
接触状況	×	× (H23. 12. 8 まで 電話対応あり)	○	×	○
資産等の状況	—	—	・連帯保証人は 所得あり	—	—
備考	—	・直近の返納から 10 年以上経過 ・貸与者及び連帯 保証人と接触 できない状況	・連帯保証人による 分納継続中 (月 1 万円 程度)	・県外在住 (住所 はあるが本人の 所在は不明) ・直近の返納から 10 年以上経過	・不定期に返納 あり

(単位：円、件)

債務者	F	G	H	I	J
発生年度	平成20、21年度	平成23、24年度	平成 25 年度	平成25～ 27年度	平成 27 年度
件数	8	9	6	10	11
収入未済額	409,600	271,676	160,000	71,460	231,000
最終納入日	H25. 3. 1	H25. 4. 15	H27. 1. 14	H27. 5. 29	不明
滞納理由	不明	不明	生活困窮	不明	不明
督促・催告 等の状況	・督促状の送付 ・年数回の電話 催告	・督促状の送付 ・年数回の電話 催告	・電話催告	・督促状の送付 ・年数回の電話 催告	・督促状の送付 ・年数回の電話 催告
接触状況	× (H25. 1. 30 以降 連絡取れず)	○ (連帯保証人と 継続的に連絡が 取れている状況)	○	× (H24. 12. 3 以 降、本人及び連 帯保証人と連 絡取れず)	○ (保証人を通じ て本人と接触)
資産等 の状況	—	・貸与者本人の所 得あり(大規模 病院勤務中)	・貸与者本人の 所得あり(大 規模病院勤務 中)	—	—
備考	—	—	・納期に遅れる が分納継続中	—	—

(4) 監査結果

① 指摘

なし

② 意見

ア 債権管理簿の記載漏れについて

財務会計システムを基に作成された繰越未納額一覧と債権管理簿（紙ベース）を照合したところ、債権管理簿に一部入金等の情報の記載漏れが検出された。

その要因を所管課に確認したところ、実際の債権発生及び債権回収業務において、財務会計システムで調定等を行い、後から債権管理簿に入金情報等を転記することとなっているが、当該転記を失念してしまったとのことであった。

これらの転記ミスや転記漏れを防止するため、適切な上席者による検証作業が実施されることが望まれる。

また、債権残高、債権発生履歴及び回収履歴は財務会計システムから電子ファイル（エクセル等）に出力可能であるが、業務効率及び転記ミスや転記漏れ防止の観点から、財務会計システムから出力したデータを活用した債権管理簿の作成を検討すべきである。

イ 資力調査の報告様式について

「静岡県看護職員修学資金に係る返還金徴収管理について」では、督促状の交付及び催告等の実施後に資力調査（生活状況等調査）を実施することとしている。これについて債権管理簿を確認したところ、調査項目や報告書様式等が定まっていないことから、担当者が個々の判断で資力調査の状況を面談記録等に取りまとめている状況であった。

資力調査は延滞債権の回収可能性の判断や回収計画立案に当たり重要な情報源となるため、県として必要な調査項目を整理し、報告書様式等を事前に整備しておくことにより、調査の観点を担当者間で統一する必要があると考える。

ウ 収入未済額に応じた回収手続の実施について

所管課では、「静岡県看護職員修学資金に係る返還金徴収管理について」に基づいて徴収事務を行い、債権管理簿にその結果や経緯を記載している。各債務者の債権管理簿を閲覧したところ、どの債務者に対しても、概ね同様の対応を行っていることが確認できた。これは収入未済額の多寡に関わらず、債務者に対して公平な徴収事務を行っているといえるが、見方を変えると、回収コストを意識して徴収事務を行っていないとも考えられる。

収入未済額が少額であり、今後の強制執行費用等が収入未済額を上回ってしまうような事案に、事務処理コストや担当者の労力を割くことは、経済性の観点から非効率であると考えられるため、収入未済額の多寡に柔軟に対応し、より回収効率が良い債権に注力できる徴収事務の手法について検討すべきである。

具体的には、このような事案については、電話催告や臨宅の回数を減らすことが合理的ではないかと考える。また、一定以上の収入未済額がある債務者に対しては、より電話催告や臨宅の回数を増やす、あるいは強制執行費用等の回収コストを十分考慮した上で、法的措置に踏み切る方がより合理的だと思われる。

エ 徴収停止による不納欠損処分の実施について

債権管理簿を閲覧したところ、滞納者の中には10年以上入金実績がなく、かつ本人との連絡がつかない債務者が存在した。「静岡県看護職員修学資金に係る返還金徴収管理について」では、徴収停止事務について、債権で履行期限後相当の期間を経過しても完全に履行されないものについて、次のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は

不相当であると認めるときは、以後その保全及び取り立てをしないことができる」と定めている。

- ・法人である債務者が事業停止、再開の見込みなし
- ・債務者の所在が不明で、若干の財産があるが、強制執行しても優先債権があるため配当が期待できない場合
- ・債務者が死亡し、相続人が明らかでなく、かつ、相続財産の価額が強制執行費用及び優先債権の合計を超える見込みのない場合
- ・債権金額が少額で、かつ強制執行費用を超えないと認められるとき

県では過去に時効による債権の消滅を除き不納欠損処分を実施した実績がないが、10年以上入金がなく、かつ、所在も不明な債務者については、今後の管理コスト等を考慮すると、まずは、徴収停止の手続を行った上で、続く債権放棄及び不納欠損処分の実施を検討するべきである。

7 中小企業高度化資金

(1) 債権概要

項 目		内 容
債権分類		私債権
事業開始年度		昭和 29 年度
該当部局		経済産業部商工業局商工金融課
根拠法令		静岡県中小企業高度化資金貸付規則
事業目的		高度化事業を実施する組合等への施設整備資金の貸付
平成 27 年度	収入未済額 (円)	1,919,067,372
決算状況	債務者数 (社)	4

(2) 制度概要

中小企業高度化資金貸付制度は、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、共同で利用、経営する施設を整備する事業又は適地に集団で移転し、一の団地、建物を整備する等の事業に必要な資金の貸付を行うことを目的とする。

具体的な内容は、以下のとおりである。

項 目	内 容
貸付対象者	事業協同組合、商店街振興組合 等 上記の組合員である中小企業者
貸付要件	県内において高度化資金貸付規則に定める高度化事業（集団化事業や集積区域整備事業、共同施設事業など）を行うこと
貸付対象	土地、建物、構造物、設備
貸付期間	20 年以内（据置 3 年以内、均等払い）
貸付利率	0.50%（平成 28 年度貸付分）、無利子（公害施設等）
返済延滞利率	10.75%
返済免除条件	—

出典：静岡県中小企業高度化資金貸付規則

(3) 監査内容

① 貸付実績

過去5年間の実績は、以下のとおりである。

(単位：千円、社)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
貸付額	896,034	3,891	3,141	424,582	212,592
債務者	3	1	1	3	2

② 債権管理の状況

資金の貸付を受けた者は、金銭消費貸借契約に基づいて、年賦の均等払いにより償還を行うこととなる。債務者の経営状況の悪化等により、あらかじめ決められた条件での償還が困難となった場合には、県では、まず、経営改善に向けた事後指導を行い、必要に応じて償還条件の変更を行っている。

しかし、それでも延滞となった貸付先については、書面による督促及び電話・臨宅による催告を行うとともに、必要に応じて、連帯保証人も含め、随時、分納などによる償還指導を行っている。

③ 収入未済額の状況

ア 収入未済額の推移

過去5年間の収入未済額の推移は、以下のとおりである。

平成24年度に収入未済額が急増したのは、平成5、6年度に貸付を行った中小企業高度化資金(当初貸付額2,563,050千円、平成24年度末残高1,522,302千円)が、計画どおりに事業が進まず、納期限までに返済されなかったためである。

(単位：千円、社)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収入未済額	541,641	2,053,240	1,996,534	1,957,900	1,919,067
債務者数	6	5	5	5	4

イ 収入未済額の内訳(平成27年度末)

収入未済額の内訳は以下のとおりである。

Dに対する収入未済額が、収入未済額全体の過半を占めている。

Dは工業団地組合で貸付残高の2/3を占める基幹企業が倒産し、当該企

業の返済が滞っているため、他の工業団地企業は計画どおり自社の分を返済しているものの、工業団地全体の貸付残高が延滞となっているものである。現行の償還計画では、現存企業が自社の営業資産を整備しながらの返済をしなければならないため、全ての収入未済額が償還されるのが平成 139 年度となっており、完済は困難な状況である。

また、A についても、協同組合の倒産により、貸付額の大半が延滞となったケースである。現在、連帯保証人が分納に応じているが、分納金額が少額であり、完済は極めて困難な状況である。

(単位：千円)

債務者名	貸付年度	当初貸付額	収入未済額	完済見込
A	平成 7 年度	587,260	506,302	無
B	平成 4 年度	140,510	11,872	有
C	昭和 40 年度	2,600	1,020	無
D	平成 5 年度	595,700	238,657	難 (返済計画 100 年超)
	平成 6 年度	1,967,350	1,161,213	
合計			1,919,067	

④ 不納欠損処分の状況

過去 5 年間の不納欠損処分金額の推移は、以下のとおりである。

平成 24 年度の不納欠損処分については、時効援用による債権消滅によるものである。

具体的には、債務者が経営破綻に陥ったため、債務者及び連帯保証人から債権の一部を回収したが、資産が乏しく、県以外の債権者への返済も行っているため全額を回収することができず、主債権の時効が完成することとなったものである。

(単位：円、社)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
不納欠損額	—	8,703,951	—	—	—
債務者数	—	1	—	—	—

(4) 監査結果

① 指摘

なし

② 意見

ア 不納欠損処分の実施について

当該事業における各債務者の状況を確認したところ、A及びDについては破産により債権の回収が困難な状況になっている。また、Cは現在行方不明で連絡が取れない状況であり、A及びDと同様に債権の回収が困難な状況であるが、連帯保証人等による時効の援用がないため、不納欠損処分ができず、今後も債権管理を続けていかなければならない状況である。

このままでは、債権の回収がほとんど見込めないのに、回収コストだけが継続して発生することになる。債権管理に係るコストの面からは、今後発生する債権回収コストが債権の回収見込額を上回る場合、債権を不納欠損処分して、今後発生するコストを削減することが望ましいことから、債権管理コストを考慮した上で、時効期間を経過している等の要件を満たした事案については、積極的に不納欠損処分を行うべきと考える。

8 中小企業近代化資金（設備資金）

（1）債権概要

項 目		内 容
債権分類		私債権
事業開始年度		昭和 29 年度
該当部局		経済産業部商工業局商工金融課
根拠法令		静岡県中小企業近代化資金貸付規則
事業目的		中小企業者の設備投資資金の貸付け
平成 27 年度 決算状況	収入未済額（円）	111, 883, 156
	債務者数（者）	15

（2）制度概要

中小企業近代化資金制度は、中小企業者の創業及び経営基盤強化を促進するために、中小企業者の設備の近代化に必要な資金の貸付を行うことを目的とする。

具体的な内容は、以下のとおりである。

項 目	内 容
貸付対象者	創業者(創業後小規模企業者等となる見込みの者) 経営基盤強化を図る小規模企業者等
貸付要件	貸付の対象となる設備を静岡県の区域内に設置できる 県民税及び事業税を滞納していない など
貸付期間	5 年（公害防止設備は 12 年）
貸付利率	無利子
返済延滞利率	10.75%
返済免除条件	災害その他借主の責めに帰することができない理由により、借主が貸付けを受けて設置した設備が滅失した場合において、やむを得ないと認められるとき

出典：静岡県中小企業近代化資金貸付規則

中小企業近代化資金貸付事業は、平成 11 年度末をもって、設備資金貸付事業に移管された。また、平成 27 年 3 月 31 日に「小規模企業者等設備導入資金助成法」が廃止され、設備資金貸付事業についても、平成 26 年度末をもって新規貸付が終了している。

(3) 監査内容

① 貸付実績

過去5年間の設備資金貸付事業の貸付実績は、以下のとおりである。

(単位：千円、件)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
貸付額	315,780	352,240	289,000	222,160	—
貸付件数	33	31	29	19	—

② 債権管理の状況

「(2) 制度概要」に記載のとおり、担当所属では、平成27年3月31日に「小規模企業者等設備導入資金助成法」が廃止されたことに伴い、平成26年度末をもって当該事業の新規貸付が終了したため、現在は、貸付金の償還に係る業務を行っている。

資金の貸付を受けた者は、金銭消費貸借契約に基づいて、半年賦又は年賦の均等払いにより償還を行うこととなる。債務者の経営状況の悪化等により、あらかじめ決められた条件での償還が困難となった場合には、県では、まず、経営改善に向けた事後指導を行い、必要に応じて償還条件の変更を行っている。

しかし、それでも延滞となった貸付先については、書面による督促及び電話・臨宅による催告を行うとともに、必要に応じて、連帯保証人も含め、随時、分納などによる償還指導を行っている。

③ 収入未済額の状況

ア 収入未済額の推移

過去5年間の収入未済額の推移は以下のとおりである。

現在収入未済額となっている事案については、約定償還又は延滞債権回収計画に基づく返済が継続されているため、平成23年度に135,510千円あった収入未済額は平成27年度には111,883千円(平成23年度比82.6%)と年々減少している。

(単位：千円、者)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収入未済額	135,510	131,166	127,836	116,249	111,883
債務者数	24	20	20	16	15

イ 収入未済額の内訳(平成27年度末)

収入未済額の内訳は以下のとおりである。

A、C、Eは破産法人、Bは休眠法人、Dは存続法人である。現在、Bは連帯保証人、Dは法人の経営資金から債務の返済を行っており、完済を見込んでいる。

一方で、A、C、Eは破産法人である。

これらの法人は、県以外にも多額の負債があることに加え、夜逃げなどにより経営者等が行方不明となったため、債務者との接触が困難だったり、年数の経過とともに、主債務者や連帯保証人等の資力が乏しくなり返済能力がない又は高齢化や死亡により返済能力の低下や喪失が見込まれるなどの理由から、債権の完済は困難な状況である。

(単位：千円)

債務者名	貸付年度	当初貸付額	収入未済額	完済見込
A	平成8年度	37,910	32,857	無
B	平成10年度	39,990	18,370	有
C	平成10年度	24,090	17,215	無
D	平成4年度	29,450	13,037	有
E	平成8年度	14,420	12,454	無
その他(10,000千円未満)			17,948	
合計			111,883	

④ 不納欠損処分状況

過去5年間に係る不納欠損処分金額の推移は、以下のとおりである。

平成24年度は債権放棄の議決、平成26、27年度は時効援用による債権消滅によるものである。後者については、債務者が経営破綻に陥ったため、債務者及び連帯保証人から債権の一部を回収したが、資力が乏しく、県以外の債権者への返済も行っているため全額を回収することができず、主債権の時効が完成することとなったものである。

(単位：円、者)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
不納欠損額	—	1,727,625	—	1,045,800	200,000
債務者数	—	2	—	1	1

(4) 監査結果

① 指摘

なし

② 意見

ア 不納欠損処分の実施について

当該事業における各債務者の状況を確認したところ、A、C、Eは破産により、債権の回収が困難な状況になっている。しかし、連帯保証人等による時効の援用がないため、不納欠損処分ができず、今後も債権管理を続けていかなければならない状況である。

このままでは、債権の回収がほとんど見込めないのに、回収コストだけが継続して発生することになる。債権管理に係るコストの面からは、今後発生する債権回収コストが債権の回収見込額を上回る場合、債権を不納欠損処分して、今後発生するコストを削減することが望ましいことから、債権管理コストを考慮した上で、時効期間を経過している等の要件を満たした事案については、積極的に不納欠損処分を行うべきと考える。

9 河川占用料

(1) 債権概要

項 目		内 容
債権分類		強制徴収公債権
事業開始年度		—
所管部局・所属		交通基盤部河川砂防局河川砂防管理課 県下 8 土木事務所
根拠法令		・河川法 ・河川管理条例
事業目的		河川の流水、土地等の占用
平成 27 年度	収入未済額 (円)	4, 155, 829
決算状況	債務者数 (人)	103

(2) 制度概要

河川の占用の許可とは、河川法（以下「法」という。）第 23 条から第 25 条の規定により河川管理者が特定の者に対して河川を継続的に使用する権利を設定するものである。この場合、河川法第 32 条において、河川管理者である県知事は、河川の占用等について流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる定められている。

河川法 （抄）

（流水の占用の許可）

第 23 条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。

（土地の占用の許可）

第 24 条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土石等の採取の許可）

第 25 条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

(流水占用料等の徴収等)

第 32 条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第 23 条、第 24 条若しくは第 25 条の許可又は第 23 条の 2 の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収することができる。

2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。

3 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。

4 国土交通大臣又は指定都市の長は、第 23 条、第 24 条若しくは第 25 条の許可又は第 23 条の 2 の登録をしたときは、速やかに、当該許可又は登録に係る事項を当該許可又は登録に係る河川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可又は登録について第 75 条の規定による処分をしたときも、同様とする。

具体的な流水占用料等の額及び徴収方法については、以下のとおり静岡県河川管理条例(以下「条例」という。)第 4 条に定めている。

そのうち、第 4 条第 2 項第 2 号に定める土地占用料について、県では「河川占用料」として占用料を徴収している。

河川占用料は、条例第 4 条第 4 項に定める「知事の発行する納入通知書により納期限」までに納付されない場合に未納となり、収入未済額としての債権が発生する。

また、債権区分は、公法上の強制徴収債権であり、法第 74 条第 3 項において、地方税の滞納処分の例により強制徴収できる旨が定められている。

静岡県河川管理条例 (抄)

(流水占用料等の徴収)

第 4 条 法第 23 条、第 24 条若しくは第 25 条の許可又は第 23 条の 2 の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収する。

2 前項の流水占用料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 流水占用料 別表第 2 の規定により算定した額に 100 分の 108 を乗じて得た額

(2) 土地占用料 別表第 3 の規定により算定した額(占用の期間が 1 月に満たない場合は、同表の規定により算定した額に 100 分の 108 を乗じて得た額)

- (3) 土石採取料その他の河川産出物採取料 別表第4の規定により算定した額に100分の108を乗じて得た額
- 3 前項の規定による流水占用料の額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、同項の規定による土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料の額が500円未満であるときは500円とする。
- 4 流水占用料等は、知事の発行する納入通知書により納期限までに納めなければならない。
- 5 第1項の流水占用料等の徴収の時期は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 流水占用料は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる時期に徴収する。ただし、それぞれの時期に徴収すべき流水占用料のうちで当該時期以後に新たに通水を開始したとき、又は流水占用料の額の算出の基礎となった事項の変更により、その額の増加があったときは、当該年度の流水占用料の年額は、月割りをもって算定し、当該徴収時期が7月である場合は翌年1月に、当該時期が翌年1月である場合は随時徴収する。
- | 区分 | 時期 |
|-----------------------------|--------|
| 毎年4月から9月までの期間の占用に係る流水占用料 | 毎年7月 |
| 毎年10月から翌年3月までの期間の占用に係る流水占用料 | 毎年翌年1月 |
- (2) 土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料は、許可の日又は年度当初の日から60日以内に徴収する。
- 6 知事は、流水占用料等が特に多額であるときその他の理由により、一時に全額を徴収することが困難であると認める場合は、前項の規定にかかわらず、分割して徴収することができる。

河川法 (抄)

第74条第3項

河川管理者は、第1項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第5項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあっては国税の、都道府県の収入となる場合にあっては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

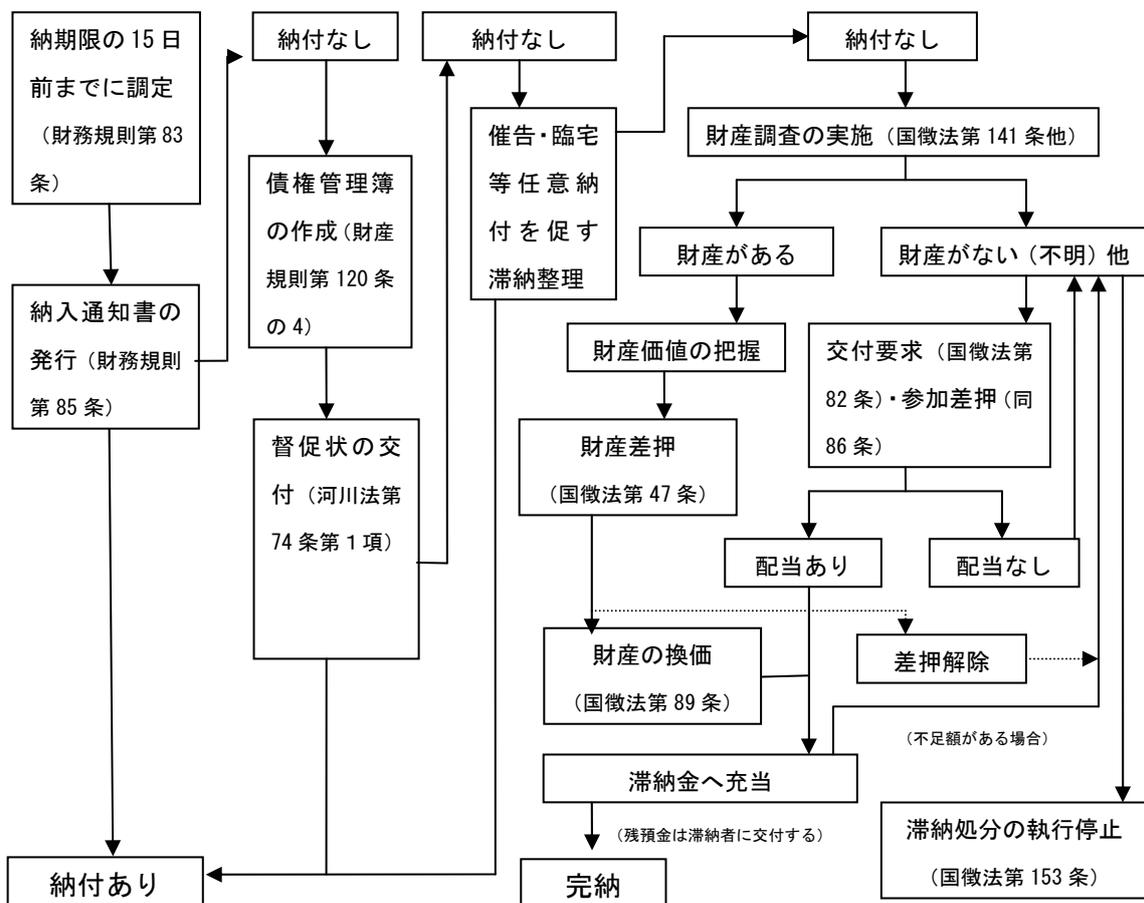
(3) 監査内容

① 債権管理の状況

担当部局では、河川占用料に係る債権を徴収するに当たり、「河川占用料の徴収管理について」を策定し、これに基づき債権管理を実施している。

具体的には、調定実施後、納入通知書を債務者に発行、期限までに納付がない者に対して、納期限後、20日以内に督促状を交付、その後、電話や臨宅による催告や財産等の調査・差押・換価（公売）・執行停止等の滞納処分による管理を行っている。

業務の流れの概略は以下のとおりである。



注) 図中、国税徴収法を国徴法、静岡県財産規則を財産規則、静岡県財務規則を財務規則と表記

② 債権の内訳

平成27年度末における河川占用料の各土木事務所の決算状況は以下のとおりである。

平成27年度末現在において、収入未済額が最も多いのは島田土木事務所の3,043,400円であり、全体の73.2%を占めている。次いで、浜松土木事務所が477,890円（全体の11.5%）、静岡土木事務所が367,939円（全体の8.9%）であり、これら3事務所で全体の93.6%を占めている。

監査の実施に当たっては、収入未済額の多い3事務所のうち、直近において、不納欠損処分を実施している島田土木事務所及び静岡土木事務所を实地監査の対象として選定した。

（単位：円、％）

事務所名	区分	調定額	収納額	不納欠損額	収入未済額	収納率
下田	現年分	6,439,956	6,428,856	0	11,000	99.8
	滞納繰越分	182,700	0	39,400	143,400	0.0
	小計	6,622,656	6,428,856	39,400	154,400	97.6
熱海	現年分	3,929,600	3,929,600	0	0	100.0
	滞納繰越分	73,300	20,400	5,800	47,100	30.2
	小計	4,002,900	3,950,000	5,800	47,100	98.8
沼津	現年分	26,437,300	26,415,500	0	21,800	99.9
	滞納繰越分	354,100	305,400	9,300	39,400	88.5
	小計	26,791,400	26,720,900	9,300	61,200	99.7
富士	現年分	58,019,872	58,016,472	0	3,400	99.9
	滞納繰越分	500	0	0	500	0.0
	小計	58,020,372	58,016,472	0	3,900	99.9
静岡	現年分	75,285,656	75,198,656	0	87,000	99.8
	滞納繰越分	457,139	139,300	36,900	280,939	33.1
	小計	75,742,795	75,337,956	36,900	367,939	99.5
島田	現年分	98,513,200	98,413,700	0	99,500	99.8
	滞納繰越分	3,091,450	138,550	9,000	2,943,900	4.5
	小計	101,604,650	98,552,250	9,000	3,043,400	97.0
袋井	現年分	47,847,000	47,847,000	0	0	100.0
	滞納繰越分	0	0	0	0	-
	小計	47,847,000	47,847,000	0	0	100.0
浜松	現年分	80,409,200	80,398,700	0	10,500	99.9
	滞納繰越分	471,390	4,000	0	467,390	0.8
	小計	80,880,590	80,402,700	0	477,890	99.4
計	現年分	396,881,784	396,648,484	0	233,200	99.9
	滞納繰越分	4,630,579	607,650	100,400	3,922,629	13.4
	小計	401,512,363	397,256,134	100,400	4,155,829	98.9

(4) 現地調査

【静岡土木事務所】

① 概要

項目		内容
所在地		静岡市駿河区有明町2番20号
管轄区域		静岡市全域
債権回収担当者		再任用1人
平成27年度 決算状況	収入未済額(円)	367,939
	債務者数(人)	8

② 決算状況の推移

過去5年間の河川占用料の決算状況は以下のとおりである。

静岡土木事務所は、静岡市全域を所管区域とし、一級河川安倍川や丸子川など複数の河川を管理していることに伴い、その流域における土地占用料として、毎年、約70,000千円の河川占用料が発生している。

(単位：円、%)

年度	区分	調定額	収納額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 23年度	現年分	72,228,600	72,128,700	0	99,900	99.8
	滞納繰越分	468,600	66,300	45,900	356,400	15.6
	小計	72,697,200	72,195,000	45,900	456,300	99.3
平成 24年度	現年分	73,376,100	73,185,500	0	190,600	99.7
	滞納繰越分	456,300	20,000	45,900	390,400	4.8
	小計	73,832,400	73,205,500	45,900	581,000	99.2
平成 25年度	現年分	74,170,700	74,063,900	0	106,800	99.8
	滞納繰越分	570,500	60,000	83,600	426,900	12.3
	小計	74,741,200	74,123,900	83,600	533,700	99.2
平成 26年度	現年分	74,310,048	74,203,248	0	106,800	99.8
	滞納繰越分	533,700	183,361	0	350,339	34.3
	小計	74,843,748	74,386,609	0	457,139	99.3
平成 27年度	現年分	75,285,656	75,198,656	0	87,000	99.8
	滞納繰越分	457,139	139,300	36,900	280,939	33.1
	小計	75,742,795	75,337,956	36,900	367,939	99.5

③ 収入未済額の状況

ア 収入未済額の推移

過去5年間の収入未済額の推移は以下のとおりである。

平成23年度に732,800円であった収入未済額は、平成27年度までに364,861円（減少率49.8%）減少し367,939円となっている。これは、臨宅等による債権回収及び不納欠損処分を積極的に進めたことなどによるものである。

（単位：円、人）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
現年分	322,400	190,600	106,800	106,800	87,000
滞納繰越分	410,400	390,400	426,900	350,339	280,939
計	732,800	410,000	533,700	457,139	367,939
債務者数	6	11	9	9	8

イ 収入未済額の内訳（平成27年度末）

平成27年度末における収入未済額の内訳は以下のとおりである。

対象となる債務者は、個人5人と倒産による法人3社の計8件であり、1件当たりの金額もほとんどが10万円未満と少額であるが、生活困窮や本人死亡等を要因とした滞納が多くあることから電話や臨宅等による催告を随時行っているが、債権回収の実績が十分にあげられず、対応に苦慮している状況である。

（単位：円）

債務者	区分	発生年度	金額	収入未済の理由	納付状況
A	個人	23	11,300	生活困窮	分納中
		24	31,300		
		25	51,300		
		26	51,300		
		27	51,300		
Aの計			196,500		
B	個人	23	600	死亡	
		24	600		
Bの計			1,200		
C	個人	24	45,900	生活困窮	
Cの計			45,900		

債務者	区分	発生年度	金額	収入未済の理由	納付状況
D	法人	24	1,039	倒産	
		25	1,600		
		25	500		
		26	1,600		
		26	500		
		27	1,600		
Dの計			6,839		
E	個人	24	19,500	行方不明	
Eの計			19,500		
F	法人	24	17,300	倒産	
Fの計			17,300		
G	個人	25	13,300	死亡	分納中（息子）
		26	33,300		
		27	33,300		
Gの計			79,900		
H	法人	27	800	納付手続き遅れ	納付済
Hの計			800		
計			367,939		

④ 滞納処分の状況

過去5年間における滞納処分は、滞納額が少額であること、処分可能な財産が存在しなかったことにより実績がない。

(単位：円、件)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
滞納処分量	—	—	—	—	—
件数	—	—	—	—	—

⑤ 不納欠損処分の状況

過去5年間に係る不納欠損処分金額の推移は以下のとおりである。

不納欠損の事由については、滞納者が生活困窮にあったため徴収できず、全て消滅時効により処分したものである。

(単位：円、人)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
不納欠損額	45,900	45,900	83,600	0	36,900
債務者数	1	1	2	0	1

⑥ 監査結果

ア 指摘

なし

イ 意見

(ア) 滞納処分方針の明確化について

「(3) 債権の管理」で記載したとおり、河川占用料は滞納処分可能な強制徴収公債権である。担当部局が定める「河川占用料の徴収管理について」においても、滞納処分の必要性について以下のとおり記載され、任意納付に応じない者に対しては、原則、滞納処分の手続により強制的な徴収を実施する方針となっている。

(以下、「河川占用料の徴収管理について」の「2 河川占用料の徴収事務」中の(3) 河川占用料の滞納整理(P6)より一部抜粋)

イ 滞納処分の必要性

滞納整理だけでは納付されない場合にこれを放置することは、使用料等を納付している他の利用者との公平性が保てないので、任意納付に応じない者に対しては、地方税滞納処分の例により強制的な徴収手続をとる。

差押等の措置をとった後も、できるだけ任意納付を促すものとするが、滞納者がそれに応じない場合は、換価手続に移行する。

また、不納欠損処分の方針についても、「河川占用料の徴収管理について」で以下のとおり記載され、不納欠損処分を行うに当たっては、原則、滞納処分の執行停止の手続を事前にとる方針となっている。

(以下、「河川占用料の徴収管理について」の「3 河川占用料の不納欠損処分」中の(1) 概要(P13)より一部抜粋)

ただし、原則として、不納欠損処分を行わなければならない状況に至ることのないように滞納整理に努めることが重要である。

特に、何も措置をしないまま時効により債権が消滅してしまうことでの不納欠損処分は絶対に避けなければならないので、やむを得ず、不納欠損処分を行わなければならない場合には、事前に滞納処分の執行停止の手続をとる必要がある。

一方、実態をみると過去5年間の不納欠損処分は5年の時効による債権の消滅を理由として行われている状況にあり、滞納処分の実績はなく、滞納処分の執行停止の手続についても行われていない。

滞納処分の実績がない背景として、1件あたりの金額が少額であること、及び回収の担当者も他業務との兼務であり専門知識を有していない

ことが挙げられる。

平成 27 年度における河川占用料の収入未済額は 367,939 円であり、1 件当たりの金額も少額であることを考慮すると、財産調査等を行うコストとのバランス、つまり経済効率性の観点から、原則どおり、滞納処分の手続を進めるべきとは必ずしも言えない側面もあると考えるが、県の方針と実態が乖離している状況は望ましいとはいえ、両者は整合していることが必要である。

そこで、滞納処分を進める案件とそうでない案件とを区分して管理するための判断指針などを設けることが望ましいと考える。

判断指針を定めるに当たっては、経済効率性の観点及び公平性の観点から、一定金額以上の案件や、支払う資力がありながら支払わないなど悪質な案件については滞納処分手続の対象とすることを明確にすることが必要である。

【島田土木事務所】

① 概要

項 目		内 容
所在地		島田市道悦5丁目7-1
管轄区域		島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡
債権回収担当者		職員1人
平成27年度 決算状況	収入未済額(円)	3,043,400
	債務者数(人)	7

② 決算状況の推移

過去5年間の河川占用料の決算状況は以下のとおりである。

島田土木事務所は、島田市の他に、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町を管轄区域とし、一級河川大井川など複数の河川を管理していることに伴い、その流域における土地占用料として、毎年、約1億円の河川占用料が発生している。

(単位：円、%)

年度	区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率
平成 23年度	現年分	98,471,100	98,383,000	0	88,100	99.9
	滞納繰越分	241,600	62,300	0	179,300	25.7
	合計	98,712,700	98,445,300	0	267,400	99.7
平成 24年度	現年分	100,228,200	100,166,500	0	61,700	99.9
	滞納繰越分	267,400	13,600	0	253,800	5.0
	合計	100,495,600	100,180,100	0	315,500	99.6
平成 25年度	現年分	100,168,600	99,918,150	0	250,450	99.7
	滞納繰越分	315,500	61,300	25,800	228,400	21.1
	合計	100,484,100	99,979,450	25,800	478,850	99.5
平成 26年度	現年分	100,814,900	98,084,700	0	2,730,200	97.2
	滞納繰越分	478,850	117,600	0	361,250	24.5
	合計	101,293,750	98,202,300	0	3,091,450	96.9
平成 27年度	現年分	98,513,200	98,413,700	0	99,500	99.8
	滞納繰越分	3,091,450	138,550	9,000	2,943,900	4.4
	合計	101,604,650	98,552,250	9,000	3,043,400	97.0

平成 27 年度の調定実績及び 28 年度当初の調定実績を相手先別内訳で見ると、J R や中部電力、N T T、大井川鉄道などの上位 7 つの企業で 9 割弱が占められている。これらの企業は、事業用の恒久的設備の設置に基づく土地占用料や、事業に伴う土石採取料を負担しており、毎年の発生額は安定している。また、徴収時期は、許可の日又は年度当初の日から 60 日以内とされ、継続的に河川占用料が発生している上位の企業から適時に回収が図られているため、年度の早い時期において高い収入率を確保できている。残りの約 1 割の相手については、その他の事業者や個人であり、個人の場合は、過去から継続的に河川区域を畑や生活道路として利用しているケースが多い。県としては、不法占用を発見すれば基本的に撤去する方針であり、新たに占用する個人は少ないため、長期的には個人の占用者は減少していく傾向にあると考えられる。

③ 収入未済額の状況

ア 収入未済額の推移

過去 5 年間の収入未済額の推移は以下のとおりである。

収入未済額は平成 23 年度の 267,400 円から増加傾向にある。特に、平成 26 年度に現年分 2,730,000 円が発生し、平成 27 年度においては 3,043,400 円（増加率 1,138.1%）となったが、このうち、2,604,200 円が 1 債務者の滞納によるものである。

（単位：円、人）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
現年分	88,100	61,700	250,450	2,730,200	99,500
滞納繰越分	179,300	253,800	228,400	361,250	2,943,900
計	267,400	315,500	478,850	3,091,450	3,043,400
債務者数	7	6	6	8	8

イ 収入未済額の内訳（平成 27 年度末）

平成 27 年度末における収入未済額の内訳は以下のとおりである。

対象となる債務者は、生活困窮や納入意識希薄等による個人 6 人と倒産による法人 1 社の計 7 件となっている。

そのうち、B と F が特に多額であり、収入未済額の合計は 2,842,800 円で全体の 93.4% を占めている。

(単位：円)

債務者	区分	発生年度	金額	収入未済の理由	納付状況
A	個人	23	9,000	納入意識希薄	
		25	9,000		
		26	9,000		
		27	9,000		
Aの計			36,000		
B	個人	21	11,800	生活困窮	分納中
		22	37,800		
		23	37,800		
		24	37,800		
		25	37,800		
		26	37,800		
		27	37,800		
Bの計			238,600		
C	個人	23	21,100	事業不振	
		24	23,300		
		25	25,500		
		26	25,500		
		27	25,500		
Cの計			120,900		
D	法人	26	2,000	生活困窮	
Dの計			2,000		
E	個人	26	15,000	生活困窮	分納中
		27	25,800		
Eの計			40,800		
F	法人	26	2,603,700	倒産	
		27	500		
Fの計			2,604,200		
G	個人	27	900	納入意識希薄	
Gの計			900		
計			3,043,400		

(債務者Bについて：個人)

債務者Bは、過去から河川区域を占用して生活している個人である。

元の債務者が死亡し、妻である現在の債務者が、年金暮らしで生活困窮状態にあるために回収に時間がかかっている。なお、占用している土地が平成28年度に河川区域から外れたことに伴い、新たな土地占用料が発生しなくなったため、27年度以前に発生した収入未済額の回収を図るだけとなる。

(債務者Fについて：法人)

債務者Fは、河川区域で土石を採取するため、ストック置き場として河川区域を占有していた法人である。

法人は、平成25年10月に民事再生手続きの開始決定を受け、平成26年6月には民事再生手続きが廃止となったことに伴い、平成26年度に2,603,700円の収入未済額が発生した。平成26年度末現在の未収未済額の85.6%を占める案件であり、島田土木事務所においても、破産管財人宛て交付要求書を送付し、公租公課として優先的に回収を図ろうと努力したが、平成28年4月に法人の破産手続きが完了、閉鎖登記が行われたため全額回収不能になり、平成28年7月に不納欠損処分を行っている。

④ 滞納処分の状況

過去5年間における滞納処分は債権額が少額であること、処分可能な財産が存在しなかったことにより実績がない。

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
滞納処分数	—	—	—	—	—
件数	—	—	—	—	—

⑤ 不納欠損処分の状況

過去5年間における不納欠損処分金額の推移は以下のとおりである。

不納欠損の事由については、滞納者が生活困窮にあったため徴収できず、全て消滅時効により処分したものである。

(単位：円、人)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
不納欠損額	—	—	25,800	—	9,000
債務者数	—	—	1	—	1

⑥ 債権管理の状況

上記③のとおり、債権金額も債務者数も少ないが、債権金額の85%を占めていたF（法人）に対する債権について、平成28年度に不納欠損処分を行ったことで、監査時点においては、管理すべき債権はほとんど残っていない状況であった。

債務者が少ないため、個々の債務者の状況把握はできているが、生活困

窮や納付意識の低さから債務者が固定化しており、回収が進んでいない状況が見受けられた。

⑦ 監査結果

ア 指摘

なし

イ 意見

(ア) 債務者の高齢化への対応について

債務者Bは、元の債務者が死亡し、妻である現在の債務者が、年金暮らしで生活困窮状態にあるために回収に時間がかかっている。

今後、個人の占有者が高齢化していくことで、今までは正常に回収できていた債務者についても、回収が困難になるケースが出てくること予想される。

個人の占有者に対しては、緊急連絡先等必要な情報をあらかじめ確認し、データ化しておくのが望ましいと考える。

担当者とのヒアリングでは、個人情報保護法などもあるので難しい面もあるとの意見も出たが、個人の占有者に係る収入未済額の縮減に当たり、家族や親族等の緊急連絡先等は、回収時において重要な情報であり、これらを所持することで滞納発生時に迅速な初動を期待できるため、任意による情報収集となるが、担当部局は前向きに入手を検討すべきである。

10 地域改善対策大学等進学奨励費

(1) 債権概要

項目		内容
債権分類		私債権
事業開始年度		昭和 57 年度
該当部局・所属		教育委員会教育政策課人権教育推進室
根拠法令		<ul style="list-style-type: none"> 静岡県地域改善対策大学等進学奨励費貸与規程 静岡県地域改善対策大学等進学奨励費事業実施要領
事業目的		旧対象地域に居住する同和関係者の子弟の教育水準を上げるため、経済的な理由で進学困難な者に対して進学奨励費を貸与する。
平成 27 年度 決算状況	収入未済額 (円)	7,242,025
	債務者数 (人)	28

(2) 制度概要

地域改善対策大学等進学奨励費は、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 62 年法律第 22 号)」(以下「法」という。)第 2 条第 1 項に基づき、旧対象地域に居住する同和関係者の子弟の教育水準を上げるため、経済的な理由で進学困難な者(以下「貸与対象者」という。)に対して、大学、短期大学、高等学校又は高等専門学校(以下「大学等」という。)に修学するための進学奨励費(奨学金及び通学用品等助成金)を貸与する制度である。

具体的には、貸与対象者から申請があった場合、県は世帯の所得や入学又は在学の状況などの要件審査等を経て、貸付の決定を行い、卒業までの間、年 2 回の奨学金貸与が行われる。

これまでの制度利用者数は 438 名、そのうち、平成 27 年度末時点において 370 人が貸付金の返還を完了し、68 人が返還中となっている(注:高校と大学の両方を利用した場合はそれぞれに人数をカウント)。現在は、平成 13 年度末で法が失効となったことに伴い、同年度に県が定めた貸与規程が廃止となり、経過措置に該当する場合を除き、原則、新規の貸与対象者はなくなった。また、経過措置についても平成 16 年度に期限を迎え、平成 17 年度以降は、貸付金の返還に係る事務のみを行っている状況である。

(3) 監査内容

① 貸付実績

平成 17 年度以降、新規貸付なし。

② 債権管理の状況

進学奨励費の貸与決定後、担当部局では、手書き及び電子ファイル（アクセス）のデータで債務者別の債権管理簿を作成・管理している。また、電子ファイル（アクセス）では、情報検索がうまくできない場合があるため、別途、債務者データをエクセルファイル（進学奨励費貸付・返済状況）にまとめ、返済状況等の変更があった場合にそれぞれのデータを更新・活用している。

また、期限までに返還が行われなかった場合、担当部局では、回収強化月間において、督促状の送付及び電話や臨宅による回収業務を行っている。

③ 収入未済額の状況

ア 進学奨励費の回収状況

平成 27 年度末における進学奨励費の償還状況は以下のとおりである。

貸与対象者が、大学等を卒業又は貸与規定第 9 に定める奨学金の貸与を打ち切られた時は、速やかに県に返還計画書を提出し、事由が発生した日の属する月の翌月から起算して 6 月を経過した後から、月賦、半年賦、年賦などの方法等により 20 年以内で進学奨励費の返還を行うこととなる。

平成 27 年度末時点において、貸与対象者数 438 人のうち、370 人（84.5%）が返還を完了している。また、金額ベースでは、525,737 千円のうち、430,208 千円（81.8%）となる。

完了分については、全額回収されたということではなく、貸与規程に定められた要件により返還を一部又は全額免除されたものが 133,997 千円（回収された貸付金額の 31%）含まれている。

(単位：人、円)

区分		人数	当初貸付額	回収累計額	27年度末 貸付額残高	27年度末 未収金残高	
回収中	滞納者	高校分	24	18,079,960	10,668,755	7,411,205	4,641,675
		大学分	4	9,804,850	5,637,300	4,167,550	2,600,350
		計	28	27,884,810	16,306,055	11,578,755	7,242,025
	非 滞納者	高校分	26	23,753,340	19,784,637	3,968,703	—
		大学分	14	43,890,950	34,913,852	8,977,098	—
		計	40	67,644,290	54,698,489	12,945,801	—
	計	高校分	50	41,833,300	30,453,392	11,379,908	4,641,675
		大学分	18	53,695,800	40,551,152	13,144,648	2,600,350
		計	68	95,529,100	71,004,544	24,524,556	7,242,025
完了	高校分	218	158,287,600	158,287,600	—	—	
	大学分	152	271,919,900	271,919,900	—	—	
	計	370	430,207,500	430,207,500	—	—	
合計	高校分	268	200,120,900	188,740,992	11,379,908	4,641,675	
	大学分	170	325,615,700	312,471,052	13,144,648	2,600,350	
	計	438	525,736,600	501,212,044	24,524,556	7,242,025	

イ 収入未済額の内訳

平成 27 年度末時点における滞納者は 28 人、収入未済額は 7,242,025 円である。ただし、28 人のうち、高校分と大学分の両方でカウントされている者が 2 人いるため、実質 26 人となる。担当部局では、下表のとおり、滞納者 26 人のうち、直近の回収実績がない 5 人について、回収困難と区分している。なお、表の貸付額残高 11,578,755 円と収入未済額 7,242,025 円との差額は、平成 28 年度以降に返還期限が到来するものである。

(単位：人、円)

区分	人数	当初貸付額	27年度末 貸付額残高	27年度末 未収金残高
回収なし	5	8,828,760	3,747,885	2,492,885
回収または免除あり	21	19,056,050	7,830,870	4,749,140
合計	26	27,884,810	11,578,755	7,242,025

担当部局が回収困難と区分した5人の内訳は以下のとおり。

(単位：円)

債務者	当初貸付額	27年度末 貸付額残高	27年度末 未収金残高
A (高校分)	1,558,660	1,092,660	996,000
A (大学分)	2,004,750	1,394,750	1,020,000
B	275,100	202,325	161,060
C	287,100	130,775	41,825
D	839,100	293,325	84,000
E	3,864,050	634,050	190,000
合計	8,828,760	3,747,885	2,492,885

ウ 不納欠損処分の状況

過去5年間において、不納欠損処分は行われていない。

(4) 監査結果

① 指摘

なし

② 意見

ア 滞納者への催告について

滞納者26人のうち、直近に滞納者になった債務者(上記(3)③イの債務者E)の状況は次のとおりである。

所管課では、10月から11月の回収強化月間に集中して回収業務を実施しているため、当該債務者についても、同強化月間を待って催告する予定とのことだったが、当該債務者は、順調に返納がなされていた期間も長く、返還意識が高いことが推測されることから、督促の指定期限に納付が行われなかった時点で、速やかに催告を行い、債務者に遅延していることを知らせるべきであると考ええる。

これらの延滞が発生した場合において、迅速に催告を実施し、返還遅延の注意喚起を行うことで、滞納の常態化を防ぐことが期待できることから、必要に応じて随時催告を行っていくべきと考ええる。

当初貸付額	3,864,050円
返還条件	平成10年から平成28年まで、毎年12月に190,000円ずつ返還 最終返還時(平成29年12月)は254,050円
回収状況	平成26年12月分までは予定どおり返還(償還額:3,230,000円)

未回収債権	平成 27 年 12 月分 190,000 円	
対応状況	平成 28 年 1 月	返還遅延を確認し、本人に連絡
	平成 28 年 2 月	今後の返還計画を協議の上、返還計画を変更し、平成 28 年 6 月から 12 月までの間に 190,000 円を返還（6 月から 11 月 27,000 円、12 月のみ 28,000 円）
	平成 28 年 6 月以降、回収がないが、監査日（9 月 16 日）現在、本人に催告していない。10・11 月の回収強化月間に催告する予定。	

イ 債権管理台帳の一元化について

債務者別の債権管理台帳は、手書きのデータと電子ファイル（アクセス）のデータの 2 つがあり、これらは、債務者の種類などによって紙と電子ファイルを使い分けているということではなく、完全に二重管理になってしまっている。

さらに、電子ファイル（アクセス）では、情報検索がうまくできないということで、債務者データのまとめ表を電子ファイル（エクセル）で別途作成している。

そのため、債務者から進学奨励費の返還が行われた場合など、上記 3 つの管理データにそれぞれ反映しなければならないなど非効率な業務形態となっているため、これらのデータについては作業の効率化かつ更新時のミスを減らすため、データの一元化をすべきと考える。

また、債権管理で削減した労力を、貸与者への督促等に充てることで滞納時の迅速な初動対応などの間接的効果も期待することができると考える。

11 教育奨学金返還金

(1) 債権概要

項目		内容
債権分類		私債権
事業開始年度		平成 17 年度
所管部局・所属		教育委員会高校教育課
根拠法令		静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則
事業目的		経済的に修学が困難な高校生等に対し、学資の貸与等を行い、教育の経済的負担軽減を図る
平成 27 年度 決算状況	収入未済額 (円)	44,871,211
	債務者数 (人)	312

(2) 制度概要

教育奨学金制度は、経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に対して、高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金を貸与し、有為な人材の育成に資することを目的とする。

具体的な内容は、以下のとおりである。

項目	教育資金	奨学金
対象者	優れた生徒であって経済的理由により修学が困難な者に対して貸与する	勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者に対して貸与する
貸与要件	主たる家計支持者の所得が一定以下、かつ、成績が一定以上	生活保護世帯、市町村民税非課税(減免)世帯、世帯所得が生活保護費受給基準の 1.5 倍以下のいずれか
貸付利子	無利子	
返済延滞利息	年 10.75%	
返済免除条件	死亡、労働能力喪失のいずれか	

出典：静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則

(3) 監査内容

① 貸付実績

過去 5 年間の貸付実績は、以下のとおりであり、年々、減少傾向にある。

減少の理由としては、平成 23～25 年度は「高校授業料無償制度」、平成 26 年度以降は「就学支援金制度」及び「奨学給付金制度」により教育費の負担軽減が図られたことが挙げられる。

教育奨学金（教育資金と奨学金の合算） （単位：千円、人）

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
貸付金額	168,237	144,084	132,964	121,103	107,966
人数	574	486	451	406	352

内訳

教育資金 （単位：千円、人）

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
金額	119,928	96,072	80,682	73,968	60,564
人数	403	322	273	251	199

奨学金 （単位：千円、人）

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
金額	48,309	48,012	52,282	47,135	47,402
人数	171	164	178	155	153

② 債権管理の状況

担当部局では「教育奨学金等担当者業務マニュアル」を策定し、電話対応の方法や自宅訪問の流れをとりまとめており、同様の業務で担当者によって対応が異なることがないよう配慮している。

さらに、滞納債権については、外部委託による債権回収を行っている。

③ 収入未済額の状況

ア 収入未済額の推移

過去5年間の収入未済額の推移は、以下のとおりである。

平成 23 年度に 22,698,100 円であった収入未済額が、平成 27 年度には 44,871,211 円（平成 23 年度比 197.7%）と大幅な増加傾向にある。

主な増加理由としては、リーマンショック時（平成 21 年度前後）に貸与を受けた者が、大学卒業等により返還時期を迎えたことによる返還対象者の増加などが挙げられる。

具体的には、教育奨学金の貸与を受けた者は、高等学校等を卒業したとき、又は教育奨学金の貸与契約が解除されたときは、それらの理由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後に、月賦、半年賦又は年賦の均等払いにより、教育奨学金を返還することになるが、貸与決定後から返還開始までの期間が長期間に渡ることから生徒自身が返還義務を認識していない、生徒及び保護者（連帯債務者）双方共に返還意思がない、貸付時から経済状況が改善せず、就職後も低所得世帯に属する等が挙げられる。

(単位：円、件)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収入未済額	22,698,100	32,491,100	42,293,899	46,616,022	44,871,211
教育資金	14,451,300	19,712,200	24,536,199	26,173,931	25,442,947
奨学金	8,246,800	12,778,900	17,757,700	20,442,091	19,428,264
債務者数	179	251	295	345	312
教育資金	97	132	162	192	167
奨学金	82	119	133	153	145

イ 収入未済額の内訳（平成27年度末）

担当部局では、債権回収の外部委託や催告書の発送による徴収努力を行っているが、以下に掲げる債権は全て、債務者本人及び連帯保証人と直接連絡が取れておらず、連帯保証人との連絡もほとんど取れていない。中にはCとEのように、一回も返済がない債務者がいるなど、債権回収が困難な状況が見受けられる。

(単位：円)

債務者名	貸付年度	当初返還金額	収入未済額	完済見込
A	平成17年度	1,080,000	798,750	有
B	平成17年度	1,080,000	798,750	有
C	平成18年度	810,000	810,000	困難
D	平成18年度	720,000	670,000	困難
E	平成19年度	720,000	720,000	困難
その他			41,073,711	/
合計			44,871,211	

④ 不納欠損処分状況

過去5年間に係る不納欠損処分金額の推移は以下のとおり不納欠損処分の実績はない。

また、当該制度の開始は、平成17年度からであり、債権発生から時効の10年間を経過した事案は未だない。

(単位：円、人)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
金額	—	—	—	—	—
件数	—	—	—	—	—

(4) 監査結果

① 指摘

なし

② 意見

ア 債権状況に応じた債権管理について

平成17年度に教育奨学金制度が制定されてから10年余りしか経過していないため、現状、時効を理由として不納欠損処分を行った債権はなく、担当所属では、債権の滞留状況にかかわらず、一律の債権管理を行っている。

しかし、「(3) ③収入未済額の状況」に記載のとおり債権回収が滞っている債権もあり、担当部局では、債権回収の外部委託や催告書の発送による徴収努力は行っているが、債務者本人及び連帯保証人と直接連絡が取れておらず、一回も返済がない債務者がいるなど、債権の回収が進んでいない状況である。このまま数年が経過すると、債務者の時効援用による不納欠損処分が発生する可能性があり、特に、長く滞留している債権ほど、回収が困難になる可能性が高いと考える。

そのため、債権の滞納年数に応じて催告の頻度や方法を変えるなど、債権の状況に応じた債権管理の仕組みを構築することが望ましいと考える。

イ 債権回収の外部委託に係る契約内容の見直しについて

担当部局では、債権の回収業務を外部委託に出しており、外部委託先には、債権回収額に一定率を乗じた額を手数料として支払っている。

委託契約では、債権の滞留状況にかかわらず手数料率が一定のため、外部委託先は、回収条件が整っている債権から優先的に回収し、その他の債権の回収が進まないことが見込まれ、最終的には不納欠損処分によ

り債権放棄となる債権が増加していくことが危惧される。

まだ、外部委託の利用が始まって間もなく、他部局で参考となる委託契約もほとんどないことから、現時点で最適な契約内容を設定することは難しいと考えるが、今後、債権の金額、滞納年数及び債務者の資力状況等により債権区分を設定し、その債権区分に応じて手数料率を変えるなど、債権回収がより進むような契約内容になるよう検討すべきである。

ウ 外部委託先の利用期間について

債権回収の外部委託について、直近年度の債権回収の外部委託に係る契約日は、下記のとおりであり、担当部局において、新規貸付関連の事務処理や外部委託に係る事務処理に時間を要するため、年度当初から数か月間、外部委託を行っていない期間が生じている。

平成 27 年度：平成 27 年 10 月 8 日

平成 28 年度：平成 28 年 8 月 31 日

基本的には、外部委託先への委託期間が長ければ長いほど、電話や臨宅等の催告による債務者への接触機会が増加し、債権回収が進むことが見込まれる。そのため、毎年度、できる限り早い時期に、外部委託先と契約することが望ましいと考える。

12 放置違反金

(1) 債権概要

項 目		内 容
債権分類		強制徴収公債権
事業開始年度		平成 18 年度
所管部局・所属		警察本部交通部交通指導課
根拠法令		道路交通法第 51 条の 4
事業目的		放置駐車違反の車両使用者に対する行政制裁金
平成 27 年度	収入未済額 (円)	26, 783, 000
決算状況	債務者数 (人)	1, 718

(2) 制度概要

放置駐車違反については、交通反則通告制度により運転者責任の追及ができない場合に、放置駐車違反に係る車両の使用者責任を追及する放置違反金制度が、平成 16 年 6 月の道路交通法の改正により導入され、平成 18 年 6 月より施行されている。

交通反則通告制度とは、車両の運転者が駐車違反をした場合において、運転者に対して、交通反則切符により告知し、反則金の納付等をさせることで、運転者の責任を問う制度である。

しかし、駐車違反のうち、運転者が車両を離れ直ちに運転できない状態にある車両については、「放置車両確認標章」を取り付け、運転者に対し責任追及を行うが、違反行為を現認していないことから運転者責任が追及できない場合や、違反行為者が、反則告知を受けても、反則金が納付されない場合がある。このような場合に、車両の包括的管理責任を有している車両の使用者に対する制裁として放置違反金の納付を命ずるものが放置違反金制度である。

放置違反金制度の流れは、次の図のとおり。

違法駐車車両に対し、運転者責任が追及できない場合は、車両の使用者に対して放置違反金の納付命令を行う。

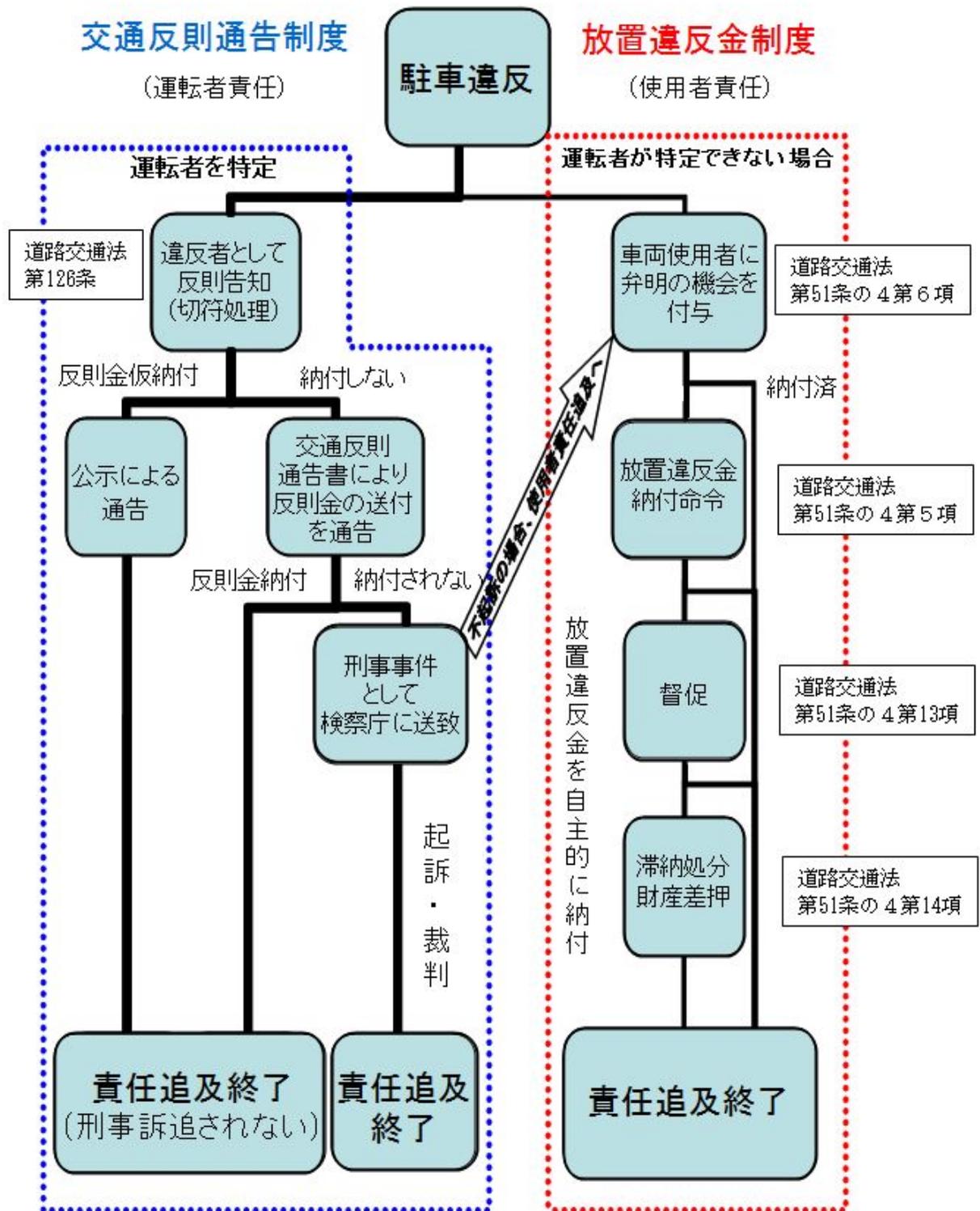
具体的には、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める納付命令の原因となる事実について書面であらかじめ通知するとともに、車両の使用者に対し弁明及びその証拠の提出機会を設けることとなる。

これらの手続きを経て納付命令が行われ、納付がされない場合、督促及び催告、財産の差押さえなどの滞納処分が行われることとなる。

なお、悪質な事案等については、使用者に対して道路交通法第 51 条の 7

に定める車検拒否及び道路交通法第75条の2に定める車両の使用制限等の措置が取られることとなる。

放置駐車違反の流れ



(3) 監査内容

① 債権管理の状況

放置違反金は、駐車管理システム（以下「システム」という。）により一括管理されていて、車両の利用者に対する納付命令の発令時に県の債権として調定が行われる。納付期限までに納付されない放置違反金に対しては、納付期限日から2週間経過後に、書面による督促を行っている。

督促状を発出してもなお納付されない場合には、督促状の納付期限日を経過した後に、システムから抽出した未納者に対して催告書を出すと同時に債権管理簿を作成し、滞納者の管理を行うとともに、独自に電子ファイル（エクセル）の債権管理簿一覧表により一括管理している。

さらに、催告書の納付期限日から2週間経過した以降、複数回に渡る催告書の発出や電話による催告を実施しているが、それでも納付に至らない場合は差押予告通知書を出し、差押予告通知書の納付期限日から2週間経過後、実行性を勘案した上で滞納処分（強制徴収）を実施する。

② 収入未済額の状況

ア 収入未済額の発生

放置違反金の納付命令を受けた者が、納付期限を経過しても納付しない場合に、督促を実施するとともに、収入未済額として管理することになる。

過去5年間に係る収入未済額の推移は、以下のとおりである。

なお、警察本部交通部交通指導課の調べによれば、静岡県における平成18年度から平成27年度の累計ベースの収納率は98.6%であり、全国都道府県中15位となっている。

(単位：千円、%)

年度	調定額 (A)	収納額 (B)	不納欠損額 (C)	収入未済額 (A) - (B) - (C)	収納率 (B) / (A)
平成23年度	281,302	249,903	—	31,399	88.8
平成24年度	270,963	239,723	3,767	27,473	88.5
平成25年度	240,636	211,666	1,974	26,996	88.0
平成26年度	297,253	265,248	2,981	29,114	89.2
平成27年度	249,964	220,662	2,519	26,783	88.3

イ 収入未済額の内訳（平成 27 年度末）

（単位：件、千円）

発生年度	件数	金額
平成 21 年度以前	21	303
平成 22 年度	61	847
平成 23 年度	213	2,856
平成 24 年度	227	3,049
平成 25 年度	325	4,256
平成 26 年度	540	7,279
平成 27 年度	609	8,193
合計	1,996	26,783

③ 不納欠損処分状況

過去 5 年間の不納欠損処分金額の推移は、以下のとおりである。不納欠損処分の事由については、全て消滅時効によるものである。

（単位：件、千円）

処理年度	件数	金額
平成 23 年度	—	—
平成 24 年度	256	3,767
平成 25 年度	138	1,974
平成 26 年度	208	2,891
平成 27 年度	183	2,519

（４）監査結果

① 指摘

なし

② 意見

ア 放置違反金管理簿に記録する交渉経緯等について

担当課では、催告書の発出に合わせてシステムから放置違反金管理簿を出力し、当該管理簿に未納者に係る交渉経緯等（日時、交渉内容、取扱者など）を記録することで管理している。

当該管理簿を閲覧した結果、「取扱者」の記載がないものが散見された。必要な時にこれまでの経緯を適切に辿れるようにするためには、「取扱者」を情報として残すことが重要であり、今後「取扱者」の記載漏れがないよう徹底すべきであるとする。

イ 多重債務者に対する情報共有について

担当課は、放置違反金の未納案件が複数ある債務者（多重債務者）については、「放置駐車違反金管理簿（多重債務者）」としてファイルにまとめ、他の通常の債務者と分けて管理している。

当該ファイルの冒頭には、多重債務者の氏名、残件数及び概要をまとめた一覧表を差し込み、担当課内における情報共有を適切に行うための工夫がなされているが、債務者の全容を把握するほどの情報はないことから、データ更新作業の煩雑さに見合った効果は得られていないのではないかと考える。

これらの管理手法については、情報共有に重点を置いていることから、現在のデータに加えて、多重債務者の現在の状況や今後の回収方針・回収計画などの情報も併せて記載し管理することで、悪質性・常習性の高い多重債務者の的確な管理及び当該債務者に対する迅速な対応が期待できるとともに、異動等による引継ぎ時には、漏れなく情報共有ができるようになると考えられる。加えて、情報を集約化し共有することで、他事案の参考資料としても価値が高まることから前向きに検討されたい。

第5 結び

今年度の監査のテーマは「債権管理」であるが、その債権には、実に様々な債権が含まれている。この監査では、「県税」と「税外未収金」の2つに分けて監査を行った。以下にそれぞれについて、所感を述べて本監査結果報告書の結びとする。

○ 県税の徴収体制の拡充について

平成 27 年度における県税全体の収入未済額 9,416,338 千円のうち、84.7%に当たる 7,977,885 千円が個人県民税によるものであり、収入率は県税全体で 97.9%、全国で 38 位となっている。また、個人県民税の収入率については、全国で 40 位の 93.9%となっている。

これらの数字から、個人県民税の収入未済額の縮減が、県の税収確保ひいては安定的な財政運営に寄与するのは言うまでもなく、今後に向けて最も重要な課題であるといえる。

しかしながら、個人県民税は、地方税法第 41 条により、県ではなく市町が個人市町村民税と合わせて「個人住民税」として一体徴収することとなっていることから、現状、同法第 48 条による県の直接徴収など一部の例外を除いて、直接関わるできない状況にある。

個人県民税の収入未済額の縮減に向けて、県では、平成 24 年 2 月に静岡県個人住民税徴収対策本部会議を設置し、特別徴収義務者の指定推進、県職員の短期派遣や地方税法第 48 条の規定による県直接徴収の拡充などの様々な対策を講じた結果、平成 24 年度以降の収入未済額及び収入率ともに改善傾向にあり、その取り組みについては一定の評価はできる。しかしながら、全国順位は依然として下位にあることから、収入率の更なる改善に向け、今まで以上に、県と市町が協働して徴収対策に取り組むことが必要である。

その選択肢のひとつとして、収入率の低い市町や徴収に係るノウハウの蓄積が十分でないと県が認める市町に対して集中的に派遣を行うことで、徴収職員の専門的知識の習得や納税折衝などの経験値の底上げを図り、各市町の徴収体制の強化が図られた時点で、平成 28 年度から賀茂地域で実施している市町村税の共同徴収の取組を、県下全域に展開していくことで、各市町の徴収体制がさらに拡充され、収入率の改善につながるのではと推測される。

なお、これらの対策の実施に当たっては、現在行っている様々な徴収対策について、人員数や費用対効果などの観点から効果検証を十分に行うことが必要と考える。

○ 税外未収金の徴収体制について

税外未収金といってもその内容は、大きく次の3種類に分けられる。

- ・強制徴収公債権 河川占用料や放置違反金 など
- ・非強制徴収公債権 生活保護費返還金等
- ・私債権 土地貸付料、中小企業高度化資金貸付金、教育奨学金返納金 など

さらに、その3種類の債権のなかには、発生の経緯の違う様々な債権が含まれている。

これらの税外未収金の収入未済額が平成22年度末では、2,001,056千円であったものが平成23年度に中小企業高度化資金貸付金1,530,007千円、平成25年度に産業廃棄物原状回復代執行費用663,908千円と高額な案件の発生があり、平成27年度末で4,106,567千円（増加率205.2%）と大幅な増加となっている。また、この収入未済額のうち、中小企業高度化資金貸付金、産業廃棄物原状回復代執行費用に係る債権、母子父子寡婦福祉資金貸付金、県営住宅使用料に係る債権の4つの債権で3,433,975千円、全体の83.62%を占めている。

この4つの債権の収入未済額の縮減が大きな課題となっているが、1件当たりが多額な中小企業高度化資金貸付金、産業廃棄物原状回復代執行費用の債権や、1件当たりは多額ではないが債務者が多数な母子父子寡婦福祉資金貸付金、県営住宅使用料などその債権の特徴の違いにより債権管理方法が異なっている。そして、その収入未済額の縮減においては、財産調査や法的措置などの踏み込んだ方法も必要になってくるが、法的措置を実行したことがない担当所属も多数存在している。

これは、法的措置を実行するにしても、その実行に当たっては費用対効果の検討が必須となるが、私債権については、県税などと違い、債権者に法的強制力が付与されていないため、法的措置を実行するための具体的な方法や、任意の財産調査等による費用対効果の算定方法など、その経験やノウハウが蓄積されていないことが最大の課題であると考えられる。

この問題の解決には、それぞれの債権の回収方法や法的な問題点等を検討、整理し、そのノウハウを、実際に使える形で、債権管理の現場に還元していくことが必要であり、更には、それらのノウハウが、継続的に活かされていくことが必要である。

そのための第一歩として、徴収に係る担当所属からの相談への対応や、実際の債権回収の支援等を専属で行うポストを管財課等の然るべき所属に設置し、各部局に散在する現場情報の収集と、経験の蓄積を図っていくことが重要であり、当該職員には、徴税経験者等、債権管理の経験が豊富な者を配置するのが現実的な方法であると考えられる。

当該職員が核（コア）となり、管財課が試行している共同管理の検証結果や実践での経験を踏まえた上で、「税外収入債権管理調整会議」等を活用するなど、部局間のコンセンサスを図りながら、「債権管理マニュアル」の改善を始め、担当所属の人材育成や継続的な現場支援等の在り方を検討・構築していくことが望ましいものとする。

以上

<監査結果一覧>

A 県税

【静岡財務事務所、沼津財務事務所、浜松財務事務所】

結果	項目	内容
意見	<p>ア 徴収可能性による分類について</p> <p>【静岡財務事務所、沼津財務事務所、浜松財務事務所】</p>	<p>県税システムでは、債務者に関する様々な情報（本税や延滞金などの金額、時効完成日や預金等の財産調査実施日などの日付、債務者の概況や納付状況などの特記事項に係るデータなど）を管理して、効率的な滞納整理の進行管理に利用されている。</p> <p>現状の限られた人員で、更に滞納処分を進め、収入率を向上させるためには、優先順位を設定し高額案件や徴収困難案件について、どのような方針で滞納整理を進めていくのか、納税課全体の課題として共有し、組織的に進行管理を進めていくことが有効であると考えられる。このための手段として、当該システムに徴収可能性による分類、例えば、納税折衝や財産調査の結果に基づき、①徴収可能な案件、②徴収困難な案件、③徴収不能な案件という分類情報を持たせて、活用してはどうだろうか。当該システムから、徴収困難な案件リストを出力して、このうち高額な案件を中心に上位者が集中してヒアリングを実施し、具体的な滞納整理の方針について助言・指導を行うなど積極的にかかわることにより、より効率的な滞納整理に繋がるものと考ええる。</p> <p>また、現状抱えている滞納案件のうち、今後、実際にどれだけ徴収可能なのか、件数及び金額ベースで全体の状況を一覧で把握することが可能となり、全体の滞納整理方針や計画策定に活用するなどメリットは大きいのではないかと考える。</p>
意見	<p>イ 明確な整理方針の記載について</p> <p>【静岡財務事務所、沼津財務事務所、浜松財務事務所】</p>	<p>滞納が発生した場合、担当者は債務者に対して、電話連絡や預金等調査、納税折衝等を行い、県税システムの「経過記事登録メニュー」に、その内容や結果を記載し保存しているが、経過記事一覧を閲覧したところ、各種調査の結果は記載されているものの、その結果を受けて今後どうしていくかなどの結論・方針が記載されていないものが散見された。</p> <p>調査結果が判明した都度、上司と相談して今後の滞納整理方針を決め、「滞納整理方針登録メニュー」で分納管理、財産調査、差押えなどの項目を入力しており、経過記事一</p>

		<p>覧に滞納整理方針の記載がなくても、調査結果を受けて、今後の滞納整理方針の検討、見直しを行っているため、当面は問題ないと考えられる。</p> <p>しかし、滞納整理が長期にわたる場合、担当課内での情報共有や正確な引継の観点から、当該経過記事においても、調査結果に対する結論・方針を残し、過去からの経緯や整理方針がわかるようにしておくことが望ましいと考える。</p>
--	--	--

B 税外未収金

1 総論

結果	項目	内容
意見	<p>ア 財産調査に係る調査事項等の統一について</p> <p>【管財課】</p>	<p>財産調査において、債権管理簿の様式は定められているが、担当者が任意で必要事項を判断して記録している。このため、担当者や所属によって、財産調査における調査内容やその記録状況にバラツキが見られた。</p> <p>所属や担当者に左右されない、効率的かつ的確な財産調査を実施するためには、債権管理簿に記載する財産調査の実施内容について記載事項を定めておくことが必要と考える。</p> <p>併せて、基本的な調査方法等を示すことにより、更なる調査の質の向上を図ることができると考える。</p>
意見	<p>イ 徴収体制の強化等について</p> <p>【管財課】</p>	<p>正規職員の多くが、徴収業務と他の業務を兼任しており、徴収業務への従事経験がない職員も見受けられた。</p> <p>税外未収金は、債権回収の態様が様々で、特に、非強制徴収公債権や私債権については、税との共通点が少ないため、県内部に制度に習熟した職員が少なく、債権管理の水準を十分に確保できていない状況である。</p> <p>今後、県が収入未済額の縮減を進めるに当たっては、税外未収金全般の実務に通じた専門的な人材を育成することが肝要である。</p> <p>具体的には、管財課に、県税や他債権の徴収業務の経験がある再任用職員等を配置し、当該職員が専属で各部局の徴収業務の相談や実際の徴収業務への同行、司法手続の共同実施などの支援を行うことで、実際の業務に従事しながらノウハウを蓄積していくことが可能となると考える。</p> <p>また、平成 28 年度から試行している債権の共同管理の範囲を広げていくことでも、上記と同様の効果が得られる</p>

		<p>と思われる。</p> <p>これらの取組により、実務に即した共通マニュアルの整備、研修、継続的な業務支援等、実際の現場で使える形で、各部局へノウハウを還元することが必要であると考える。</p>
意見	<p>ウ 延滞金（遅延損害金）の管理について</p> <p>【管財課】</p>	<p>延滞金（遅延損害金）について、元本の完納後に調定を行うことを理由に、延滞金（遅延損害金）の発生が予定されているにもかかわらず、元本完納までの間、定期的に算定が行われていないケースが見受けられた。</p> <p>債権管理は延滞金（遅延損害金）も含めた債務の完済を目標とするものであり、元本完済までの間に債務者が延滞金（遅延損害金）の発生を認識することができないことで、実際の徴収時において、トラブルの要因となることも懸念されることから、定期的に延滞金（遅延損害金）を算定し、債権管理簿に登載して管理すること及び通知等の方法により債務者に延滞金（遅延損害金）の存在を認識させることが必要であると考える。</p>
意見	<p>エ 不納欠損処分の推進について</p> <p>【管財課】</p>	<p>私債権は、消滅時効期間が経過したことのみで債権は消滅せず、債務者が時効の援用を行うことで時効が完成することとなる。</p> <p>今回の実地監査において、複数の債権において、消滅時効期間が既に経過しているが、債務者との連絡が取れず、時効の援用が行われなため、不納欠損処分ができていない状況が見受けられた。</p> <p>消滅要件を満たすことができない債権の多くは、かなりの長期間にわたり債務者との接触が取れず、所在不明であるケースや、債務者との接触が取れている場合でも資力が乏しいことが多く、債務の完全な履行が困難であり、県が債権を持ち続けても費用対効果が上がらないと推測される。また、これらの債権が積み重なることで、今後も収入未済額が増加していくことが懸念される。</p> <p>各部局ではイで述べたとおり、任意回収の場面における債権管理の水準を高めることにより、回収困難な債権の処理方針を早期に決定して、徴収停止、履行延期等の具体的な措置を速やかに行い、将来の不納欠損を遅滞なく行えるようにすることが重要であると考える。</p> <p>現在、債権管理マニュアルには、徴収停止の判断のポイントが「例示」されているが、具体的な手続や必要書類等について詳かではない。</p>

		<p>今後、管財課において、私債権の不納欠損処分を進めている他県の先行事例を研究する等により、不納欠損に至るまでの実態調査のノウハウや徴収停止の判断基準などについて、より具体的で実践的な内容のマニュアルに改善していくこと、併せて、各所属がマニュアルを運用するに当たっては、実務支援に積極的に取り組んでいくことが必要と考える。</p>
意見	<p>オ 口座振替制度導入の推進について</p> <p>【出納局】</p> <p>【管財課】</p>	<p>口座振替制度は、納入者が金融機関に出向く手間を省き、納期限の失念による未納などの人為的なミスを防止することができるなど、債権の納期内納付の推進に当たって極めて有効な制度であるが、税外未収金については、一部の債権のみへの導入にとどまっている。</p> <p>その要因として、現在は全ての債権において、システム処理による口座振替が可能となっていることを各部局が知らないなど、周知が十分に行き届いていないことが推測される。</p> <p>口座振替制度の導入の促進により、納期内納付率の向上が見込めるだけでなく、督促事務等の業務量減による債権管理事務の効率化など多くの効果が見込めることから、各債権の性質と導入効果を精査した上で、全庁的に一層普及させることが望ましいと考える。</p> <p>このために、制度の運用及びシステムを所管する出納局が、口座振替制度導入に係る具体的なマニュアルの作成や相談対応などの支援を積極的に行っていくことが必要と考える。</p> <p>また、管財課においては、出納局に協力して、税外未収金に係る口座振替制度の導入について各部局へ周知していくことでこれらの取り組みが一層推進されるものと考ええる。</p>

2 退職手当返納命令債権

結果	項目	内容
意見	<p>ア 債権の回収に向けた継続的な協議の実施について</p> <p>【人事課】</p>	<p>自宅の土地等の不動産の所有を確認しているが、未分割共有になっているなどの理由により、資産の売却等、返納のための具体的な対応が図られていない。これらの資産等については、毎年度、登記簿等を取得し所有状況を確認するとともに、資産売却等により債務を返納するよう継続的に協議を行っていくべきである。年金収入による返納だけ</p>

		では債権全額を回収する手法として現実的ではない。
意見	イ 遅延損害金の管理について 【人事課】	実際の返納額は遅延損害金の発生額未満であり、実質的な債権額は年々増えている。分割返納させるケースでは、債権管理簿に遅延損害金の額を記載するとともに、毎年度、債務者に対して、書面により通知して遅延損害金の発生について認識させるべきである。

3 土地貸付料

結果	項目	内容
意見	ア 債権管理簿のファイリングについて 【管財課】	債権管理簿を通覧すると、債務者によって、または、年度によってファイルされていない資料が散見された。担当者が誰であるかにかかわらず一貫性のある債権管理を行うためには、債権管理簿ファイルに綴るべき資料を明確にし、整理を徹底するべきである。
意見	イ 貸付料の納付方法について 【管財課】	土地貸付料は年1回の前払いが基本とされ、納期限を過ぎて納入した場合及び分割納付する場合のいずれも、貸付年度中に支払いを完了しても遅延損害金を徴収している。年額を一括前払いする制度が資力の乏しい契約者にとって納期内納付が叶わない一因であることが推測されるため、収入未済金及び納期後納付に伴う遅延損害金の発生を抑制するために、年一括納付が困難な契約者にも配慮して、契約上も分納を認めることを検討すべきである。
意見	ウ 滞納者からの分納計画書の徴収について 【管財課】	分納計画書の提出が必ずしも徹底されておらず、分納計画書の提出なしに分納の納付書を発行されている者が見受けられ、滞納者の納付意識低下の一因になっていると思われる。分納を確実に履行させるためには、分納計画書の提出及び計画の履行を滞納者に周知徹底し、規則的な納付を意識づけることが重要である。 また、分納計画書の履行状況を確認し、迅速に催告をすることで、収入未済額の増加を抑えることを検討すべきである。
意見	エ 連帯保証人の設定又は担保の提供の検討について 【管財課】	本来、契約者に対して、連帯保証人を付けること又は担保の提供を要求すべきであると考え。本件については、収入未済となっているケースに限定して、定期的な契約更新時に連帯保証人の設定を要求するか、又は収入未済額に係る債務の履行延期特約を結んで担保を提供させるのが実務的であると考え。 高齢化した契約者については、就労している子がいるの

		であれば、早い段階で、子を連帯保証人にして、子に土地貸付料の支払いを意識づけるとともに、親に支払遅延の兆候があれば、存命中に契約を子に変更させるなどの措置を図っていくことも収入未済額の増加を食い止める手段として有効であると考えます。
意見	オ 法的措置の実施の検討について 【管財課】	生活状況等を精査し、弁護士を介入させたとしても費用対効果の面から効果があると見込まれる高額滞納者については、法的措置を前提とした、弁護士による督促等について実施を検討すべきである。 特に「(3) ⑥高額滞納者の状況」に記載した債務者Aについては、悪質な契約者であることが伺える。また、滞納金額も多額であり、今後も回収できる可能性は低いと考えられ、現在、本人は契約している土地に居住もしていないため、契約を締結し続ける理由も希薄であることを踏まえ、早急に法的措置に踏み切るべきである。

4 産業廃棄物原状回復事業代執行費用返納金

結果	項目	内容
意見	ア 債務者の区分方法の整理について 【廃棄物リサイクル課】	債務者の区分方法について、口頭により担当者間で申し合わせているに過ぎず、文章化されていない。 特に、担当者の引継が繰り返されることで、前任者と後任者の区分方法にズレが生じ、ひいては課内の担当者間での区分にズレが生じるなど、区分方法が曖昧になる可能性が高い。債務者の区分方法をその区分に応じた基本的な回収方法（アプローチ方法）と併せて、文章化することが望ましい。

5 生活保護費返還金等

【賀茂健康福祉センター】

結果	項目	内容
意見	(ア) 債権管理簿の管理方法について 【賀茂健康福祉センター】	債権管理簿を通査した結果、ファイルされている資料や順番が統一されていない状況が確認された。債権管理に必要な情報等を整理した上で、ファイルすべき資料、順番等について統一的なルールを設けることが望ましいと考える。
意見	(イ) 債務者に係る基礎状況調査書の作	ケース記録票を通覧することで債務者の状況が分かる仕組みになっているが、債権回収が長期間にわたるケースにおいては、ケース記録票が数枚にわたるため、債務者の

	成について 【賀茂健康福祉センター】	現況が一目で把握しづらい。 引継や、担当者以外が債務者の現況を把握する際に、一目で本人の現況が把握できる資料として、基礎状況調査書を定期的に作成・更新して債権管理簿ファイルの先頭に綴じ込んでおくことが望ましいと考える。
意見	(ウ) 債務者に合わせた返還計画の作成について 【賀茂健康福祉センター】	債務者の状況調査として、資産の状況や扶養者等の情報は入手しているものの、他の債務の状況については実際にどの程度の債務があるかにまで踏み込んだ上で返還計画が作成されていない状況であった。 債務者のほとんどは生活困窮者で返還計画どおりに返済することは難しい状況にあると思料されるが、滞納が長期に及ぶと返還意識が薄れ、より回収が困難になることが予想される。たとえ月に1,000円でも返済させることで、債務者に返還意識を持たせ続けることが重要である。 当該観点から、他の債務がどの程度あるかを把握した上で、少額でも毎月返済させるような返還計画を作成し債務者と合意を図るべきであると考え。
意見	(エ) 債権管理における回収可能性に応じた債権分類の方法について 【賀茂健康福祉センター】	返還金等の債権管理において、色別スクリーニングを導入し、返還金等の納付状況に応じて指導方針や調査方針を定めることで、早期回収の必要性がより高い債権について、回収管理の更なる重点化を行う債権管理方針をとっている。 現状は回収実績による債権分類のみが検討されているが、年齢が低いほど将来の回収見込は高く、債権金額が高いほど回収費用に対する効果が高いと考えられるため、例えば債務者の年齢による分類や債権金額による分類を実施することも考えられる。 このような効率性の観点もスクリーニングの分類判断基準に入れることで、より有効な債権管理を行うことも可能であり、検討が望まれる。
意見	(オ) 生活保護費の返還に係る初動対応について 【賀茂健康福祉センター】	債務者のうち生活保護法第63条により保護費の返還を決定した者について、不動産の売却の情報を把握していたが受給者から不動産売買契約書の入手ができなかったために返還金の認定に3年以上かかり、かつその後回収が行われていないケースがあった。当該ケースでは文書による提出指示やケース診断会議が適時に実施されていなかった。 受給者の健康状態など一定の配慮が必要であった事実

		はあるものの、売却の情報を把握した早期の段階で、受給者とのコミュニケーションをもっと密に行うべきであったと考えられる。また、書類の入手が困難な状況となった早い段階で、文書催告やケース診断会議を行い、場合によっては保護の停止措置をとることが必要であったと考えられる。
意見	(カ) 回収可能性に応じた債権管理の導入について【地域福祉課】	「④独自の取組」に記載した色別スクリーニングの取組については、他の健康福祉センターでは導入されていない。今後、賀茂福祉センターでの取組の効果を検証した上で、有用な管理方法であることが確認できれば、他の健康福祉センターとも連携を図り導入を検討することが望ましい。
意見	(キ) 健康福祉センター間の債権管理方法の統一について【地域福祉課】	債権管理方法が健康福祉センターごとで異なり、統一性が見られなかった。 健康福祉センター間の連携を図り、各健康福祉センターで、他のセンターがどのような管理を実施しているか協議する場を設け、その中で最も有効かつ効率的な管理方法を採用し、これらを取りまとめて県の統一的な債権管理方針を策定すべきである。

【東部健康福祉センター】

結果	項目	内容
意見	(ア) 債権管理簿の記載について【東部健康福祉センター】	債権管理簿を閲覧したところ、履行期限は、債権発生当初に設定された日付が記載されており、返還計画表に基づく納入予定日が記載されていなかった。債権管理をより効果的に行うために、納入予定日と実際の納入年月日との乖離を確認できるよう、債権管理簿の履行期限欄に納入予定日を記載する必要がある。 また、債権管理簿には督促状や催告状の発送など債務者との交渉状況を記録することになっているが、当初の督促状の記録がされているのみで、その後の交渉状況が記載されていないケースがあった。各債務者の債権回収に関する情報が、債権管理簿を見ても把握できない状態である。債権管理簿をより効果的に行うために、債権管理簿に債務者との交渉状況を継続的に記載する必要がある。
意見	(イ) 債権管理簿の管理方法について	債権管理簿を、債務者別ではなく発生年度別でファイルしているため、同一人物に複数年度で発生した債権がある場合、1つのファイルに保管されている債権管理簿を見て

	【東部健康福祉センター】	も、債務者の全体像が分からない状態である。 債権回収が長期間にわたるようなケースにおいては、「生保債権管理簿」のデータと債権管理簿との照合や債権管理簿の更新を効率的に行うために、債権管理簿を債務者別にファイルする、もしくは参照インデックスを付して同一人物の債権管理簿の所在が速やかに把握できるように管理することが望ましいと考える。
意見	(ウ) 債務者に係る基礎状況調査書の作成について 【東部健康福祉センター】	催告記録を通覧することで債務者の状況が分かる仕組みになっているが、債権回収が長期間にわたるケースにおいては、催告記録が数枚にわたるため、債務者の現況が一目で把握しづらい。 引継や、担当者以外が債務者の現況を把握する際に、一目で本人の現況が把握できる資料として、基礎状況調査書を定期的に作成・更新して債権管理簿ファイルの先頭に綴じ込んでおくことが望ましいと考える。
意見	(エ) 返還予定に応じた返還計画の更新について 【東部健康福祉センター】	今回調査対象となった20件について、計画どおりの分割返済ができていない状況であったが、随時、返還計画の見直しが行われていなかった。長期間にわたって着実に債権回収を図るためには、債務者に、今後の返還予定を意識付けることが重要であり、少なくとも、当初の返還予定から大きく乖離する状況になった場合は、返還計画を更新し、債務者に返還誓約書を提出させる必要があると考える。
意見	(オ) 債務者とのコミュニケーションについて 【東部健康福祉センター】	債務者が長期間にわたって分割返済する場合、債務者に返還意識を持たせ続けることが重要である。そのために、基礎状況調査書、返還計画を、年度の最初の訪問時に債務者に示し、債務の状況を説明するとともに、直近の状況を債務者から聴き取り、返還の進捗状況を返還計画に照らして相互確認していくことが有効であると考え。
意見	(カ) 生活保護廃止者に対する債権回収手続き等の強化について 【東部健康福祉センター】	生活保護廃止者に対する未収債権は、生活保護費の不正受給によるケースが多く、1件当たりの債権金額も多額になる傾向にあるので、生活保護廃止者に対する債権回収手続きを強化する必要があるが、本来債権回収は、ケースワーカーの専門業務ではなく付随的な業務であり、債権回収の専門ノウハウも乏しいため、債権回収に詳しい職員を配置するなど、人的な面で、生活保護廃止者に対する債権回収手続きを強化することが望ましい。

【中部健康福祉センター】

結果	項目	内容
意見	(ア) 債権管理簿の記載について 【中部健康福祉センター】	債権管理簿を閲覧したところ、履行期限は、債権発生当初に設定された日付が記載されており、返還計画表に基づく納入予定日が記載されていなかった。債権管理をより効果的に行うために、納入予定日と実際の納入年月日との乖離を確認できるよう、債権管理簿の履行期限欄に納入予定日を記載する必要がある。
意見	(イ) 債務者に係る基礎状況調査書の作成について 【中部健康福祉センター】	催告記録を通覧することで債務者の状況が分かる仕組みになっているが、債権回収が長期間にわたるケースにおいては、催告記録が数枚にわたるため、債務者の現況が一目で把握しづらい。 引継や、担当者以外が債務者の現況を把握する際に、一目で本人の現況が把握できる資料として、基礎状況調査書を定期的に作成・更新して債権管理簿ファイルの先頭に綴じ込んでおくことが望ましいと考える。
意見	(ウ) 債務者に合わせた返還計画の作成について 【中部健康福祉センター】	生活保護の対象者の半分以上は高齢者であり、中部健康福祉センター管内の未収金の債務者も全て 65 歳以上である。 当該債務者は毎月一定額を分割返済する計画となっているが、債権回収の確実性を高めるのであれば、年金が支給される偶数月に 2 か月分を返還する等、収入見込み額に応じた返還計画を作成することが望ましいと考える。
意見	(エ) 返還予定に応じた返還計画の更新について 【中部健康福祉センター】	今回調査対象となった 4 件について、計画どおりの分割返済ができていない状況であったが、いずれも返還計画の見直しが行われていなかった。長期間にわたって着実に債権回収を図るためには、債務者に、今後の返還予定を意識付けることが重要であり、少なくとも、当初の返還予定から大きく乖離する状況になった場合は、返還計画を更新し、債務者に返還誓約書を提出させる必要があると考える。
意見	(オ) 債務者とのコミュニケーションについて 【中部健康福祉センター】	債務者が長期間にわたって分割返済する場合、債務者に返還意識を持たせ続けることが重要である。そのために、基礎状況調査書、返還計画を、年度の最初の訪問時に債務者に示し、債務の状況を説明するとともに、直近の状況を債務者から聴き取り、返還の進捗状況を返還計画に照らして相互確認していくことが有効であると考え。

意見	<p>(カ) 債務者情報の共有について</p> <p>【中部健康福祉センター】</p>	<p>市町合併に伴い所管区域外に居住している2人について、返還金等の債権管理は県が行い、生活保護費の支給は市が行っている。うち1人について、県は債権者として、市は保護の実施主体として、別個に、債務者及び扶養義務者への連絡を行っているが、知り得た情報をその都度共有していないため、過去、県が扶養義務者の所在を把握できない期間が生じていた。</p> <p>債権管理と生活保護の管理を一元化すれば、より効率的な債権管理が可能と考える。また、他自治体の債権を一元管理することが難しい場合は、市と定期的に連絡を取って債務者情報の共有を行うことが有効と考える。</p>
----	---	--

6 看護職員修学資金返還金

結果	項目	内容
意見	<p>ア 債権管理簿の記載漏れについて</p> <p>【地域医療課】</p>	<p>財務会計システムを基に作成された繰越未納額一覧と債権管理簿を照合したところ、債権管理簿に一部入金等の情報の記載漏れが検出された。</p> <p>財務会計システムで調定等を行い、後から債権管理簿に入金情報等を転記することとなっているが、当該転記を失念してしまったとのことであった。</p> <p>これらの転記ミスや転記漏れを防止するため、適切な上席者による検証作業が望まれる。</p> <p>また、業務効率及び転記ミスや転記漏れ防止の観点から、財務会計システムから出力したデータを活用した債権管理簿の作成を検討すべきである。</p>
意見	<p>イ 資力調査の報告様式について</p> <p>【地域医療課】</p>	<p>「静岡県看護職員修学資金に係る返還金徴収管理について」で督促状の交付及び催告等の実施後に資力調査を実施することとしている。債権管理簿を確認したところ、調査項目や報告書様式等が定まっていないことから、担当者が個々の判断で資力調査の状況を面談記録等に取りまとめている状況であった。</p> <p>資力調査は延滞債権の回収可能性の判断や回収計画立案に当たり重要な情報源となるため、県として必要な調査項目を整理し、報告書様式等を事前に整備しておくことにより、調査の観点を担当者間で統一する必要があると考える。</p>
意見	<p>ウ 収入未済額に応じた回</p>	<p>どの債務者に対しても、概ね同様の対応を行っていることは、収入未済額の多寡に関わらず、債務者に対して公平</p>

	<p>収手続の実施について</p> <p>【地域医療課】</p>	<p>な徴収事務を行っているといえるが、見方を変えると、回収コストを意識して徴収事務を行っていないとも考えられる。収入未済額が少額で、強制執行費用等が収入未済額を上回ってしまうような事案に、事務処理コストや担当者の労力を割くことは、経済性の観点から非効率であると考えられるため、収入未済額の多寡に柔軟に対応し、より回収効率が良い債権に注力できる徴収事務の手法について検討すべきである。具体的には、このような事案については、電話催告や臨宅の回数を減らすことが合理的ではないかと考える。また、一定以上の収入未済額がある債務者に対しては、より電話催告や臨宅の回数を増やす、あるいは強制執行費用等の回収コストを十分考慮した上で、法的措置に踏み切る方がより合理的だと思われる。</p>
意見	<p>エ 徴収停止による不納欠損処分の実施について</p> <p>【地域医療課】</p>	<p>債権管理簿を閲覧したところ、滞納者の中には10年以上入金実績がなく、かつ本人との連絡がつかない債務者が存在した。</p> <p>10年以上入金がなく、かつ、所在も不明な債務者については、今後の管理コスト等を考慮すると徴収停止の手続を行った上で、不納欠損処分を実施することを検討すべきである。</p>

7 中小企業高度化資金

結果	項目	内容
意見	<p>ア 不納欠損処分の実施について</p> <p>【商工金融課】</p>	<p>債権管理に係るコストの面からは、今後に発生する債権回収コストが債権の回収見込額を上回る場合、債権を不納欠損処分して、今後に発生するコストを削減することが望ましいことから、債権管理コストを考慮した上で、時効期間を経過している等の要件を満たした事案については、積極的に不納欠損処分を行うべきと考える。</p>

8 中小企業近代化資金（設備資金）

結果	項目	内容
意見	<p>ア 不納欠損処分の実施について</p> <p>【商工金融課】</p>	<p>債権管理に係るコストの面からは、今後に発生する債権回収コストが債権の回収見込額を上回る場合、債権を不納欠損処分して、今後に発生するコストを削減することが望ましいことから、債権管理コストを考慮した上で、時効期間を経過している等の要件を満たした事案については、積極的に不納欠損処分を行うべきと考える。</p>

9 河川占用料

【静岡土木事務所】

結果	項目	内容
意見	(ア) 滞納処分方針の明確化について 【静岡土木事務所】	<p>「河川占用料の徴収管理について」において、任意納付に応じない者に対しては、原則、滞納処分の手続により強制的な徴収を実施する方針となっている。また、不納欠損処分を行うに当たっては、原則、滞納処分の執行停止の手続を事前にとる方針となっている。</p> <p>一方、実態は、過去5年間の不納欠損処分は時効による債権の消滅を理由に行われ、滞納処分の実績はなく、滞納処分の執行停止の手続も行われていない。</p> <p>経済効率性の観点から、原則どおり滞納処分の手続を進めるべきとは必ずしも言えない側面もあると考えるが、県の方針と実態が乖離している状況は望ましいとはいえず、両者は整合していることが必要である。</p> <p>そこで、滞納処分を進める案件とそうでない案件とを区分して管理するための判断指針などを設けることが望ましいと考える。</p> <p>判断指針を定めるに当たっては、経済効率性の観点及び公平性の観点から、一定金額以上の案件や、支払う資力がありながら支払わないなど悪質な案件については滞納処分手続の対象とすることを明確にすることが必要である。</p>

【島田土木事務所】

結果	項目	内容
意見	(ア) 債務者の高齢化への対応について 【島田土木事務所】	<p>今後、個人の占用者が高齢化していくことで、今までは正常に回収できていた債務者についても、回収が困難になるケースが出てくることが予想される。</p> <p>個人の占用者に対しては、緊急連絡先等必要な情報をあらかじめ確認し、データ化しておくのが望ましいと考える。</p> <p>個人の占用者に係る収入未済額の縮減に当たり、家族や親族等の緊急連絡先等は、回収時において重要な情報であり、これらを所持することで滞納発生時に迅速な初動を期待できるため、任意による情報収集となるが、担当部局は前向きに入手を検討すべきである。</p>

10 地域改善対策大学等進学奨励費

結果	項目	内容
意見	ア 滞納者への催告について 【教育政策課】	<p>「(3) ③イ」の債務者Eについては、順調に返納がなされていた期間も長く、返納意識が高いことが推測されることから、督促の指定期限に納付が行われなかった時点で、速やかに催告を行い、債務者に遅延していることを知らせるべきであると考えます。</p> <p>これらの延滞が発生した場合において、迅速に催告を実施し、返還遅延の注意喚起を行うことで、滞納の常態化を防ぐことが期待できることから、必要に応じて随時催告を行っていくべきと考えます。</p>
意見	イ 債権管理台帳の一元化について 【教育政策課】	<p>債務者別の債権管理台帳は、手書きのデータと電子ファイル（アクセス）のデータの2つがあり、完全に二重管理になってしまっている。</p> <p>さらに、債務者データのまとめ表を電子ファイル（エクセル）で別途作成している。</p> <p>債務者から進学奨励費の返還が行われた場合など、上記3つの管理データにそれぞれ反映しなければならないなど非効率な業務形態となっているため、これらのデータについては作業の効率化かつ更新時のミスを減らすため、データの一元化をすべきと考えます。</p> <p>また、債権管理で削減した労力を、貸与者への督促等に充てることで滞納時の迅速な初動対応などの間接的効果も期待することができると考えます。</p>

11 教育奨学金返還金

結果	項目	内容
意見	ア 債権状況に応じた債権管理について 【高校教育課】	<p>時効を理由として不納欠損処分を行った債権はなく、債権の滞留状況にかかわらず、一律の債権管理を行っている。</p> <p>しかし、債務者本人及び連帯保証人と直接連絡が取れず、一回も返済がない債務者がいるなど、債権の回収が進んでいない状況である。このまま数年が経過すると、時効援用による不納欠損処分が発生する可能性があり、長く滞留している債権ほど、回収が困難になる可能性が高いと考えます。</p> <p>そのため、債権の滞納年数に応じて催告の頻度や方法を変えるなど、債権の状況に応じた債権管理の仕組みを構築す</p>

		ることが望ましいと考える。
意見	イ 債権回収の外部委託に係る契約内容の見直しについて 【高校教育課】	<p>債権の回収業務を外部委託し、債権回収額に一定率を乗じた額を手数料として支払っている。委託契約では債権の滞留状況にかかわらず、手数料率が一定のため、外部委託先は、回収条件が整っている債権から優先的に回収し、その他の債権の回収が進まないことが見込まれ、最終的には不納欠損処分により債権放棄となる債権が増加していくことが危惧される。</p> <p>現時点で最適な契約内容を設定することは難しいと考えるが、今後、債権の金額、滞納年数及び債務者の資力状況等により債権区分を設定し、その債権区分に応じて手数料率を変えるなど、債権回収がより進むような契約内容になるよう検討すべきである。</p>
意見	ウ 外部委託先の利用期間について 【高校教育課】	<p>債権回収の外部委託について、新規貸付関連の事務処理や外務委託に係る事務処理に時間を要するため、年度当初から数か月間、外部委託を行っていない期間が生じている。</p> <p>外部委託の期間が長ければ長いほど、電話や臨宅等の催告による債務者への接触機会が増加し、債権回収が進むことが見込まれるため、毎年度、できる限り早い時期に、外部委託先と契約することが望ましいと考える。</p>

12 放置違反金

結果	項目	内容
意見	ア 放置違反金管理簿に記録する交渉経緯等について 【交通指導課】	<p>放置違反金管理簿に「取扱者」の記載がないものが散見された。必要な時にこれまでの経緯を適切に辿れるようにするためには、「取扱者」を情報として残すことが重要であり、今後「取扱者」の記載漏れがないよう徹底すべきであると考えられる。</p>
意見	イ 多重債務者に対する情報共有について 【交通指導課】	<p>多重債務者については、「放置駐車違反金管理簿（多重債務者）」としてファイルにまとめ、通常の債務者と分けて管理しており、ファイル冒頭には、多重債務者の氏名、残件数及び概要をまとめた一覧表を差し込み、担当課内における情報共有を適切に行うための工夫がなされているが、債務者の全容を把握するほどの情報はないことから、データ更新作業の煩雑さに見合った効果は得られていないのではないかと考えられる。</p>

		<p>これらの管理手法については、情報共有に重点を置いていることから、現在のデータに加えて、多重債務者の現在の状況や今後の回収方針・回収計画などの情報も併せて記載し管理することで、悪質性・常習性の高い多重債務者の的確な管理及び当該債務者に対する迅速な対応が期待できるとともに、異動等による引継ぎ時には、漏れなく情報共有ができるようになると考えられる。加えて、情報を集約化し共有することで、他事案の参考資料としても価値が高まることから前向きに検討されたい。</p>
--	--	---